

令和2年12月定例会会議録（第1号）

令和2年12月4日 金曜日 午前10時00分開会
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	津藤隆浩

事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

議事日程（第1号）

令和2年12月4日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告

（上程、提案説明、採決）

- 日程第 4 議案第113号新庄市表彰について

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 5 議案第114号財産の取得について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 6 議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第116号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第117号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第118号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 議案第119号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第120号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第121号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第125号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例について
- 日程第17 議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第127号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 128 号最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について

日程第 20 議案及び請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

日程第 21 議案第 108 号令和 2 年度新庄市一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 22 議案第 109 号令和 2 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 23 議案第 110 号令和 2 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 24 議案第 111 号令和 2 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 25 議案第 112 号令和 2 年度新庄市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより令和2年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山科春美さん、奥山省三君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

下山准一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

石川正志議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る11月27日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集され

ました令和2年12月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和2年12月定例会日程表のとおり、本日から12月15日までの12日間と決定いたしました。

また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、議案16件、補正予算5件、請願2件の計23件であります。

案件の取扱いであります。議案第113号につきましては、人事案件でありますので、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。議案第114号につきましては、議案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第115号から議案第128号までの議案14件につきましては、本日本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第108号から議案第112号までの補正予算5件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、12月15日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月15日までの12日間にしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、

会期は12月4日から12月15日までの12日間と決
しました。

令和2年12月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要	
第1日	12月4日	金	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。人事案件(1件)の上程、議案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(14件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の各常任委員会付託。補正予算(5件)の一括上程、提案説明。	
第2日	12月5日	土	休			会	
第3日	12月6日	日	休			会	
第4日	12月7日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、山科春美、石川正志、佐藤卓也、庄司里香の各議員	
第5日	12月8日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 押切明弘、叶内恵子、佐藤文一、佐藤悦子の各議員	
第6日	12月9日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査	
第7日	12月10日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査	
第8日	12月11日	金	休			会	本会議準備のため
第9日	12月12日	土	休			会	
第10日	12月13日	日	休			会	
第11日	12月14日	月	休			会	本会議準備のため
第12日	12月15日	火	本会議	議場	午前10時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(5件)の質疑、討論、採決。	

日程第3市長の行政報告

下山准一議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

昨日、おとといと郡内でもコロナ感染者が出たということで、自粛の方向性というふうなことがあります。昨日対策会議を開きまして、ゼロ、100ではなく、適度な対策を行いながら、経済も回すというふうなことで、まだ一刻一刻と状況が変化する中で、また協議し合うというふうなことをしたところであります。

さて、12月定例会に当たり、今回の報告については、本合海地区の国道崩落に伴う漏水対応について御報告申し上げます。

令和2年11月13日金曜日、午前9時頃、国道47号線の本合海地内において新田川に接する国道の北側のり面が崩落し、水道管より漏水が発生しているとの連絡を受け、国土交通省新庄国道維持出張所と現場確認した結果、国道の路肩が崩落したことによる漏水と断定し、水道管の緊急修繕を行ったところであります。

緊急修繕に当たっては、本合海地区約200世帯の大規模な断水となるため、午後1時からの断水のための広報活動を行うとともに、給水拠点を本合海小学校とし、給水車2台を配置し、給水活動を行ったところであります。

緊急修繕の完了後、水道管への水張り作業を行い、午後8時頃より徐々に通水し、おおむね午後9時には断水解消に至ったところであります。

給水活動の際には、様々な情報提供やポリタンクなどの回収など、多くの皆様の御協力をいただきました。特には、地元の議員である八鍬議員には大変感謝申し上げます次第であります。

今後とも安心安全な水道水の供給のため、水道事業を運営していく所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

日程第4議案第113号新庄市表彰について

下山准一議長 日程第4議案第113号新庄市表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第113号新庄市表彰について御説明申し上げます。

本案は、本市の隆盛、発展に長年寄与され、市政に対する功労が特に顕著な方々を表彰するため、新庄市表彰条例に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

初めに、清水清秋氏は、平成3年12月から平成31年4月まで連続7期、27年もの長きにわたり、市議会議員として幅広く活躍されたことは、皆様も御承知のとおりでございます。その卓越した識見により、市議会議長として力を尽くされ、さらに、最上広域市町村圏事務組合議会議長を2度歴任するなど、多年にわたり地方自治に貢献されました。

次に、本澤昌紀氏は、平成7年に民生委員に就任して以来、新庄市民生委員児童委員協議会連合会会長、児童養護施設理事長、社会福祉法人新庄市社会福祉協議会会長など、社会福祉関係の要職を歴任し、その温厚な人柄をもって責務を遂行され、社会福祉の向上に貢献されました。

これら2名の方々の市政における功績に対しまして、新庄市表彰を行いたく、御提案申し上

げます。

それぞれの略歴、功績につきましては、表彰候補者調書を添付しております。

御審議いただき、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第113号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第113号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第113号新庄市表彰については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第113号はこれに同意することに決しました。

日程第5 議案第114号財産の取得について

下山准一議長 日程第5 議案第114号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第114号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、G I G Aスクール構想の実現に向け、市内各小中義務教育学校の児童生徒1人1台のタブレット型端末を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得するタブレット型端末は、G I G Aスクール構想標準仕様書に準拠したWindows型端末で、低学年の児童も取り扱いやすいよう、軽量でキーボードが取り外しできるものとなっております。

また、取得する台数は、市内各校全ての児童生徒用として2,535台、予備機として39台、合計2,574台を整備するものであります。

契約方法は、指名競争入札による物品購入契約とし、本市に本店または営業所を有する10社による入札を行った結果、新庄市十日町6162番10、株式会社東北情報センターから1億2,034万円で取得するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明がありました議案第114号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番 (叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番 (叶内恵子議員) 今回のそのG I G Aス

クール構想なんです、国の当初のスケジュールでは、5か年の計画で令和5年度中に完了する予定であったと。義務教育段階にある児童生徒1人1人の端末配備を今度前倒しをしまして、今年度中に完了を目指すということで、1人1人、1人1台のタブレットを購入するために国庫補助金の活用にもこの時間の制限というものが加えられてしまい、そういった慌ただしい状況の中で事業進められていらっしゃるということについては、理解をしております。

ですが、国において安価な環境整備に向けた調達改革ということで、都道府県レベルでの共同調達を推進していたと思います。山形県の共同調達による入札が11月12日に実行されたと。35自治体のうち、1自治体が共同調達に参加したというふうに聞いております。

また、全国的な動向を見ますと、20を超える都道府県において共同調達を実施しているということを見ると、共同調達に参加するということが、そのスケールメリットがあったのではないかと考えるんですが、新庄市においても共同調達に参加するという選択ができなかったのかどうなのか。

そして、次なんです、本市のこのタブレット型端末ですが、2,574台という購入です。入札予定価格が1億1,232万円と、大変高額となっております。本市は、このタブレット型端末の購入に当たって、今も説明があったとおり、指名競争入札に付したということですが、その理由と、一般競争入札としない場合の例外としての基準、この基準を伺いたいと思います。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

下山准一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 まず、1点目の県の共同調達の件でございますが、実際には私どもも共同調達に乗らせていただくというふ

うな方向で実際に動いておりました。

結果的に、県の共同調達を活用した市町村が1団体しかなかったわけなんです、私どもが共同調達にまずは最初に入るつもりでいた段階、これ3月の段階なんです、この段階では県内35市町村のうち20団体ほど参加するというふうな意向、私どものほかに20団体いらっしゃいました。この共同調達のメリットは、今おっしゃったようなスケールメリットというのが一番大きいところなんです、これが県の説明によりますと、8,000台を超えたあたりからスケールメリットが出てくる。私どももそのスケールメリットというところが最大の理由で、県の共同調達に参加する意向でございました。

ところが、その3か月後、3月にまたその意向の調査がありまして、その段階で35市町村のうち6団体だけに減ってしまいました。というのは、それぞれの市町村の事情によって参加しないというふうなことになってきたのかなと思うんですが、そこで、6団体で1万2,000台ほどの予定だったようです。そのうち、新庄市は、大口から2番目で、私ども2,500台、2,600台ほどですが、一番多いところで7,100台ほどの予定があったと。この私どもともう一つの大口の自治体2つが抜けてしまうと、スケールメリットが全然出なくなると。特に、私どもより多かったところの予定している団体が抜けてしまうと、全くそのメリットがなくなってしまうというふうなことで、そちらの団体のほうに今後どうしますかというふうなことでお話をさせていただきまして、抜けるつもりだというふうなことで、そうすると、そのスケールメリットのラインというところが切れてしまって、その最大の理由であったスケールメリットが得られないというふうなことで、私どももこの共同調達のほうから抜けさせていただくというふうな判断をさせていただいたところなんです。以上です。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 2点目の入札方法についての御質問でございます。

このたびの物品購入契約に関しましては、指名競争入札により入札を行ったということでございます。その理由としましては、物品に関しましては、市内の取扱い業者が非常に限られているというふうなことがございますので、直接的な根拠法令としましては、地方自治法施行令によりまして、入札、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるというふうな理由でございます。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） この都道府県による共同調達につきましては、新庄市の立場でどういうふうに県が進めていったのかということをお説明いただいたかと思えます。

他市の意向等を調査してみますと、できればやはり今になってというか、共同調達で進むことが望ましかったと、やはり考えている自治体が多かったなということをおっしゃっていただきましたので、新庄市においてもどのような手続で断念したのかということを確認しまして、大変ちょっと県として、県に対しては残念なまとめ方をされたのかなと、非常にちょっとがっかりをしているところでした。

そして、今次に、指名競争入札について、担当課長のところから自治令にのっとって、自治令によって、政令で定められているその法則に従って指名競争入札としたという説明だったと思うんですが、この政令で定める場合に、該当するときに限った指名競争入札ということで、この指名競争入札でできる場合ということが3点自治令で定められていますが、まず、その1点はその性質または目的が一般競争入札に適し

ないという判断、そして、入札に参加できる者が一般競争入札に付する必要があると認められるほどに競争に加わるべき者の数が少ないという判断のもの、そして次に、一般競争入札に付するときには、不信用、又は不誠実の者が参加して競争をなすおそれがあるとき、業者が連合して不当競争しようとするおそれがあるとき、一般競争入札に付するときは、契約上の義務違反のおそれがあり、地方公共団体の事業に著しく支障を来すおそれがあるというときであると理解しておりますが、これで、この中で、市内業者と限定した理由ということがその基準だということですが、市内業者に限定しなくても、一般競争入札で実施をするということが可能であるかと思えます。

35市町村の中では、一般競争入札に付して、新庄市のこの今回の金額よりも単価としても安価に物品の購入、同じ、WindowsというOSで購入していることを可能にしていたんですが、その市内業者に限るとした、この基準、そちらを再度伺いたいと思えます。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 このたびの物品購入に関しましては、国の交付金を活用して、市で購入するという形になるわけでございますので、やはり地元への経済波及効果ということをお第一に考えまして、地元で取扱いできる物品でございますので、市内業者を対象に入札を行ったというふうなことでございます。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 市内業者、そうしましたら、もう1点伺っておきたいんですが、今回の指名競争入札で落札をした業者がこのタブレットを活用できるようにするために、各学校に測量設計をしなければいけない。大容量になるので。その測量設計業務に対して随意契約とい

う形で同じ業者が随意契約をされていらっしゃる。この点については、随意契約の基準、どのように判断をされて随意契約されていらっしゃるのか、重ねてお伺いいたします。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 この随意契約の理由でございますが、やはり納入に当たりまして、この物品を取り扱う業者がその設計の導入に当たっての設計業務委託を随意契約で行うというようなことについては、やはり妥当性があるのではないかということで、その導入の際の仕様の精査ですとか、状況の確認、それらに精通した業者であり、また物品を取り扱っている業者が行うのが最もスムーズに進むのではないかというふうなことで随意契約を行ってございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 10社も競争入札に参加なさった、できる、指名競争入札にしたということなんですが、それだけ市内に力があるというか、できるだろうと思われる会社があるんだろうと思います。

そういう意味では、今仕事が少なくなっていることを考えますと、できるだけ分離発注して、より多くの地元の業者に仕事を回すような考えはなかったのか。その点についてはどうでしょうか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

下山准一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 答えが当たっているかどうか分からないんですが、発注したところは、市内の業者になりますので、よろしいでしょうか。（「分離発注」の声あり）

分離発注ですね。分離発注についても、ある

程度考えました。これは、当初小学校6年生の分と中学校3年生の分をまず先行して早めに納入させる。そして、各学年ごとに応じて分けていくといった方向で分離発注できるのかなというふうには考えておったんですが、その形を取ってしまいますと、入札を実施して機種が決まるわけでありますので、全くばらばらの機種になってしまう。そういったこともありまして、それから、もう一つは、スケールメリットを考えて、一括で発注すればそれだけのスケールメリットが出てくると。

そういった2点がございましたので、今回まとめて入札を実施して発注させていただくというふうなことになります。以上です。

下山准一議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第114号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

議案 1 4 件一括上程

下山准一議長 日程第6議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例についてから日程第19議案第128号最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更についてまでの議案14件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例についてから日程第19議案第128号最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更についてまでの議案14件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う新庄市市税条例の改正のうち、施行日が令和2年4月1日のものについては、3月31日に専決処分を行い、5月臨時会で御承認をいただき、本年10月1日に施行される部分及び新型コロナウイルス感染症関連で令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正は、6月議会で議決をいただきました。

本案は、令和3年1月1日以降に施行される部分につきまして提案するものであります。

主な改正の内容といたしましては、個人住民税につきましては、非課税措置の対象に独り親を加え、性別にかかわらず非課税措置の対象とするものであります。

また、延滞金の割合等の特例措置として、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改め、この延滞金基準割合が年7.3%に満たな

い場合の特例措置を規定します。

たばこ税につきましては、1グラム未満の軽量葉巻たばこを紙巻きたばこ1本に換算して課税するため、改正を行います。

さらに、都市計画税につきましては、新たな課税区域として、円満寺町、西町、谷地小屋、松本、本宮、桧町の一部を追加し、その他条文の整備を行うものであります。

これらは、施行日が一律でないため、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第116号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定、所得基準の見直し及び長期譲渡所得に係る課税の特例の改正を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

具体的には、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行から10万円引き下げ、43万円とするとともに、同一世帯内での給与所得者数と年金所得者数に応じて10万円ずつ軽減判定所得を引き上げていく仕組みとするものであります。

また、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を新設するものであります。

施行日は、令和3年1月1日とし、令和3年度の課税分から適用するものであります。

次に、議案第117号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が一部改正

されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、引用している法律の条項について条項ずれを解消するための改正、及び引用している政令の名称変更に伴う改正、その他規定の整備を行うものであります。

施行日は、公布の日であります。

次に、議案第118号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

令和2年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う新庄市市税条例における延滞金の割合の改正につきましては、議案第115号において御提案申し上げたところでありますが、市税外収入などの関係する4条例につきましても、市税との均衡を図るため改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、延滞金の計算の基礎となる特例基準割合の用語を「延滞金特例基準割合」に改めるほか、条文の整備を行うものであります。

施行日は令和3年1月1日であります。

次に、議案第119号から議案第122号までの指定管理者の指定について、一括して御説明申し上げます。

いずれの議案も令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了する市の公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第119号新庄市立図書館につきましては、一般社団法人とらいあを、議案第120号新庄市民プラザにつきましては、特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄を、議案第121号新庄市体育館を含む10の体育施設につきましては、一般財団法人新庄市体育協会を、議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑につきましては、株式会社セロン東北を指定管理者として指定するものであります。

指定管理者の候補選定に当たり、公募を行ったところ、それぞれの施設について1件ずつ応募がありました。

市民から選出された委員を含む選定委員会により、新庄市立図書館につきましては、専門性の高い業務に対して職員の目的意識が高く、多彩な事業展開による読書活動の向上や安定した施設運営を続けていくことが期待できることから、引き続き、一般社団法人とらいあが選定されました。

新庄市民プラザにつきましては、職員の業務に対する使命感が強く、今後も安定した施設運営が期待できるとともに、幅広い年齢層に対応した多彩な事業を展開していることから、引き続き、特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄が選定されました。

新庄市体育館等につきましては、安定した運営体制や職員の資格取得状況、災害時の対応等も含め、長年のノウハウを生かした施設の運営管理と今後も当市のスポーツ振興に寄与することが期待できる事業計画が評価され、引き続き、一般財団法人新庄市体育協会が選定されました。

新庄・最上さくらが丘斎苑につきましては、これまでの指定管理者としての管理実績が認められるほか、新型コロナウイルス感染症への対策など、緊急時の対応における信頼性や職員研修による人材育成など、意欲的な姿勢が評価され、引き続き、株式会社セロン東北が選定されました。

指定の期間は、いずれの施設も令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、及び議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、一括して御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月31日をもって指定管理

期間が満了する新庄市萩野児童センター及び新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

児童センター及び児童館につきましては、地域と密接な関わりを持ちながら、地域での児童の健全育成と施設運営を行う必要があることから、候補の選定に当たっては、公募によらず、地域で組織した管理委員会を選定することについて、市民から選出された委員を含む選定委員会により御協議をいただいたところであります。

その結果、地域に根差した運営を行っており、保護者からも高い評価を得ていることから、萩野児童センターについては、引き続き、萩野児童センター管理委員会が、升形児童館についても、引き続き升形児童館管理委員会が選定されました。

指定の期間はいずれの施設も令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、議案第125号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に支障が生じた事業者を支援するため、金融機関、山形県、市町村の連携により、山形県商工業振興資金制度の地域経済変動対策資金について、貸付利率が無利子となるよう、利子補給事業を行ったところであります。

この利子補給事業につきましては、事業に要する費用に充てるための基金を設置することを要件に、令和3年度から最大5年間分の当該事業に要する経費について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することが可能であります。

本案は、国の地方創生臨時交付金を活用し、市が令和12年度までの10年間各金融機関へ利子補給する経費のうち、令和3年度から最大5年

間分の経費に充てるための基金を設置するため、提案するものであります。

なお、基金への積立金に関する予算につきましては、3月定例会に補正予算を上程させていただき予定となっております。

次に、議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、及び議案第127号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、道路法施行令の一部改正により、国は令和2年4月1日から道路占用料の改定を行っております。本市においても徴収する道路占用料につきましては、国に準拠して定めていることから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、電柱や埋設管などの使用料をおおむね20%増額するものであります。

また、本市が所有する法定外公共物の占用料は、道路占用料に準じて定めていることから、法定外公共物管理条例につきましても、道路占用料徴収条例と同様の改正を行うものであります。

施行日は、いずれも令和3年4月1日であります。

次に、議案第128号最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について御説明申し上げます。

最上圏域下水道共同管理協議会につきましては、平成12年4月に最上7市町村が一体となり、地方自治法第252条の2の規定に基づき、終末処理場の共同管理を目的に設立した協議会であります。

協議会の基本方針は、水質試験、処理場の保守点検、運転操作監視の業務を共同化し、地域の一体的な整備促進と維持管理費用の抑制を目指すものであります。

規約の変更内容につきましては、新庄市と6町村の負担割合は、規約の別表で処理施設能力

を基に定めております。

平成21年度に規約を変更してから10年余り経過する中で、新庄市、最上町、金山町及び真室川町において、事業計画の変更により、処理施設能力が見直されたことから、新庄市65%、関係6町村35%となっている現行の負担割合を新庄市60%、関係6町村40%に変更する協議が調ったため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更日は、令和3年4月1日であります。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

下山准一議長 ただいま説明のありました議案14件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第126号と127号についてですが、新庄市の道路占用料、それから、法定外公共物管理条例ということで、電柱や埋設物などについて20%ぐらいの増額ということでした。決算を見ると、令和1年、2019年の決算では、道路占用料は510万9,440円、そして、法定外公共物に関しては、24万4,150円となっております。これらがどのぐらい増収となるのでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 道路占用料徴収条例の一部改正に伴いまして、料金の増額がどれくらいかというふうなことでございますが、電柱及び埋設物の料金の増額に伴いまして、現在500万円ほどのものが100万円ほど増額になる見込みと計算しておるところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） それらは、消費税など

で国に上げる分になるのでしょうか。それとも市の直接の増収となるのでしょうか。

それから、もう一つは、市の増収をどう図るかという点で、いろいろ考えている方の中に、私はこれは1つとして、増収を図れるものではないかなと思うものなんです。例えば、個人の土地、私有地の電柱占用料は、1本3,000円ぐらい支払われております。それを考えると、この電柱使用料が非常に安過ぎるような気がしますし、そういう点から、増収できる部分として、金額を上げることなどはできないのか。どうでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 最初の御質問でございますが、道路占用料の徴収条例につきまして、消費税の対象になるかどうかという御質問かと思いますが、大変申し訳ございませんが、ちょっと現在お答えできるものを持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。以上です。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 2つ目の市有地の電柱の貸付料をもっと上げて市の増収を、収入を増やしてはどうかというふうな御質問ですが、こちらのほう電気事業法によりまして、基準単価で定められておりますので、法律に基づきましてこちら貸付けを行っているというふうな状況でございます。

下山准一議長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第 20 議案及び請願の各常任
委員会付託

お手元に配付しております付託案件表によりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

下山准一議長 日程第20議案及び請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、

令和 2 年 1 2 月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
総務文教常任委員会 議案（7件） 請願（1件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第 1 1 5 号新庄市市税条例の一部を改正する条例について ○議案第 1 1 6 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ○議案第 1 1 7 号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第 1 1 8 号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について ○議案第 1 1 9 号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 1 2 0 号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 1 2 1 号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について ○請願第 3 号国に対し「消費税 5 %以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について
産業厚生常任委員会 議案（7件） 請願（1件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第 1 2 2 号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 1 2 3 号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 1 2 4 号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 1 2 5 号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例について ○議案第 1 2 6 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について ○議案第 1 2 7 号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条

付託委員会名	件名
	例について ○議案第128号最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について ○請願第4号新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う米価対策等に関する請願

議案5件一括上程

下山准一議長 日程第21議案第108号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から日程第25議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算5件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第108号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算5件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第108号から議案第112号までの令和2年度新庄市一般会計及び特別会計並びに下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第108号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ15億7,363万9,000円を追加し、補正後の予算総額を263億7,316万9,000円とするものであります。

このたびの補正予算につきましては、全体を通しまして事業の確定に伴う事業費の整理及び新型コロナウイルスの影響により事業の休廃止

または縮小などで不用となる予算の減額などを行っております。

5ページの第2表におきましては、ふるさと歴史センターの空調設備改修事業に係る債務負担行為の追加を、また、第3表におきましては、地方道路等整備事業債及び流雪溝整備事業債の額の変更を行っております。

8ページからの歳入では、15款国庫支出金に障害者自立支援給付費の増額に対応した歳入の増額分として、障害者自立支援給付費負担金や社会資本整備総合交付金の追加内示による増額補正などを計上しております。

また、16款県支出金については、国庫支出金と同様の障害者自立支援給付費負担金や、既に本市で実施しております新生児特例定額給付金の財源となる新生児子育て特別応援金給付事業費交付金を新たに計上しております。

また、同じく16款県支出金に高齢者及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用支援事業費補助金を新たに計上しております。

9ページ下段の寄附金では、ふるさと納税寄附金について、今年度のこれまでの実績や年末の寄附の過去の推移から今後の見込額を推計し、12億1,000万円の増額補正をしております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

11ページ、2款総務費には歳入でも申し上げましたふるさと納税事業費を増額計上しております。

14ページ、3款民生費には障害者自立支援給付事業費を、16ページ、4款衛生費には高齢者

等のインフルエンザ予防接種事業費の増額補正をしております。

また、18ページ、7款の中小企業緊急災害等対策利子補給金につきましては、今年度の見込額に応じた不足分を追加補正しております。

19ページ下段の8款土木費には道路の除排雪費を増額補正しております。

続きまして、25ページからの特別会計ですが、議案第109号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第111号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの3特別会計及び議案第112号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

平向真也財政課長 それでは、私からは、議案第108号から議案第111号までの補正予算案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第108号一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ15億7,363万9,000円を追加し、補正後の総額は263億7,316万9,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、5ページを御覧ください。

第2表では、ふるさと歴史センター空調設備改修事業に係る債務負担行為を追加設定しております。期間は令和3年度まで、限度額を4,000万円としております。来年夏までの完成

を目指し、早期に事業着手するため設定するものでございまして、今年度の支出はございません。

次に、同じく5ページの第3表地方債補正でございしますが、地方道路等整備事業債と流雪溝整備事業債の事業費の変更に伴う補正を行ってまいります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

市長からもございましたが、このたびの補正予算におきましては、全体を通しまして事業の確定に伴う事業費の整理及び新型コロナウイルスの影響により事業の休廃止または縮小などで不用となる予算の減額を行っておりますので、予算が減額となっている分につきましては、おおむねこのような理由によるものと御理解いただきたいと思います。

初めに、15款国庫支出金でございますが、障害者自立支援給付費の歳出の増額に対応して、障害者自立支援給付費負担金を増額補正しております。

また、社会資本整備総合交付金の追加内示によります流雪溝関連の交付金の増額補正などを計上してまいります。

また、16款県支出金には、国庫支出金と同様の障害者自立支援給付費負担金や既に本市で実施しております新生児特別定額給付金の財源として県から交付される新生児子育て特別応援金給付事業費交付金を新たに計上しております。

さらに、9ページ上段でございますが、高齢者及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用支援事業費補助金を新たに計上してまいります。

なお、9ページ中段の新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金交付業務委託金につきましては、県の支出科目が委託金として交付されることから、本市の予算においても補助金から同額を減じて委託金に組替えを行うものでございます。

9ページ下段の寄附金では、ふるさと納税寄附金12億1,000万円を増額計上しておりますが、今年度のこれまでの実績及び年末の寄附の過去の推移から推計しまして増額補正するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

20款繰越金につきましては、このたびの予算補正に充てる一般財源といたしまして、前年度繰越金2億8,004万8,000円を補正してございません。

続きまして、11ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、全体を通しまして、職員給与費の実績に基づく補正及び最上広域市町村圏事務組合分担金の変更に伴う補正を行ってございます。

11ページの2款総務費には、歳入でも申し上げますふるさと納税事業費12億1,000万円を補正しております。

このうち、12ページにございますまちづくり応援基金積立金は、5億1,700万円ほど増額いたしまして、今年度の積立予算総額は9億円ほどになるものでございます。

13ページのほうを御覧ください。

2款4項3目山形県知事選挙費につきましては、来年1月執行予定の県知事選挙につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な費用を計上するもので、全額県の委託金が財源となるものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

3款民生費でございますが、1項4目障害者自立支援費の障害者自立支援給付費につきまして、今年度の不足見込み分を増額補正してございます。

また、15ページの2項2目児童母子措置費のひとり親世帯応援金給付費につきましては、既に給付しておりますひとり親世帯臨時特別給付金給付事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少していると

して、5万円の追加支給を受けた世帯に対しさらに1世帯当たり3万円の応援金を給付するものでございまして、財源は全額県の補助金となっております。

16ページを御覧ください。

4款1項2目予防費では、高齢者等のインフルエンザ予防接種に対する助成費の増額分を計上してございます。

18ページを御覧ください。

7款1項2目商工振興費では、新型コロナウイルス感染症緊急災害対策資金の融資に係る利子補給金につきまして、今年度の見込額に対する不足分を増額補正してございます。

また、19ページの7款1項5目におきましては、新型コロナウイルス関連の経済対策として実施しております事業者持続化給付金が不足する見込みであることから、増額補正してございます。

次に、同じく19ページ下段の8款6項雪対策費でございますが、除排雪業務に係る委託料及び借り上げ料を増額補正してございます。

次に、20ページを御覧ください。

10款1項3目教育指導費には、令和3年度の中学校教科書改訂に伴う教師用指導書等の購入費として、図書購入費を計上してございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

25ページを御覧ください。

議案第109号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ8,092万1,000円を追加し、補正後の予算総額を33億263万6,000円とするものでございます。

28ページを御覧ください。

歳入では、3款に保険給付費等普通交付金を増額補正しております。

29ページの歳出では、2款1項及び2項におきまして一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費をそれぞれ増額するなど、執行

状況に合わせた補正を行ってございます。

次に、31ページを御覧ください。

議案第110号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ9,124万5,000円を追加し、補正後の予算総額を40億1,731万5,000円とするものでございます。

39ページを御覧ください。

内容といたしましては、歳出にありますとおり、事業の執行に必要な補正を行うとともに、歳入につきましても歳出の補正に合わせた財源補正を行うものでございます。

続きまして、43ページを御覧ください。

最後に、議案第111号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ214万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億5,009万4,000円とするものでございます。

47ページを御覧ください。

内容といたしましては、歳出でございますが、制度改正に伴うシステム改修費などを補正するものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 上下水道課長荒澤精也君。

（荒澤精也上下水道課長登壇）

荒澤精也上下水道課長 議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、別冊の令和2年度新庄市下水道事業補正予算書（12月）により御説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和2年度新庄市下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正でありま

すが、公共下水道事業の収入の第1款下水道事業収益につきましては、401万9,000円増額し、計9億7,895万円とします。これは、令和元年度の決算認定に伴い、長期前受金戻入を増額するものであります。

農業集落排水事業の収入の第1款下水道事業収益につきましては、98万2,000円減額し、計9,420万9,000円とします。これにつきましても、決算認定に伴い、長期前受金戻入を減額するものであります。

続きまして、2ページをお開きください。

下水道事業の支出の第1款下水道事業費用につきましては、764万4,000円増額し、計9億6,150万3,000円とします。これは、主に管渠及び処理場関連の修繕費と決算の認定に伴う減価償却費を増額するものであります。

農業集落排水事業の支出の第1款下水道事業費用につきましては、124万1,000円減額し、計9,383万円とします。これは、主に決算の認定に伴う減価償却費を減額するものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額7,119万9,000円に補正予定額4万円を増額し、計7,123万9,000円とします。

なお、3ページから5ページには補正予算の実施計画を、6ページから9ページには令和元年度決算認定後の令和2年度新庄市下水道事業開始貸借対照表を記載しておりますので、後ほど御確認いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上、議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によ

り委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第108号から議案第112号までの補正予算5件については、委員会への付託を省略し、12月15日火曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

下山准一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

12月7日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時08分 散会

令和2年12月定例会会議録（第2号）

令和2年12月7日 月曜日 午前10時00分開議
議長 下山准一 副議長 新田道尋

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	津藤隆浩

事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主任	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

議事日程（第2号）

令和2年12月7日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	小嶋富弥	議員
2番	山科春美	議員
3番	石川正志	議員
4番	佐藤卓也	議員
5番	庄司里香	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和2年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 来年度の予算編成について 2. 行政手続きの拡充について 3. エコロジーガーデンについて	市 長
2	山 科 春 美	1. 自殺防止対策について 2. 障がい者に優しいまちづくりについて（仕事の創出と 拡大について）	市 長 教 育 長
3	石 川 正 志	1. 今後の「人・農地プラン」の進め方について 2. 多面的機能支払制度について 3. 若者の創業（起業）支援について	市 長
4	佐 藤 卓 也	1. 観光戦略について	市 長
5	庄 司 里 香	1. 市民の暮らしについて 2. 子育て世帯の要望について 3. 本市のイベントについて	市 長

開

議

小嶋富弥議員の質問

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

都市整備課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 おはようございます。

12月4日初日の議案説明におきまして、総括質問で、議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に対しまして、佐藤悦子議員より御質問いただきました占用料の増額分が消費税の差引きとなるのかという御質問でございましたが、こちらの収入につきましては、道路使用料に計上されまして、総額を一般財源として運用されるという内容でございましたので、回答させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

下山准一議長 それでは、本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は9名です。質問の順序は配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名です。

下山准一議長 それでは最初に、小嶋富弥君。

（15番小嶋富弥議員登壇）

15番（小嶋富弥議員） おはようございます。

議長にお願いします。マスクを取って発言したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。よろしいでしょうか。

下山准一議長 許可いたします。

15番（小嶋富弥議員） 改めておはようございます。

議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。師走のこの時期を迎えますと、七十有余年、門松をくぐり抜けた者として、改めて月日のたつの早いのが感じられる我が身であります。

今年は、申すまでもなく、新型コロナによって、例年と違い潤いと趣が変わりました。しかし、私たちの市民生活が、日々安心安全に暮らせることは、市長はじめ執行部の皆さん、議会とも同じ思いではないのでしょうか。

それでは、市民の皆様方より負託を受けた議員として、今定例会一番目に質問させていただきましますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告の順に従いましてお伺ひいたします。

まず初めに、来年度、令和3年度の予算編成時期を迎え、どのように考え、どう図るのででしょうか。そのことについてお伺ひいたすものであります。

今年は、5年に一度行われます国勢調査がありまして、総務省統計局によりますと、本年2020年度、国が国勢調査を開始してから100年目だそうであります。この調査の趣旨は、未来をつくる日本で最も重要な調査であると位置づけております。

今般、今年の調査結果は現段階では分かりま

せんけれども、前回の平成27年の調査結果で、大正9年の国勢調査開始以来、日本の人口が初めて減少に転じました。

当市でも例外でなく、人口減が顕著に示しており、地域の発展には定住人口の確保が喫緊なまちづくりの課題であることは、申すまでもありません。

ここに来て収束のつかない新型コロナ感染が拡大し、経済活動、医療等崩壊の心配が社会生活全般に負としての影響が深刻に及んでおります。

あと半月余りで新しい年を迎え、そして3か月後には新年度がスタートいたします。コロナ禍のこんなときこそ、市民生活の安全安心のセーフネットが大事で、それぞれの自治体の行政力が試されるものと思います。

市民生活によりよく添える来年度の予算編成の執行についてのお考えをお聞きいたすものであります。

それでは、次に、発言事項の2番目の行政手続の拡充についての質問をいたします。このことに対して3点お伺いいたします。

1つ目は、安倍首相の後を引き継いだ隣秋田県湯沢市出身の総理大臣菅 義偉政権が推進するデジタル化についてであります。

地域社会と住民サービス、行政の行政業務等の円滑推進を図るデジタル化。政府は、来年秋にデジタル庁を新設し、デジタル変革が進みます。既に他の自治体でも、デジタル技術の活用で行政サービスの向上、職員の業務効率化に向けた政策を進めております。これらの流れに、新庄市としてデジタル化などどのように捉え、変革する時代にどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、判こ、押印についてであります。

判こは、長い間続いておる日本の文化だと言われていると思います。

しかし、ここに来て、河野太郎行政改革大臣

が、国の行政手続のほとんどから押印をなくする方針が発表され、政府の10月に開いた規制改革推進会議では、菅総理は、全ての行政手続について、書面や押印を本格的に見直すように指示をいたしました。

これとは別に、既に脱判こを実施しておる自治体もあります。法律改正が必要なものは、来年の通常国会で一括法案を提出し、税金の年末調整、確定申告など、身近な手続等は、早ければ来年度から押印がなくなるような方向が示されております。

脱判こが加速中、当市においては、これらについてどのように捉えておるのでしょうか。また、そして、これら市民サービスに向けた押印の取扱いについてのお考えをお尋ねするものであります。

次に、行政手続の拡充の3つ目の、市における各証明書の発行を市役所に出向くことなく、時間を気にせずコンビニで交付できるようにし、市民サービスに資するべきではないかとの考えであります。

これは、新庄市の特化でなく、既に県内の7市では実施しておるわけでありまして。認定システム、管理の面々等、コストもかさむわけですが、それ以上に若い世代の要望が強く感じられます。時代の求めにどのように図られるのかお聞かせください。

次に、発言事項の3つ目のエコロジーガーデンの質問を行います。北側エリアについてであります。

この地は、平成14年に旧農林省蚕糸試験場跡地を当市で譲渡し、その8月より、エコロジーガーデンとして、自然環境を学び、交流の場として市では活用なされておるわけです。

kitokitoマルシェは、内外の評価が高く、私も行くたびに、多くの若い男女、子供がおるのには感心いたします。

なぜこんなに多くの人が集まるのでしょうか。

私なりに考えますと、企画がよく、若い人、また子供たちの喜ぶ今風な出店、季節の農産物、小物、アクセサリ等々の楽しい交流の場とともに、何といても、この地の桜の木や大ケヤキ、大カンバ等の樹木と建造物のすばらしいロケーションとマッチするからではないのでしょうか。当市の誇れる観光資源でもあります。そう思いませんか。こんな思いに共感する市民が数多くおります。

そこで、4ヘクタールの北側エリアについて、昨年12月の定例議会で、北側エリアの計画を、用途に沿ってやった事業展開をどう図るのか一般質問をいたしました。当時の答弁の話としては、登録文化財というふうで、優先度の中で南側を優先で耐震工事を行ってきたので手が回らなかった。北側エリアについては、4期の利用計画にもうたっており、来年度、一応その実地計画図をまずきちんと立てて、遠足広場やピクニックができるような、そういったフィールドの展開というふうに、市内の皆様方にもきちんと利活用しながら、していきながら、にぎわいを創出していきたいと思っておるところですとの大変前向きなお考えをお答えいただきました。あずまや、水飲み場、トイレと、また、遊歩道は、残念なことに刻と進んでおりません。

再度お伺いいたします。

北側エリアの利活用について、どう図るのでしょうか。

以上で、私が通告いたしました質問でありますので、御答弁のほどよろしく願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。それでは、私もマスクを取らせていただいて、軽く消毒をさせていただきます。

コロナが、今、県内でも、昨日15人というよ

うな形で増えつつある中で、この感染を防止していくということも大変重要なことかなと思っております。

それに関連しながら、来年度の予算編成についての御質問であります。新型コロナウイルスの第3波が始まりつつあり、全国で新規感染者数が第2波のピークを超えている現状であります。いまだ収束の気配もなく、地域経済に与える影響も相当大きいと推察しております。

このような中、現在、令和3年度からの新たな中期財政計画を策定中ではありますが、来年度以降の財政の見通しにつきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響などにより、市税が大幅に減少する見込みとなっております。また、歳出では、少子高齢化の進展に伴い、社会保障費をはじめとした扶助費が大きく伸びていく見通しであり、さらに、明倫学園建設事業に伴う公債費や、市有施設等の老朽化に伴う修繕費等も、今後大きく伸びていくものと予測しております。

こうした財政状況ではございますが、今後の事業執行に当たっては、第5次新庄市総合計画に掲げる本市が目指す将来像の実現に向け、8つのまちづくりの柱を政策の中心に据えて、全力で取り組んでまいります。

具体的には、市民の暮らしに直結する課題、要望などに的確に対応し、安寧な市民生活を確保していくとともに、重要課題であります雪対策、産業振興、子育て支援、医療福祉対策、教育の充実など、効果的な事業の実施に努めてまいります。

現在、これらを踏まえて、令和3年度予算を編成中ではありますが、編成に当たっては、国・県補助金や、有利な起債を活用することはもちろんですが、事業の優先度や緊急性なども見極めながら、効果的に各種事業を展開してまいりたいと考えております。

まだまだ新型コロナウイルスの収束のめどが

立たない状況ではありますが、コロナ関連の感染症予防対策及び経済対策もしっかりと進めながら、今後とも市民の要望や負託に的確に応えるべく、最少の経費で最大の効果が得られるよう、着実な事業の推進を図ってまいります。

次に、行政手続の拡充であります。総務省において、国・地方を通じたデジタルガバメントの推進や、マイナンバーカードの普及・利活用の促進などの政策をはじめとするデジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築と題した総務省重点施策2021を策定しております。

また、県におきましては、有識者会議を開催しながら、Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想の構築に向けた動きがございます。

これは、最新のデジタル技術の活用促進を進めるとともに、既に広く普及しているデジタル技術を社会に浸透させることにより、県民が幸せに暮らせる社会の構築を目指す内容となっております。

本市においても、デジタル化の推進に当たっては、デジタル化にする業務の選別や、セキュリティの問題、費用対効果の精査など多くの課題がありますが、住民サービス向上という視点での取組が重要であると考えております。

今後、国や県の動向を把握しながら、地域社会、住民サービス、そして庁内業務という3方向から、本市のデジタル化における課題をしっかりと検証し、計画的に取り組んでいく予定であります。

次に、行政手続の拡大の押印の件であります。令和2年7月に、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止、業務サービスの効率的・効果的な提供を図るため、地方公共団体においても押印の見直しに取り組むよう、国から技術的な助言がありました。

これを受けて、現在、多くの自治体において、押印の見直しが進められております。記名押印を求める理由として、文書がまさに真正に成立

したものかどうかを証明し、その後の争いを予防するという民事訴訟法の視点もありますが、この点においても、検討を加えながら乗り越え、本市におきましても、市民等の利便性の向上、行政サービスの効率化等に押印の見直しを積極的に推進してまいります。

続きまして、コンビニ交付サービスについてでございますが、コンビニ交付サービスにつきましては、マイナンバーカードを利用して、市民課の窓口に出向かず、住民票の写し、印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで取得できるサービスで、市区町村窓口の閉庁時でも証明書を取得することができ、市民の利便性の向上が図られると考えております。

現在、社会全体でデジタル化が推進されており、業務の効率化が進み、コンビニ交付サービスの導入につきましては、総務省において行政手続のオンライン化をさらに推進するため、コンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業を実施しております。これらに歩調を合わせながら、新型コロナウイルス感染症対応を含め、新庄市情報化計画の中で検討してまいりたいと考えております。

最後に、エコロジーガーデンに関する御質問であります。新型コロナウイルス感染症対策によるイベント縮小などの悪条件の中、創造交流施設のリニューアルオープンなどにより、利用者数は10月時点で昨年度より3,000人ほど上回る状況となっております。来年度の旧第1蚕室リニューアルオープンにより、利用者はさらに増えるものと期待しているところです。

また、さて、北側エリアの整備促進に関しては、これまでも議員より御質問や御意見を頂戴している課題であります。

御存じのとおり令和4年度までを計画期間とする第4期利用計画では、北側エリアの活用として、多目的広場や体験圃場、休憩設備などを整備しているほか、長期的には、大型駐車場や

屋外用トイレ、遊歩道などを整備する構想となっております。

ただ、広大で魅力ある敷地を十分に活用するため、具体的に何をどこに配置するか、南側エリアや周辺の歴史的資源、自然環境との連携をどう図るかは、大変貴重な検討事項であります。その判断の参考としまして、さきの計画内容をより具体化するため、調査を現在専門家に委託しており、来年2月下旬頃、絵図面などとともに調査書が納品される予定となっております。

第1期の耐震改修工事が今年度をもって終了することを踏まえ、調査書内容を精査の上、残りの蚕室改修よりも先に、北側エリアや外構などの整備に着手してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

予算はやはり個別的な要望だけでは成り立たないし、総額マクロ予算と個別施策の予算措置、要するにマイクロ予算です。歳出と歳入を体系的に統合して進めていかなければ、これは当たり前前のことで、なかなか今、具体的な施策の下に、このぐらいだという金額的なものは示されなかったんです。これから3月に入ると予算委員会に入って、そこでまたいろんなやり取りがあると思うんですけども、予算はやはり、議会は受け身なんです。やっぱり執行部がしっかり、お金とあれを持っているものだから、今から3月議会に向けて、やはりいい議論をするためにも、この12月議会において市の考えを私はお聞きしたかったわけでありまして。

そこで、地方財政対策費が、出たんですか。まだ出ないんですか、政府から。この辺を見ながら組むというのは大変だけれども、今、皆さんのところから、各課から上がった概算の総額

というのは、どのぐらいだか分かりませんか。もし分かったら教えてください。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 来年度の予算規模についての御質問でございます。

現在、予算要求を締め切りまして、一次査定ヒアリングを行っているところでございますが、予算要求額につきましては、あくまで査定前の段階の額ということになりますが、概算で、歳出要求額が190億円ほど、歳入要求額が170億円ほどということで、現在、差引きで20億円ほどの不足となっております。

以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 190億円、皆さんから。

少ない、当初予算、今、二百何ぼですか、この前の補正。それから見ると、随分おとなしい。お金のほうもあるんだけど。これは、内々の指示でこういう比較的少ない、現在の予算より少ないなという気がするんだけど、それは学校、明倫等々もあると思うんだけど、その辺は絞り込みをかけて190億円というような概算予算になったんでしょうか。

あともう1点。財政調整基金はどのように見込んでいるかということをお尋ねしたいと思います。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 この予算規模につきましては、各課からの予算要求の段階でございまして、まだ絞り込んでいない状況でございます。金額がやはり20億円、30億円ほど少なくなっているということに関しましては、やはり明倫学園の大規模工事が、議員がおっしゃったとおりございましたので、それとの比較で大分少なくなっているのかなということでございます。

それから、財政調整基金につきましては、今年度当初で21億円ほどあったわけですが、コロナ対策等で一般財源という形で支出しております、今年度末で約13億円ほどになる見込みでございます。

以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 分かりました。これからいろいろ積み重ねて、各課ヒアリング等をやって、3月議会前に我々議会のほうにお示なさると思うんだけど、社会保障費も、これも人件費とか固定費は必ず確保しなければならない。その上に新たな事業展開ということになろうかと思えますけれども、菅総理がやっただから、地方創生臨時交付金という制度がございまして、1回目、2回目、20兆円、10兆円、30兆円と出しています。恐らく皆さん締め切ってやっているんだけど、今度、新たに1兆5,000億円という金を出してコロナ対策をやるというような政府の考えです。細かいテクニク的なことは分かりませんが、国でもコロナ感染対策と併せて、地方の活性化を図れというようなお達しだと思えます、そういう報道とかを見ますと。その辺の活用はどうお考えに、来年度の予算のほうを考えているのかなということ、ぜひお聞きしたいと思えます。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 地方創生臨時交付金につきましては、今年度の内示額、限度額としまして、6億2,000万円ほどが示されているということで、本市におきましても、一般財源を使ってコロナ対策を行ってまいりましたが、正式に交付決定が来た段階で3月補正などで財源充当をしましてまいりたいと考えているところでございます。

来年度につきましては、国のこれから行われる3次補正と併せて、新年度予算の一体的な15

か月予算というような経済対策を継続していくと、コロナ感染対策と併せて経済対策を行っていくという動きもございまして、今後の国の動向を見ながら、今後の予算編成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） ぜひ、国でもそういう制度ということがあるので、アンテナを張って、ひとつやっていただきたいと思えます。

いろいろ各課にまたがっていると思うんですけど、やはり新庄市には統合するようなシステムがちょっと足りないのではないかなというような気がいたします。それで、デジタル化というのはそういった意味も含めて、やはり大きく、コロナ禍において、行政も我々の生活も変わってくる。これは誰もそうだと思います。

ただ、あまりデジタル化が進むのは、いいとは分かっているけれども、我々みたいな高齢者になってくると、非常に扱いにくい、戸惑うと。スマホさえたがっていても、なかなか使いこなせなくて、一々聞かねば分からないようなことが現実に、デジタル化ということはそういうものかなと思っております。

そこで、デジタル化について伺うんですけど、しないとは、重要であるから計画的にすると、もっとも新庄市だけができないなんていうことはできないので、当たり前というか、平易なお答えであったなと思うんだけど、いつ、どのように今後進めるか。そういう点を私はお聞きしたいので、ぜひお願いしたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 行政事務のデジタル化、また市民への利便性の向上のためのデジタル化

の今後の進め方というか、どのようになっていくかという御質問だと思います。

実は私も遅ればせながら、先週、県庁とズーム会議というものをさせていただきました。なるほど、このようにして、行かなくてもいろんな情報をいただいて、そしてやり取りをしながら意見交換できるなどということで、デジタル化の一つの事務を体験したところでございます。

それはさておきまして、今、新庄市では、総務課が中心になって、第7次新庄市行財政改革大綱の素案をつくってございます。その中でも、基本方針の中には、効果的、効率的な行政システムの推進というようなことをうたわせていただいております。そして、市民の利便性の向上のためにICTを活用する。そして、行政手続のオンライン化の推進と、これらによって市民の利便性の向上を図りたいというようなことと、また、併せて業務の効率化ということで、ペーパーレス化の推進等や内部事務の効率化、コスト削減などをうたわせていただいております。まずは今、行財政改革大綱の中にどういったものを盛り込んでいくのかということを進めております。

その後、市長の答弁でありましたように、情報化計画の中で、それぞれを各課から意見を聞きながらやっていこうと思っておりますけれども、今現在、行財政改革大綱の中では、御質問にもありましたけれども、証明書等のコンビニ交付の導入とか、脱判こというような形もありますが、伝票の電子決裁による行政の効率化、ペーパーレス化の推進、あと、電子申請の推進などということを掲げております。これらを具体的に進めるために、今後は情報化計画の中で細かい部分を詰めていきたいということで、市としましても、デジタル化につきましては、基本構想から基本計画をつくる2年の間でもデジタル庁ができるなど大きく変わって、何度も御質問をいただきました。そちらの推進に向け

て今後検討をさらに深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 検討という言葉は、行政用語で、よく検討しますと。しないということではなくて、するというようなことで、それではやっぱりちょっと遅いのではないかなと私は思うんです。

これは大変申し訳ないんだけども、市の職員の皆さんでやれといっても無理だ、多分。情報。酒田市では、NTTとか公益大学とか、変革を求めて戦略会議をつくって、戦略室をつくっている。やっぱり、今職員の皆様もかなり仕事があっふあっふのような状態で、改めてデジタル化をしろといっても無理だから、大変失礼だけれども、私が思うだけの気持ちで、皆さんはそんなことないと言うかもしれませんけれども、やはり専門的な方を招いて独立した一つの組織としてやらなければできないのではないかなと思うんです。そうしないと、皆さんの仕事、あっちもやれ、こっちもやれみたいなことで、しっかりしたシステムができないし、外部的なことをもらわないと進まないのではないかなど。もう2年後なんていったら遅いです、課長、今のこのスピード感のある時代で。やっぱりそういった思い切った、デジタル化に向けて取り組まないと、新庄市何だと。若い人たちが住みたくなるような町にならないと思うんですけれども、もう一度早くするようなお考えがないかなというようなことで、これはやっぱりトップの決断が大事だと思うんだけども。ひとつ市長、いかがなんでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 内部でも様々な検討をしているところではありますが、若い人たちは、今、小遣いを持って歩かないというようなことで、スマホ

決済を全て市内中で行うと。逆に言えば、市内の業者さんにもそれを促していくというのが一つの大きな政策のあれだと。行政内部においては、市民にとって利便性の高いというものは、先ほど言った住民票であるとか、あるいは印鑑証明というような、書類手続の証明書等についての要望が多いと判断しております。これは全国的なつながりがございますので、マイナンバーカードを取っていただくことによって、各市町村でそれを使いながら、住民票の異動あるいは取得ができる。これは、行政手続と、また住民の皆さんが求めているものとを分けて考えなければいけない。先ほど、若者はスマホでと言われましたが、Wi-Fiなどの環境を充実させていくということが、若者の人にとっては大変期待の大きいものだとして認識しております。

先ほど、総務省のお話をしましたが、市民課等におきましては、今3形態がございまして、全て進めているところは、民間がワン、ツーとあって総務省が3つ目が出てきているわけですが、恐らく最終的には、総務省レベルが全国で統一されるんだろうという予測を立てているところなのであります。それには、今出入りしている業者の方の専門の知識を生かしながら、早急な手を。議員おっしゃるとおり、職員が全てを考えることは不可能でありますので、そういうプロに任せながら戦略的に。せっかくつくったのはいいけれども、出戻り、手元に戻ってきてしまうということも大変であるというように、恐らく総務省で今やっている方式が統一化されるのではないかとこの予測の下に今は進めているということも、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番(小嶋富弥議員) そういったことで、市長の理解が私は一番大事ではないかなと思って話をいただきました。

これは進んでいるところはすごいんです。石川県加賀市では、スマホで全部の行政手続をやっていると。今年の8月やっている。あまり進むと、さっきも言ったけれども、我々は困るだけども、やっぱり若い人たちはこういうものを求めて、新庄というところは我々若い人の要望に応じて住みよいまちづくりだから定住しましょうかというようなことにもなるかと思うんです。

次に、判こ、押印です。やっぱりこれもデジタル化と一体にならないと駄目なんですね。やっぱりそっちはそっち、こっちはこっちになるとやっぱり、そういう流れです。取り残されないように利便性、いろんなものを考えながら、オンライン化とともにやってもらいたいと思うんです。

国でも、菅さんが言ったけれども、デジタル庁に民間から100人が呼ばれているんだと。やっぱりほかの自治体でも、デジタル化を急ぐものですから、市長の認識のとおり、課の職員の中では無理だといって、できる方々が引っ張りだこなんです。今はテレワークとかといって副業ができるような世の中になっているから、やっぱり離れてこれをやる人を今から募集して、かなり唾をつけて呼び込んでいるということなんです。後れを取ったらいい人材が来なくなると思って、私はもっと早くしたほうがいいのではないかとこの御提案を申し上げますので、やはりいち早くやってもらいたい。

ただ、あともう一つお願いしたいのは、若い人ばかり進んでも、我々が取り残されては困ると。やっぱりその辺を、そういう不慣れな方々にもできるようなことも併せてやらないと、せっかく、市長が言った出戻りみたいな感じではうまくないから、やはりソフトランディングするようなものも併せながら、ひとつやってもらいたいと思っております。押印はそういったことで。

あと、コンビニの発行です。

これはさきの議会でも、私どもの会派の山科春美さんがマイナンバーカードでできないかというような発言があったんですけども、余目町で、町で初めてやっとなら、クラウドを使ってやっとならというようなことで、そういったクラウド的なものも利用しながら、そういったものを活用しながら、新庄市でもデジタル化に向けた政策を加速すべきではないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

荒田明子市民課長 議長、荒田明子。

下山准一議長 市民課長荒田明子さん。

荒田明子市民課長 クラウド型を利用したのコンビニ交付サービスにつきましては、発行できる証明書が住民票と印鑑登録証明書のみでございます。市民課といたしましては、コンビニ交付サービスを実施するのであれば、住民票と印鑑登録証明書と税証明書と戸籍証明書の4種類の交付で実施したいと考えておりますので、参加しないこととしたものでございます。

以上です。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番(小嶋富弥議員) 課長の積極的なやりたいというようなお言葉で。これも、やりたいたけでは納得できないんです。いつ、どのようにやるかということ、私どもはお聞きしたいんです。その辺はいかがでしょう。

荒田明子市民課長 議長、荒田明子。

下山准一議長 市民課長荒田明子さん。

荒田明子市民課長 市としての大きな取組だと思っておりますので、今後の新庄市の情報化計画の中で取り組ませていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番(小嶋富弥議員) 13市のうち7市はもう既にやって、市民の利便性をやっている。こ

れも若い人の話になって申し訳ないけれども、新庄市はないもんなあというふうなお話なんです。やはり若者が定住して、定住人口を増やすまではいかないですけども、ダウンしないようにするというふうな、こういう社会資本整備をきちんとやらないと、若い方々がなかなか居着かないのではないかなというふうな懸念があるものですから、やはりすべきではないですか。お金が、余目町、クラウドでやっているのは2つしか取らなかったというけれども、やはり、住民票、印鑑登録証明書、税務証明書、戸籍証明書はやはり欲しいです、できれば。だから、併せて私は、来年度の予算をどうするんだというふうな観点からお聞きした理由の一つなんです。やはりこれから編成するわけですので、そういったことも一つ盛り込んで、やはり使える国の制度の利用できるお金があったら、やはりアンテナを張って活用する施策をひとつ取り入れていただきたいなと思いますので、ひとつ、市民課長だけではなくて全庁です。総務課長はじめ渡辺課長はじめ、やはりやっていただきたいと強くお願いするところであります。

次に、エコロジーガーデン北側についてお尋ねいたします。

今年度もコロナがあつて大変だったなと思うんですけども、あそこは春になると菜の花が一面に北側に咲いてすばらしいロケーション、鳥海山の残雪とすごくマッチして、よく新聞にもあそこのロケーションが出されました。しかし、菜の花だけでは、やはりあそこの4ヘクタールを生かし切れていないのではないかな。やっぱり4次計画の中で、あそこの建物、旧第1蚕室工事をやっていますけれども、あそこをどのようにまず活用するのかな。北側の質問けれども、あそこも含めて、今年の1月29日であそこの工事が終わるんです。あそこを耐震だけでなく、やって、はい、さようならではなくて、国のお金ももらいながら3億円近い工事をやっ

ている、建物をやっているわけですので、その後の使い方がやはりなされないと生きてこないような気がしますけれども、まず、あそこをどのように活用するかお聞きします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいま小嶋議員より、旧第1蚕室の利用についてということで、まず第1点目の御質問をいただきました。

今年度、第1蚕室の耐震改修工事を行っております。使い方につきましては、今後の常任委員会でもお示ししまして、料金改定もこれからということでございますが、使い方としては、これまでの利用方法を踏襲しながら、それから短期、中長期貸出しもできるような形で考えているところでございます。よろしくお願ひします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 貸出しするということは、広く一般市民に貸すというようなことで、数もどういうことに使うかということは、まだこれからということでもいいですか。（「はい」の声あり）では、分かりました。ぜひすばらしいロケーション、建物と樹木とがマッチしているわけですので、ぜひ北側のエリアは大変活用が図られていないなという気がします。あそこ、遊歩道とかああいうふうな、どのようにあそこが進んでいるかお聞きします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 遊歩道の質問がございました。

市長の答弁にもございましたが、今年度、9月補正で予算を頂きまして、専門家に委託をしているところでございます。そちらにつきましては、第4期利用計画の中にも遊歩道の整備、それから駐車場、屋外用トイレ等々の整備を進

めていくというようなことで掲げております。そちらも含めまして、南側につきましては、現在3棟目の耐震改修が行われているということで、どうしても南側が主で行っていたということもございまして、北側やその周辺の歴史的建造物、また、自然環境を生かした整備ができないかということで、そちらも含めた絵図面等も作成していただけるような委託をしておるところでございます。こちらにつきましては、2月下旬には市のほうに提出されまして、議会のほうにも御提示したいということで考えているところでございます。よろしくお願ひします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） やって進めておるような気がいたしますけれども、この調査委託している方は、どなたにお願いしているんでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 調査されているという業者ですけれども、これまでも耐震改修工事でお世話になっております工学院大学に依頼をしているところでございます。そちらを含めまして、工学院大学と、ランドスケープもそちらで担っておりますので、そちらも合わせた形で委託をしているということでございます。よろしくお願ひします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 遊歩道も含めてやっていると。大変あそこはいいですから、大変御期待申し上げて活用してもらいたいと思うんだけど。

ただ、あそこはやっぱり歩くだけではなくて、あれだけいいロケーションだから、観光資源としてももっともっとPRして、使い勝手がよくて県内外からも来るような、やはり事業展開をし

ていけばいいのではないかなと思うんです。それで、どんな遊歩道ができるか分かりませんが、もし遊歩道ができたなら、健康課とタイアップしながら、スマホのアプリを導入すれば、遊歩道のところにゲートを置いて、私は何キロ歩いたとかという、そこからいろんな展開ができると思うんです、やり方によっては。

そういった一つの、商工観光だけのエリアではなくて、せっかくいいから、やっぱり羽を広げて、全庁的にそういうものは、健康課で健康増進する、やはり元気な高齢者、高齢者だけでなく若者もするようなことで展開すれば、私はいいんだと思うんだけど、その辺、健康課としては、もしそのようになれば、どのように対応なさるんでしょうか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 議員より御提案いただきました、大変ありがとうございます。

実際に遊歩道ができて、そこでウオーキングなどをするような形になれば、議員のおっしゃったような御提案については、アプリを使うということであれば、時代に合った非常に有効な手法の一つではないかなと考えているところがございます。

今後、商工観光課あるいは市体育協会などと連携しながら、あとは他市の状況なども参考にしながら、検討、研究してまいりたいと考えております。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） ぜひそういった意味で、全庁的に、やっぱり課だけでなくやっていかないと、せっかくいい事業ももったいないというような気がします。

そこでもう一回、内閣府の出した新型コロナウイルス感染症対策の、これ皆さん持っていると思うので、私たちはもらったんだけど、

その中で94ページの中に、お金が出るんです、健康とそういったあれのもの。やっぱりそういったものも活用すべきではないかなと思うんです。やはりこういったものもしっかり、健康支援事業と載っているんです。これは私が持っているから皆さんは当然持っているわけですので、そういったものを集めて、お互いに横断的にこういうふうにやっぺというような、ぜひ事業展開をして、そしてあそこを生かして、観光資源としてもなるわけで、通年観光として捉えてもいいわけですので、雪も財産ですので、ぜひひとつ皆さん方の英知をしっかりと示していただき、よりよい新庄市のために共に頑張りたいと思います。そうではありませんか。ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

山科春美議員の質問

下山准一議長 次に、山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

7番（山科春美議員） お疲れさまでございます。12月定例会2番目の質問をさせていただきます。議員番号7番、起新の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。マスクを外させていただいてよろしいですか。

下山准一議長 はい。

7番（山科春美議員） ありがとうございます。令和2年も、早いもので残すところあと25日

ぐらいとなってまいりました。今年は年初から新型コロナウイルス感染症が全世界で広がり、様々なことがあった1年だったと思います。自粛なども続いて、かつてない経験で、市民の皆様方にとっても、本当にこの感染症が収まるまでは不安が尽きないことも多いかと思えます。

でも、このようなときこそ皆さんでいたわり合い、励まし合い、少しでもプラスに転じていくようなことを願い、力を合わせてこの時期を乗り越えていけたらなと思えます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1 番目として、自殺防止対策についてということを質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、前年比で減少が続いていた国内の自殺者が、7月以降、全国的に増加に転じています。特に、女性と未成年の増加率が顕著で、コロナ禍での生活様式の変化がストレスとなって、心の健康に影響を及ぼしている可能性があると思われます。

警視庁の発表によりますと、10月の自殺者総数は全国で2,158人と、昨年を619人上回るということです。特に、女性と未成年者における自殺率が顕著に増加しているということが、大きく報道されているわけです。

我が県におきましても、令和2年度の初めから10月まで、既に170人という方が亡くなっているということで、10月単月で20人、前年比同月自殺者増減率が100%となっております、全国で上位5位を占めております。決して他人事ではありません。

一般に、経済状況が悪化すればするほど自殺者は増加することが分かっています。総務省の統計局の発表によれば、9月度の完全失業者数は210万人となっており、昨年末と比較すると60万人も増加しているということになります。依然として厳しい経済状況が続いていることは明らかです。特に、7月以降、自殺者が増加し

ている女性や若者の就職先の大きな割合を占める飲食サービス業やアパレルなどの小売、宿泊業などの非正規雇用において、失業者が増加していることは大きな問題です。7月以降の急激な自殺者の増加は、パート、アルバイトで生計を立てていた若者やシングルマザーなどが雇用を失うことで、経済的、精神的に追い詰められたという背景があったと考えられます。

また、今年に入ってから、芸能人の相次ぐ自殺も関係しているのではないかとされており、これは、ウェルテル効果とって、以前韓国でも社会問題とされてきました。1人の女優が自殺されて、その後、1,000人以上の後追い自殺があったとも言われています。

現在、新型コロナウイルス感染症の第3波ということで、大流行していて、連日テレビで報道されていますが、コロナの感染症で亡くなった方も、昨日の時点では2,283人ということで、本当に御本人もその家族も、いきなりということで本当におつらいことで、心よりお悔やみを申し上げます。

また、今年10月のみでの自殺者数が2,158人ということで、今までコロナ感染症で亡くなった方と同じくらいの方々の貴い命が失われていることとなります。経済的、精神的に追い詰められて自殺する方が、はるかに多くなりつつあります。

全国的な話をしましたけれども、本市においても、コロナウイルス感染症における注意喚起、経済支援、相談体制など、様々行ってくださっております。現在、第3波が到来していますけれども、新庄市内の飲食関係とか、サービス業関係の方が、始まった最初はしようがないなと思っていた面もあったんですけども、今回の第3波で、何かもう体にボディーブローを食らったぐらいの感じだということで、体全体に響いてくると言っておられる方もいらっしゃいました。

当市におきましても、いのち支えあう新庄市自殺対策計画を策定して、庁舎内また関連機関でも、その対策についてお考えのことだと思います。現在、コロナ禍という特殊事情におきまして、現在の自殺防止対策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

1つ目、本市の自殺者数と予防対策の現状について、2つ目、自殺対策推進委員会の活動について、3つ目、学校での自殺防止教育及びゲートキーパーの取組状況について、4番目、今後の自殺防止対策についてお聞きいたします。

また、2つ目の質問なんですけれども、障がい者に優しいまちづくりについて（仕事の創出と拡大について）ということを質問させていただきます。

新庄市は、障害者に優しいまちづくりを目指すという一環として、様々な障害者の仕事のシステムづくりを行っています。循環型社会において、資源の有効活用、有効利用を目的としたリサイクルと、資源を通常ルートに乗せることなく市民の協力を得て資源を集めることにより、障害者の仕事の創出を行っています。これからも障害者の社会進出の支援の一翼を担うため、このようなシステムに広がりをつくることや、新たなシステムの構築も必要と思われま

す。そこで、3つの質問をさせていただきます。

現在、新庄市が取り組んでいる事業の現状と、課題や方向性についてということで、食品トレーリサイクル新庄もがみ方式事業について、また、新庄市ハートシール事業、小型家電リサイクル事業についてお聞きします。

2つ目としては、障害者の新たな仕事の創出への取組について、どのようにお考えですか。また、8市町村の連携も必要と思われま

すが、どのようにお考えですか。3つ目として、現在、市で障害者差別解消を目的とする条例の制定に向けて計画を進めていると思いますが、どのように進めていくのかと

いうことをお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、山科議員の御質問にお答えさせていただきます。

本当に第3波などと言われておまして、本当に市内の皆様にもボディーブローのように効いてきているというようなことで、当初は緊急的な形で支援させていただき、また、雇用創出あるいは持続化交付金などで一時を過ごした中、年末年始、このままでいきますと大変な事態が来るだろうなということで、関係機関と協力しながら、情報収集を進めながら対応していきたいと思っていますところ

です。さて、コロナ禍における自殺防止対策についての御質問であります。初めに、本市における自殺者数と予防対策についてですが、平成15年の自殺者数21人をピークに、上下しながら減少してきております。警察庁自殺統計による令和元年の自殺者数は8人となっております。先般、厚生労働省から提供された資料では、今年の10月の自殺者数は、昨年同月と比べて全国で約40%の増加、山形県においては2倍との報告がありました。自殺の動向分析等を参考に、より注視していく必要を認識しているところであります。

これまで、いのち支えあう新庄市自殺対策計画に基づき事業を実施するとともに、緊急事態宣言下における不安やストレスに対応するための情報の発信、独り暮らし高齢者への訪問を行い、必要な支援につないでまいりました。また、心の健康、ひきこもり、アルコール、子育て、高齢者、若者、労働や雇用、法律などの各分野の相談機関をまとめた相談先一覧の周知に努めてきたところであります。

次に、自殺対策の推進に係る活動についてで

すが、市内においては、自殺対策市内連絡会議を年2回、関係機関による自殺対策推進会議を年1回開催しております。7月に、第1回市内連絡会議を開催し、情報共有の相談対応の連携の在り方について検討をいたしました。2月に開催を予定している自殺対策推進会議においては、関係機関における情報共有と、自殺対策計画の進捗状況について検証を行います。

続いて、ゲートキーパーの取組状況についての質問であります。身近な人の変化に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることのできる人材であるゲートキーパーを、平成24年度から要請しております。これまでに、民生委員、児童委員、ケアマネジャーなどの各種相談窓口担当者をはじめ、多くの市民に養成講座を受講していただいております。本年度は、市職員67名が受講いたしました。

今年度のこころの健康相談や、暮らしの悩み相談の状況においては、特徴的な変化は見られませんが、関係機関からは、経済的な相談件数が増えているとの情報をいただいております。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況下であり、今後の自殺対策については、様々な背景や要因に対応できるよう、関係機関との連携をこれまで以上に強めてまいりたいと考えております。

次に、障害者に優しいまちづくりの一環として、現在、本市が取り組んでおりますリサイクル事業の現状と課題、方向性についてお答えさせていただきます。

初めに、平成16年にスタートした食品トレーリサイクル新庄方式は、市内の障害者就労支援事業所が分別や再資源化に必要な原材料の製造に参加し、障害者の雇用やリサイクルの活動を通し、障害者の社会参画と地域における循環型社会の構築に貢献しております。平成28年度には、新庄最上定住自立圏共生ビジョンにおける連携事業として、回収と収集運搬の区域を最上

管内全体に広げ、新たに食品トレーリサイクル新庄もがみ方式として、管内全体での循環型社会の構築を推進しております。

具体的なリサイクルの作業として、汚れたトレーの水拭きや、リサイクルに不適合なトレーを取り除く分別作業のほか、再生トレーの原料製造においては、製造機械の稼働状況の確認に細心の注意を払うなど、障害者のきめ細かく丁寧な作業により、安全かつ適正なリサイクルがなされております。

今後もしリサイクル活動を通した障害者の社会参加を推進するため、一部町内会のごみステーションやスーパー店頭での回収において、啓発活動を通した適正な分別と排出マナーの向上に努めるとともに、回収量の増につなげるべく、リサイクルへの参加を呼びかけるチラシを全戸回覧するなど、継続して周知活動に取り組んでまいります。

次に、小型家電リサイクルの取組でございますが、食品トレーリサイクルの場合同様、福祉との連携による取組として、地域の実情に応じた小型家電リサイクルシステムの構築を図るため、平成29年3月、就労支援事業所とともに協議会を設立し、同年4月よりリサイクルシステムの具体的な運用を開始しております。

小型家電の回収につきましては、環境課の窓口ほか、わくわく新庄における回収ボックスにおいて、また、市衛生組合連合会において月1回、古紙と一緒に回収を行うなど、回収機会の充実に努め、年々増加しているところであります。

回収された小型家電は、市内の就労支援事業所に引き渡し、分別作業を行った後、貴金属類は精錬事業者等に売却され、就労支援事業所の収益となっております。

現在、このリサイクルの取組には2つの就労支援事業所が参加しておりますが、両事業所では、他の作業メニューにも取り組んでおり、今

後は事務所それぞれの負担にも考慮し、安定したリサイクルシステムの運用を図ってまいります。

今後におきましても、障害者の雇用やリサイクル活動を通し、障害者の社会参画と地域における循環型社会の構築に努めてまいります。

次に、障害者の新たな仕事の創出への取組についてであります。新庄市内の就労支援事業所は17か所、定員の合計は400名となっており、市内外の多くの方が利用しております。就労支援事業所では、一般の就労が困難な方に、働く場や社会参加の機会を提供しており、利用者の方々は生き生きと生産活動に取り組んでおられます。

事業所では、縫製や印刷、木工など様々な製品作りを行っており、時代の変化に応じて作る物も見直したり、新庄まつりの山車の花作りなど、地元の需要に応えた物、また、今年春のマスク不足の時期には、いち早く布マスクの製作に取りかかるなど、状況に応じた取組をされております。

市といたしましても、こういった障害者や事業所の努力に応え、また、応援していかなければならないとの考えから、事業所で作成している製品や業務の種類などの情報を収集し、印刷物をはじめとした発注や、ふるさと納税返礼品への登録など、利用を進めてまいりました。

今後も、就労支援事業所等への業務委託や印刷、物品の発注に関して、積極的な活用を図ってまいります。

次に、障害者の差別解消に関する条例についてお答えさせていただきます。

平成28年に、国の法律である障害を理由とする差別解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法と、県の同様の条例が施行されておりますが、市民アンケートの結果を見ますと、その認知度は非常に低い状況にありました。今年度は、誰もが安心して暮らせる共生社会のまち

づくりを施政方針の一つとしており、障害福祉行政に関しましては、障害福祉計画など3計画の更新の年度でもあります。

これらの状況を踏まえ、障害者差別解消法の理念に即した条例の制定を目指し、現在取り組んでいるところであります。

今年6月から7月にかけて、障害のある方も含め、市民1,465人を対象としたアンケート調査を実施したほか、障害者団体、福祉事業所、公共交通機関、病院などへ出向き、ヒアリングを実施いたしました。アンケートやヒアリングでは、気軽に相談できる場所が欲しい、障害者に対する理解と啓蒙が必要などといった御意見をいただきました。

条例の内容につきましては、それらの意見を反映させたものとなるよう、新庄市障害者福祉計画推進委員会において、障害福祉計画などと併せて協議いただいております。3月議会の上程に向け、進めているところであります。

また、条例制定は、市民の皆様に向け様々な方法で障害者の理解促進と条例の周知啓発を図りながら、障がい者に優しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

途中での、学校での自殺防止教育については、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

下山准一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 それでは、学校での自殺防止教育についての質問にお答えします。

本市においては、命の尊厳を根底に据えた心の教育を学校教育の重点としており、各校で命の教育を教育活動に位置づけ、取り組んでおります。道徳を含めた各教科や、特別活動で指導をしたり、月ごとに命の日を設定したりするなど、あらゆる場面で自分や他者を大切にし、自尊感情が高まるよう指導しております。このこ

とが自殺防止につながり、自分の命を大切にす
るものと考えております。

また、保健体育の授業では、ストレスへの対
応についての学習や、悩みがある場合は一人で
抱えず、家族、教職員、関係機関などに相談す
るよう指導しております。

そのほかにも、定期的に心に関するアンケー
トを取るなど、常にアンテナを高くして見守る
とともに、相談があれば、じっくり話を聞いて
対応するよう努めております。

今後も一人一人に寄り添い、安心して学校生
活を送ることができるよう支えてまいります。

以上であります。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 御答弁ありがとうございます。いろいろ本当に、皆さん、市全体で本
当に一生懸命考えて取り組んでいらっしゃるん
だなと思います。改めて本当に、やっぱりこう
いうことでお話しさせていただくことによって、
また皆さんで思いを一つにして、こういう自殺
対策についても考えていけたらなと思います。

ゲートキーパーの取組ということで、平成24
年から講座をやっているということで、また、
今年は市職員の方67名が参加されたというこ
とは、すごく大事だと思います。やっぱり市民の
皆様方と接する機会がある市職員の方々が、そ
ういったゲートキーパーということで学びをさ
れたということは、すごいことだと思います。

ゲートキーパーの定義として、自殺や危険を
示すサインに気づき、適切な対応を図る命の門
番なんだということで、自殺で悩んでいる人に
寄り添い、関わりを通して孤立、孤独から守る
ということで、定義が、身近な人の自殺の危険
を示すサインに気づき、その人の話を受け止め、
必要に応じて専門相談機関につなぎ、見守る人
ということですが、やっぱりそういった方々が
本当に増えていったらなと思います。

今年なんですけれども、2回あったというこ
となんです、参加人数の内訳、さっき庁舎内
では67名と言ったんですが、またほかの市民の
方、そういった方はどのぐらい参加しているも
のなのか、その内訳と参加者の感想などが分か
りましたら、教えてください。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 市長答弁にもありましたとお
り、ただいま議員おっしゃっていただいたとお
り、ゲートキーパーについては、養成講座を平
成24年から開催しているところでございます。
これまで、市長答弁にありましたとおり、民生
委員、児童委員、健康福祉推進員、福祉介護事
業者の職員あるいは地域包括支援センター、医
療従事者など、これまで700名を超える方が受
講しているところでございます。

今年度につきましては、お話ありましたとお
り、市職員を対象にして行ったところでござい
ます。市職員を対象にしましたので、それにつ
いてはコロナ対策という部分と、あと職員から
の希望もあったということで、市職員というこ
とで限定して、今年度については開催させてい
ただいたところでございます。そのため、今年
度につきましては、市民の方の参加はなかった
という形となっております。

今年度の研修、養成講座の内容なんですけれ
ども、67名については、嘱託の方とかにも参加
していただいたところでございます。その細目
につきましては、男性職員が30名、女性職員が
32名、すみません、数が合いませんが、ちょっ
とアンケートで確認していたものですから、不
明が2名となっております。受講層につきまし
ては、若い職員、中堅層の職員、管理職の職員
という形で、それぞれ割合的には、20代、30代
の職員が33名という形になっておりますので、
半数以上を占めるというような形になっており
ます。

講座の内容につきましては、県立保健医療大学の教授の方を講師に招きまして、テーマとしては、家族や仲間の変化に気づき、適切に関わるためにという題目、テーマで行ったところでございます。

2回ほど講座を行ったんですが、その後、職員にアンケートを取って、講座を受けてどのような感想があるか等々について確認しているところでございます。

講座の内容につきましては、職場あるいは職員間、あるいは対市民での関わり方について考える機会になったのかなと思っておりませんが、それぞれの立場、若年層、中堅層、管理職層で、それぞれの立場で考え方、職場も違いますので、抱える問題が異なることがアンケートでも明らかになったところでございます。若年層で言えば、実際、自分が精神的にちょっと悩んでいるというようなことで、今日講師の方の話を聞いて気が楽になったとか、こういった対応をしていけばいいというやり方が分かったとか、あと、中堅層の方では、御家族、知人、友人でそういった方がいた場合の関わり方について、そういった方がいたら前向きに取り組んでいきたいみたいな意見が多かったように思います。あと、管理職については、やはり職場における部下にそういった悩みを持っているそぶりとか、そういったものがあつた場合は、やはり注意して留意して対応していかなければならないということ、養成講座に出席して改めて認識したというような意見がございました。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。本当に職員の方々がそうやっていろいろ学ばれて、気づかれて、また元気を取り戻していかれたことはいいことだと思います。

あと、民生委員とかの入替えとかもありまし

たので、あと、市民の方もやっぱりこういうことを学んでみたいという方も多分いらっしゃると思うんです。何か自分にお役に立てることがないかと思っている方もいらっしゃると思いますので、ちょっと来年度とかはそういったところも含めて、ゲートキーパー講座も取り組んでいただけたらと思います。

あと、コロナ禍におきまして様々なストレスや悩みを抱えている児童も増加していると言われていますが、大人の社会もぎすぎすし始めますと、子供たちもその影響をすぐに受けてしまうところもあると思います。いじめ、不登校など、子供たちの心のケアをできる人が多ければ多いほどいいと思うんですが、ゲートキーパー的な取組ができるスクールカウンセラーの新庄市の人数とか対応について、教えていただけるとありがたいです。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 今、小中学生について、ゲートキーパーのような役割というお話がございました。

小中学生につきましては、大きな悩みがあつた場合については、やはり身近な信頼できる大人にSOSを出すということが一番大事なのかなと思っておりまして、そういう意味におきましては、学校では毎日接している教師が、最初にSOSを受け止めるゲートキーパーのような役割もあるのかなと認識しております。いち早く察知していきたいと思っております。

スクールカウンセラーにつきましては、本市においては市内5校に派遣しております。県からの派遣で3校、市の派遣で2校となっております。

この内容につきましては、小学校区と中学校区連携しまして、児童生徒だけではなくて、保護者も含めて希望、予約制で、いつでも相談できるということで、日数は限られているんです

が、相談体制を整えております。

また、補足ですが、このほかにも教育相談員とか子どもふれあいサポーター、スクールソーシャルワーカーという方々ですとか、様々な立場の方が学校に勤務しておりますし、また、学校では養護教諭は保健室の先生ということで、よく悩みを聞いてくださる立場にありますので、全員で子供たちの声を聞いてまいりたいと思っております。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) 何か課長の声を聞きまして、すごく安心しましたけれども。本当に全員で、先生から始まって、身近な声をすぐ聞けるような形で体制が整っているということで安心しました。本当にチームワークで一人一人の子供を大事にしているということを知って安心いたしました。ありがとうございます。

ゲートキーパーの定義としては、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づくということなんですけれども、やっぱりそういった人たちが増えればとてもいいなと思います。また、さっきも言いましたけれども、市民もそういったことでお役に立ちたいという方、そのように思っている方がいるということで、そういった方々の協力も得てやっていただけたらと思います。

一つ、私の所属する政党で、幸福実現党なんですけれども、グループ内で自殺相談窓口が開設されていて、多くの方から電話相談を受けております。そこで、電話相談をされている方に聞いた話ですけれども、3つのことを心がけてお話しされているということなんです。

1つ目は傾聴ということなんです、困っている方の声に耳を傾けるということです。何と、話を聞いてあげるだけで自殺を思いとどまるケースも多いということです。素人であっても、お話を聞くことだけであったらできると思いま

す。

あと、2つ目は、死なないでと約束するということが大事だということです。これも効果があつて、相談する方は、結構本当に真面目な方で責任感がある方が多いそうなんです。その方に、死なないでと約束する。あと、8割主義でいいのではないですかといった言葉を伝えると、約束を守って思いとどまるという方もいらっしゃいました。

あと、3つ目なんですけれども、自殺を思いとどまる最大の説得なんですけれども、これはちょっとあれなんです、自殺しても天国には行けませんよという、自殺した場合は行けませんよとおっしゃるそうなんです。一番の抑止につながるということなんです、WHOの発表で、宗教圏別にまとめた自殺率というのが出ています。その中で、無宗教の地域が圧倒的に高い統計が出ているそうです。世界的宗教においても、自殺は禁忌、タブーとされているのでそのような結果も出ているということです。

戦後教育において、そういった心の教えとか、学校で積極的に教わることがなくなりました。生きている意味が分からなくなったという方に対して、死んでも苦しみから逃れられませんかとか、苦しみは心を磨く砥石なんですとか、人生修行のために生まれてきたんですとか、乗り越えられない問題は与えられていませんよといった、そういった真実を伝えることも、個人的には大事だと思っております。

いずれにせよ、決して自殺で亡くなることのないように、このいのち支えあう新庄市自殺対策計画のサブタイトルにありますように、誰もが自殺に追い込まれることのない新庄市を目指してということが実現いたしますように、共に頑張っていけたらなと思います。

それでは次に、障がい者に優しいまちづくりについてということで、いろいろ仕事の創出と拡大についてということで、お話をいただい

ありがとうございます。

食品トレーリサイクル事業と、新庄市ハートシール事業についての、さらなる拡大のための掘り起こしについてとか、そういったところについてはいかがなものでしょうか。教えていただけるとありがたいです。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 では、ただいまの山科議員の御質問にお答えさせていただきます。

食品トレーリサイクルと小型家電リサイクルについての事業について掘り起こしができないかという御質問をいただきました。

食品トレーリサイクルにつきましては、平成16年に新庄市が始めました。本市と福祉との連携事業として始めたところでございます。それを何とか広げられないかということで、平成28年度に、最上管内全体にこの事業を広げまして、障害者雇用、社会参画に寄与してきたという事業になってございます。管内全体にこの事業を広げたことによりまして、食品トレーの回収量も大分増えてきてございます。

今後とも、分別指導やリサイクル参加を呼びかける広報を行い、リサイクル可能な食品トレーの回収量増加、これによって安定的な障害者雇用につなげていきたいと考えてございます。

また、あと小型家電リサイクルにつきましても、平成29年より福祉の2つの就労支援事業所との連携事業として開始して以来、年々回収量が増加してございます。最上7町村では、年数回のイベント回収がメインとなっておりますので、絶対量がまだ少ない状況になってございます。本市におきましては、回収量の増加のためということで、月1回の衛生組合の連合会におけるエコすく資源回収プロジェクトと命名しまして、毎月回収品目を96品目に拡大して回収の強化を行ってございます。

現在、この事業に参加しております2つの事

業所では、小型家電リサイクルのほかにも他の事業も実施してございまして、この小型家電の回収量が増加していった場合に2つの事業所の過度な負担とならないように、他の作業との兼ね合いから作業が追いつかないような場合には、対応可能な新たな就労支援事業所を増やすことも考える必要があると考えております。

いずれにつきましても、障害者雇用、あとは社会参画のためにも、このリサイクル事業を通しましてしていただけると大変ありがたいことでもありますし、障害者のためになるものと考えておりますので、まずはリサイクル事業、この事業を拡大できるためにも回収量を増加する努力をしていきまして、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7番(山科春美議員) ありがとうございます。

食品トレーの分別をしている事業とか、また小型家電の仕事をされている福祉作業所さんにもちょっと見学をさせていただいたんですけども、本当に、やっぱり小型家電を環境課から持っていったり、また別の場所で解体するんですけども、雇用されている方がやっぱりいろんな仕事に携わることで、また気持ちの切替えができて本当にありがたいというふうにもおっしゃっておいりましたので、やっぱりそういったことがまたとてもいいことなので、広がりを見せることも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、もう一つ、ちょっと見学に行かせていただいたときなんですが、水道メーターの解体の事業をやっているということで、計量法で8年おきに交換を、満了のメーター器を交換することになって、その解体を市内の福祉施設にお願いしているようなんですけども、これもすごくいい事業だと思うんですけども、これは

新庄市だけでなく、もっと8市町村に広がりを見せることはできないものなんでしょうか。

荒澤精也上下水道課長 議長、荒澤精也。

下山准一議長 上下水道課長荒澤精也君。

荒澤精也上下水道課長 水道のメーター器でございますけれども、今、議員おっしゃったとおり8年ということで計量法で決まっておりますので、その使用済みメーター器については、これまで、いわゆるメーカーの下取りという形で今までやってきておりまして、ただ、平成30年度から、そうした社会福祉施設さんのほうでいわゆる分解の作業もできるということで、平成30年から、就労支援を目的としまして、そちらに分解をお願いしまして売却という形で、それぞれその売却の費用については、うちのほうと施設側で折半でということをやっておりまして、これについては、今現在は新庄市のみということでございますので、施設には他町村からの入所者さんもいますということでしたので、ぜひこの辺については8市町村で連携を取って、声がけしながら、そちらはいい事業でございますので、ぜひとも拡大していきたいなと思っております。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7番(山科春美議員) 平成30年9月議会のと、佐藤卓也議員も一般質問をされていることなんですけれども、農業の発展と障害者の仕事創出ということで、農業と障害者の相互のメリットを生み出す農福連携についてなんですけれども、平成30年9月時点のお話はちょっと聞かせていただきましたが、その後の進捗状況など、もし把握していることがあったら、お聞かせいただけるとありがたいです。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 農福連携の取組の状況でございますけれども、平成30年に県のプロジェクトチームが発足しまして、令和元年度には、最上地域部会というものが設置されておりまして、連携の取組が、少しずつではありますけれども、進んでいるところでございます。

例としましては、農業者からの依頼を受けました就労支援事業所で、トマトの葉を取る作業であったり、それからシイタケの菌床栽培のお手伝い、ニラの選別や袋詰めといったものを受託しているようでございます。最近の事例では、ネギの選果場での出荷用の段ボールの組立てという作業もやっているようでございます。

いずれも、新庄最上地域の主力となる農産物でございまして、農作業の工程を幾つにも細分化した中で、障害者の方の特性に合った作業というものが幾つかあるのではないかと思います。こういったところのマッチングを進めまして、年間を通して切れ目なく、そういった幾つかの作業があれば工賃も安定しますので、少しずつ成功例を積み重ねまして、関心を持っていただける農業者の方、農事組合の方が増えますように、今後も関係団体と連携を図りながら、推進に努めてまいりたいと思います。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7番(山科春美議員) ありがとうございます。やっぱり障害者の施設の方が行くと、JAのほうに箱作りに行っているんだとか、あと、トマトの箱作りに行っているんだとかといろいろ、やっぱり仕事の変化があることによって、またさらに生き生きとした力を発揮されることだと思いますので、また、農業後継者不足というところもありますので、ぜひそちらのほうもよろしく願いいたします。

あと、最上障害者就業・生活支援センターの方からちょっとお聞きした話なんですけれども、

一般就労で工業団地で仕事をされている方も中にいらっしゃるしまして、自動車で行ける方もいますし、また、家族が送迎で出勤されている方もいるようなんですけれども、中にはバスでしか行けない方もいて、時間帯によってバス時間が合わずに苦慮されているという方もいらっしゃるということなんですけど、時間帯によってバスの本数を増やすなど、市から働きかけていただくことは可能でしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者の方が就労される場所というのは、やはり企業としましては自宅通勤ということを条件にされているところがほとんどのようでございます。私が聞いた中でも、とても長い距離を市内から工業団地まで歩いたなんていう話も伺っているところがございます、今回の障害サービスの事業者へのヒアリングでも、通勤手段の確保というのが一番の課題となっているということで、把握しているところがございます。

今後の対策なんですけれども、一般就労の際の移動手段の確保につきましては、バス会社への提案も含めまして、また市営バスの拡充がよいのか、送迎の補助がよいのか、また、就労に着目したタクシー券がよいのかなど、様々な現状を調査しながら、今後新たな仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） やっぱり仕事がスムーズにいけるように、交通手段を考えていただくとありがたいです。

障害者施設で本当に仕事をされているところもちよっと見学させていただきましたけれども、指導員の方と共に、お一人お一人が生き生きし

て仕事をされておられました。自信と誇りを持って仕事をされる方も多くいらっしゃいました。新庄市は障がい者に優しいまちづくりということで、市長が率先して発信されて取り組んできた表れなんだなと思っております。

今年度末に、障害者差別解消法を目的にするという条例に向けて取り組んでおられるということなんですけれども、ちょっと私の知っているところで、指筆談という支援があって、その指筆談という支援をすると、本当に寝たきりとか言葉をうまく話ができない障害者の方であっても、その方の思いを聞くことができるということをやっているところがあるそうなんですけれども、そうしますと、本当にその方々一人一人の思いが出てくるんですが、すごく純粋で真面目な方でありまして、何とか、障害というと本当に、表現ができないのが障害なのであって、心とか考えは本当に健常者と同じなんだというふうに、その支援をしている方が言うておりました。

本当にみんな一人一人大切な方々なので、本当に障害者の差別、そういったものもなくなるように、また新たな仕事の創出の拡大もしていただきながら、障がい者に優しいまちづくりということで、誰にでも優しいまちづくり、いつも市長はおっしゃっていますけれども、そういった新庄市にさらに発展していきますように祈念して、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

下山准一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

石川正志議員の質問

下山准一議長 次に、石川正志君。

(14番石川正志議員登壇)

14番(石川正志議員) 起新の会の石川正志でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、通告書に基づきまして質問いたします。

初めの問題ですが、今後の「人・農地プラン」の進め方ということですが、これまでの質疑を通しまして、市内農家の人・農地プランへの位置づけは重要であり、積極的に進めていく旨の考え方は示されています。

昨年12月以降になります。各集落への説明、さらに集落の意向に沿った位置づけに移ろうとしている中、新型コロナウイルス関連の影響により、年度末から話合いが進んでいない状況にあります。

コロナ禍にあり、感染対策には十分な配慮が必要ですが、少しでも早く対応していくことは、今後、市の農林行政を進めていく上で重要であると考えられます。

そこで、これからどのように進めていくのか、市長の考えを伺います。

次に、多面的機能支払制度についてですが、今年度は、新制度移行後2期目の2年目となっております。

これまでの傾向を拝見しますと、長寿命化の部分は、昨年度に引き続き交付率が約70%になる見込みと伺っております。新制度2期目を迎えるに当たり、各保全会は県や市の指導を受けながら、5か年の事業を申請しております。このままでいけば、予定している事業の30%が実施不可能になるのではないのでしょうか。

県との調整を踏まえ、各保全会での説明など、今後の対策など必要と思われませんが、どのような対応をされていくのか伺います。

次に、若者の創業(起業)支援についてであります。

市は、平成20年から、商店街の空き店舗を活用して創業する場合、上限つきではありますが、準備資金として補助をしております。そこで、これまでの成果をお伺ひいたします。

最後の質問になりますが、今後、若者が市内で起業しようとする方に、さらなる応援ができないかという質問になります。

9月定例会決算審査において、令和元年度の若者への住宅支援政策は十分な成果を上げていることが分かりました。若者の定住促進あるいはIUJターンなど、回帰を図る上で、これまで以上の職業の選択肢を増やしていくことが重要と考えられます。

地元にも優良企業が多くある中、自分の力で将来を切り開いていく、すなわち起業を目指す方も、少なからずいらっしゃるのではないかと推察されます。

今年度に入り、市長から、今後、歴史まちづくりに取り組んでいくといった発言がありました。まだ構想の段階で、私たち議会への説明はまだ先のことと思いますが、歴史まちづくり法のメニューには、歴史的建造物の修理、買取りなどが可能である旨の記載があります。

戸沢氏が新庄を治めてから約400年。新庄の玄関口である新庄駅からお城までのエリアは、歴史的価値があるものと位置づけることができるのではないのでしょうか。地元新庄の情報発信をはじめ、商品の開発、さらにはオフィスなど、複合的な拠点を整備し、チャレンジする若者の起業を支援していくことは、若者の定着あるいは中心市街地の活性化を図る上で有効な施策になると考えられます。市長の見解をお尋ねします。

御答弁よろしくお願ひいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、今後の「人・農地プラン」の進め方についての御質問であります。人・農地プランにつきましては、これまで2つのJAを単位としたプランは作成しておりましたが、プランの範囲が広く、地域での話合いがしづらいといったこともあり、昨年度から集落を単位とした話合いによる人・農地プランの実質化を進めております。

令和2年度末でのプランの実質化を目標に、昨年11月から各集落への説明会を開催し、実質化を進める意向のある集落にはアンケートを実施してきました。今年度は、アンケート結果に基づく地区の状況を地図化し、各集落での話合いを進める予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の心配もあり、話合いを休止しておりました。

農繁期が終わり、感染対策の在り方も見えてきたことから、アンケートの終わっている集落とは話合いの進め方について調整を図っているところでもあります。相手があつての話合いですが、大人数での話合いは避けたいとの相談も受けており、集落によっては、代表者を数人選んでいただき、その代表者から集落の皆さんの意見を聞き取りしていただき、代表者による話合いでプランをまとめるような手法も検討しているところでもあります。

実質化に向けた進み具合は集落により異なりますが、説明を受けたいとの相談も受けておりますので、集落の意向に応じて対応してまいりたいと考えております。

今年度、プランをまとめることができるのは若干の地区と考えておりますが、集落での話合いに基づき、地域農業を担う中心経営体を決めていただくことができれば、将来に安心感を持つものと思います。

また、人・農地プランに位置づけられた中心経営体には、市としての支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。まだこれからのところもありますが、実質化を進めている集落が一つのモデルとなり、来年度以降、他の集落に広まっていくよう期待しているところであります。

次に、多面的機能支払基金についてですが、平成25年度までの農地・水保全管理支払交付金を基に組替え、拡充され、平成26年度より新制度になり、第2期目を進んでいるところでございます。

この交付金制度につきましては、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されており、いずれも、地域内の農家などの方々の組織、共同で取り組む活動を支援しているものであり、現在、35の保全会組織に交付しております。

御質問にある資源向上支払交付金の長寿命化に関する交付につきましては、毎年度、県内全体の取組面積に応じた交付金の配分となっております。

今年度については、議員おっしゃるとおり、約70%の交付率となっており、各組織の皆様が当初計画していたとおりの交付とはならない状況となっております。

市といたしましては、各組織とのヒアリングを行いながら、交付額の範囲内での計画変更などの相談、手続を丁寧に説明し、進めてまいります。さらに、県を通じて国に対しても申請どおり交付していただけるよう要望してまいります。

昨今の自然災害が発生した場面でも、この保全会組織が積極的に活躍されておりますので、引き続きこれらの活動がより円滑に行えるよう、連携して対応してまいります。

最後に、若者の創業支援についての御質問ですが、市では、平成20年度より、商業地域空き

店舗等出店支援事業により、商業地域内にある空き店舗を活用して新たに出店する事業者に対し、補助を実施しております。

当初は、県のやまがた元気出店支援事業との連携により、新規出店に係る店舗改装費などの経費の2分の1を補助、その後、県の事業が廃止されたため、平成22年度から、市単独で店舗改装費等の3分の1、上限50万円を補助するという制度に改めました。

今年度を含めまして、これまでに32件の新規出店に対して、合計1,455万円余りの補助金を交付し、中心市街地のにぎわいづくりの一助とすることができたと認識しております。

また、御指摘のとおり、今後の新規出店者への支援の在り方として、地域による歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法を活用した事業展開を検討しているところであり、同法は、歴史という大きな視点からまちづくりを行うための法律であり、おのずと対象となり得る事業の幅が広がるため、その骨子となる歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、この点も十分考慮し、幅広い議論を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 初めに、農業関係の確認になります。

人・農地プランの実質化というところで、今、地域で手を挙げている集落の代表者と協議に入り、地図に落としていくという予定を組まれておりますが、今年度はまだ3か月ほどございます。若干の地区と、今市長答弁でありましたが、例えば、差し支えなければ、前向きな集落がどれぐらいあって、できれば今年度中に実質化に向けた取組を、3月までのちょっと短い時間ではありますが、何組織ぐらい考えていらっしゃるのか、お示しく

るのか、お示しく

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 今の御質問にお答えさせていただきま

すけれども、実は、14、15、16日と説明会を予定しておりました。昨日の段階で、コロナ禍によりまして15名が発生したということで、集落の方が朝一番においでになりまして、今回延期をしてほしいという御相談がございましたので、その3地域につきましては、年を明けた形で御相談活動に伺いたいと考えているところでございます。

議員の御質問には、どれぐらいの地域の方が今後取り組んで、また、どれぐらいの地域の方についてのプランの作成をなさるのかという御質問ですけれども、今予定しておりますのは5集落でございます。ですから、5集落、アンケートを取っていただいた方につきましては、全て3月中にはまとめた

たいと考えているところでございます。また、集落によっては、これからも説明をもう一度聞きたいという方もございますので、そちらの集落にもお邪魔をしまして、より多くの集落の人・農地プランという形での積み上げを行っていきたく

と考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 再質問で、実は一つのモデルを先行にして、周りの方々がついてこられるようなことが有効なのではないかなと思っ

たんですが、市長答弁の中で出ておりましたので、ぜひ中心経営体を早く位置づけて、最初はその集落の意向に沿った営農のやり方とか特徴を把握していくのが肝要かと思

いますが、一つ一つの積み上げによって、新庄市の歩むべき農林行政の道筋となるものと、これも繰り返しくなり

ますが考えておりますので、本当にコロナがどうなるかちょっと分からなくて微妙なん

ですが、やれる範囲で、電話対応とかでも進めていくというようなことをすれば、感染を防止しつつ話が進んでいくのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

多面的機能支払制度の中で、国へ少し増額を求めていくんだという市長答弁がありました。各35組織あると市長答弁で伺いましたけれども、肝心なのは、1色ではなくて、それぞれの地域事情、それから構成員、あるいは農村の周辺の自治会あたりとタッグマッチを組んで、5年計画、それぞれの保全会がされているわけですよ。一つ一つの保全会、特徴は違いますので、市長もきめの細かな対応をしていくんだという回答がありましたけれども、その辺もう少し強く、農林課長、意思を表明してほしいんですが、いかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 35組織の皆様には、それぞれ異なった条件の下に同じ制度に対応していただいて、感謝しているところでございます。事業の推進につきましては、職員と各地域の代表の方が1対1になって、1年間の計画を随時相談させていただいているところでございますので、地域に根差した、地域に合った、また、農業者だけでは守っていけない集落のコミュニケーション等を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 次に、平成20年からこれまで積み上げてこられた空き店舗を活用した部分の支援についてですが、成果は伺いました。32件の方々に1,000万円強の支援をされてきたと。その中で、結果、10年もたつわけでございますので、原課として分析しておられれば結構なんです、例えば市内の商店街は5つぐらい

あるのかなと。間違ったら悪いんですけども。そこで、例えば申請する商店街による偏在というか、どうでしょう、それぞれの5つの商店街に均等に出店されているのか。あとは、市単独になってから3分の1、上限50万円ということで、市単独の中では精いっぱい私はやっていると思うのですが、創業者から考えてみて、もっとこういうところを新庄市でも考えてもらえないのかなというような要望でありますとか、これまでの課題等、もし整理しておられればお伺いします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 商業地域空き店舗等出店支援事業について再質問をいただきました。

こちらにつきましては、現在のところ、先ほど市長答弁にもありましたが、32件ということで助成をしております。その町内的な内訳としましては、市内には5商店街がありますけれども、それに準ずる若葉町、それから大町、それから本町、大手町、万場町、沖の町、多門町、小田島町というようなことで、各商店街に満遍なく出店がなされているのかなと感じているところでございます。

また、限度額が50万円ということで、事業費がかなり高額な方もいらっしゃいます。居抜きで入られる場合については、その事業費も抑えられて、この50万円の中で収まるといった方もいらっしゃいますが、上限が3分の1の50万円ということでもありますので、もう少し何とか増額できないのかということとか、あと家賃的なものの助成は何とかならないのかという声もお伺いしておりますので、こちらにつきましては、この事業の中身の精査も含めまして、今後の課題と捉えておりますので、御理解のほどよろしくお願したいと思います。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 分かりました。

この12月になぜこんな一般質問をするかと申し上げますと、市民の方の意見を私が代弁しますけれども、今、原課で令和元年度の事業でもありましたが、地元企業と新庄市出身の子供たちとのマッチングを今図っていると。多分効果が出てくるでしょう。

出生数でちょっと拝見しますと、プラス・マイナスあるんですが、年間200名ぐらいの子供たちが生まれると。残念ながら、その部分の、東京のビジネスマンに憧れるんでしょうか。半分以上は出ていってしまうんです。これから一生懸命、新庄市に帰ってきてくださいという発信をする中で、今の子供たちが考える職業への憧れといいますか、それは、当然我々の価値観とは全く違って想像できないんですが、新庄市にないものであれば、その方々が中心になって新しい仕事をつくっていけばという発想が、私は大事なのかなと。歴まち法を今回取り上げましたけれども、それはいずれ議会にお示しいただけるものと思いますが、歴まち法の趣旨からはそれたとしても、例えば、チャレンジする子供たちの環境整備は、行政でお手伝いできるのではないかと考えたところがございます。

市長、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 ありがとうございます。歴史まち文化保存事業につきましては、基本的に城下町であるということが条件についているというようなことでもありますので、その点としては新庄市は該当するという、そういうアドバイスを受けて申請の方向に向かっているところでございます。

まだまだ、その審査員がどういう形でこの市内を考えるかというのは、非常に分からないわけですが、私なりに考えると、最上公園を中心にした歴史が一つあるだろうと。

それから、新庄駅が、やはり明治36年に奥羽本線が来たことによるまちの形成という歴史も形成されているというようなこと。それから、奥羽本線が来る前は、本合海を主にした舟運ということで、京都あるいは関西との交流があったというようなゾーンが考えられると。

また、昭和における恐慌のときに、地域の農業生産所という形で奨励された積雪地方農村研究所、雪の里情報館、さらにはエコロジーガーデン、そうしたところが昭和の遺産として歴史的に考えられるのかなと。そこに相まって、戸沢家墓所ということが。

こうした組合せが可能ではないかということで、今後、聞き取り等があったとき、新庄市の要望としては、基本的にそのようなことをベースにしながら、面的な広がりをつけていきたいということは要望してまいりたいと考えております。

先ほどの、若者の事業をどのような形でというようなことがあります。コロナ禍で得られたことにリモートというようなことがございます。たまたまエコロジーガーデンの第4蚕室に入った映像関係の企業が、非常に情報発信力が強いということで、そこに憧れているという若者がいるという情報もありますので、今、直されている施設、今後直す施設なども含めて、そうした情報発信の基地も可能ではないかと。そのような魅力的なゾーンとしても積み重ねられるのではないかと、職員との話合いの中でもそういう情報が来ていると。なるほどなということ。

現実的な対応にいきますと、町の中での事業継承という問題が、非常に大きな課題になっていると認識しております。それは、農業でいきますと中間管理機構という形で、今後農業をなかなか続けられないという方たちが、農業を誰か手伝ってくれる人はいないかという先行事例が、農林のほうにおける農地中間管理機構とい

うのがございます。これなども、やっぱり商工会議所などと相談しながら、地元でこのまま、お客さんはいるんだけど跡継ぎがないということで、やっぱり実態調査を含めながら事業継承につなげていくということも、とても大事なことではないかなと考えているところがあります。様々な法律なども組み合わせながら、また、先行事例のあるようなことも拡大しながら、本当に、せつかくある資源を有効に活用できるような形にしてもらいたいと考えております。（「終わります」の声あり）

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時36分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

下山准一議長 次に、佐藤卓也君。

（16番佐藤卓也議員登壇）

16番（佐藤卓也議員） 議長、マスクを外してもよろしいですか。

下山准一議長 はい、許可します。

16番（佐藤卓也議員） 皇紀2680年、令和2年12月定例会4番目に一般質問させていただきます、市民・公明クラブ佐藤卓也です。よろしくお願いいたします。

また、ちまたでは新型コロナウイルス感染症もはやっていますが、アニメ漫画でいいますと、今、鬼滅の刃というのがはやっているようでして、全部で23巻ございまして、1億2,000万部売れている漫画だそうです。私も全巻読ませていただきました。本を買ったときは、もう本屋

さんにはなかったもので、おいつこの予約券を持って買いに行きましたが、その言葉をお借りしまして、今回一般質問も全集中の呼吸で質問させていただきますので、執行部の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第5次新庄市総合計画は、目標年度を2030年、令和12年度として、まちづくりを進めていくための基本的な理念や目標を基本構想、基本構想を実現するための必要な手段や施策を体系化した基本計画、そして、実施計画の3段階で構成しております。

実施計画は、基本計画に掲載されている施策等を効果的に進めていくため、新庄市として取り組むべき具体的な事業計画を、施策の進捗状況や社会情勢、財政状況を踏まえて作成したものです。

実施計画期間は2021年、令和3年から2025年、令和7年までの5年間としておりますが、情勢変化等に柔軟に対応できるように、毎年度見直しを行うとしております。

また、新庄市総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法及び国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市における人口減少の克服と町の活性化を進め、市民の誰もが幸せに暮らし続けることができる笑顔輝くまち新庄の実現に向けた目標は、具体的な施策、取組をまとめた計画として平成27年に策定され、第2期新庄市総合戦略では、令和元年から7月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合基本方針2019、同年12月に策定された第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的方向性等を受け、令和3年度から今後5年間の目標や施策の方向性、取組について、実情に合った事業を戦略的に展開するために策定をしております。

それらを踏まえ、通常であればそのまま実行に移したいわけですが、令和元年12月から、中国武漢市で発生されたと言われている新型コロナウイルス感染症COVID-19の影響が大き

く、いまだ収束する気配がありません。山形県内でも11月から感染者が増えている状況にあります。医療を行っている従事者の方や、エッセンシャルワーカーの方には大変感謝しておりますが、飲食業をはじめとする商店街も逼迫しており、同時に地域経済を回していかなければならない状況にあります。

経済の活性を図りながら、アフターコロナを見据えて、今後どのように観光戦略を立て、観光振興を図っていくのでしょうか。お伺いいたします。

そして、観光のみならず、国内や国外を含めた交流人口や関係人口を増やすために、どのような施策を行っていくのでしょうか。また、観光客のみならず地域や地域の人々と多様に関わる方々の受入れ体制や環境整備や、それらに関わる人材育成をどのように行うのでしょうか。

最後になりますが、観光戦略には民間活用が欠かせません。そこで、観光協会や旅行会社など、民間団体との協力体制をどのように整えていくのでしょうか。お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

観光戦略という大変大きなことについての質問ですが、第5次新庄市総合計画における市の観光戦略についてお答えさせていただきます。

1点目の、今後の観光振興についてですが、第5次新庄市総合計画の中で、観光の振興施策の10年後の目指すべき状態として、地域資源の魅力が伝わり、観光交流が図られていることを目標として掲げ、従来からある観光コンテンツの充実、新しいコンテンツの掘り起こしや、最上地域全体との連携強化などを計画の柱として

います。

2020年は東京オリンピック、2021年には東北デスティネーションキャンペーンと、国内外の観光客の増加を見込んでいたところですが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光需要は過去最大規模の減少となっております。

この未曾有の事態の中、短期的視点の取組も必要ですが、どのような手法を用いて観光振興を図っていくべきなのか。また、コロナ禍に対応する緊急対策、需要回復後を見据えた長期的な視点を併せて検討していく必要があります。今を乗り切る施策を行いながら、第5次新庄市総合計画における内容を柱に、様々な施策を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、交流人口、関係人口の拡大につきましても同様に取り組む必要がありますが、特に、インバウンド誘致に関しては、自治体によっては地域間競争における劣勢を挽回する好機と捉え、旅行商品づくりや受入れ体制整備などの環境整備に積極的に取り組んでおり、国もこれを後押しする動きを見せているところであります。

本市といたしましては、こうした動きに即時対応できるノウハウの蓄積と民間企業との連携強化が一番の課題と考えております。ビッグデータの活用も念頭に置き、本市及び近隣地域への来訪動向などの分析や、企画立案、誘致手法に関するノウハウを持つ民間企業との連携を深めるなどの対応を行いながら、体制整備を進めたいと考えております。

また、国内近隣地域との交流は比較的安心でき、需要もあるものと考えています。今だからこそ注目すべき要素であり、秋田県南地域など近隣隣接地域をターゲットとした交流について、改めて検討を進めるとともに、感染者の多い地域との交流促進の鍵と考えられるインターネットを使ったコンテンツに関しても、検討を進め

てまいります。

3点目の、環境整備や人材育成に関しましては、ただいまお答えしました内容のほか、既存資源のうち、特にイベント、kitokitoマルシェと、その会場であるエコロジーガーデンについては、本市の交流推進のシンボルとしてさらに磨き上げたい考えであります。

今年度、耐震改修の終了する旧第1蚕室のソフト、ハード両面の活用や、北側エリア整備に向けた具体的検討などに取り組むこととしております。

最後に、民間団体との協力体制についてですが、現在、新庄観光協会や新庄商工会議所などが実施する様々な事業に対し、委託料や補助金などを交付しております。また、各種協議会や実行委員会の参画、イベント開催の協力など、様々な場面で民間事業者の方々に関わりを持っていただいております。今後も民間事業者の方々の得意とすることや、地域資源をより輝かせて、アイデアを参考とさせていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

感染拡大防止策に対するスタンスも民間事業者間では違うと思われませんが、観光振興という全体の目標を達成できるよう、それぞれの立場を相互理解しながら進めることが重要であります。さらに、コロナ終息後を見越し、国内外の観光需要回復後の長期的な視点を取り入れ、受入れ体制を整えながら、観光振興対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 分かりました。

再質問させていただきます。

今回、初めてですけれども、観光戦略ということを質問させていただきました。大きな目標ではありますが、やはりアフターコロナを見据えた観光戦略をいま一度つくるべきだと思うん

ですけれども、今まではどういう戦略があって進めてきたのでしょうか。

また、先ほど市長からも短期的、長期的とありましたが、こちら辺はしっかりと分析して進めていただきたいと思うんですけれども、まず初めに、新庄市の観光戦略は今まではこうだった、そしてこれからこうするんだという具体的な目標がございましたら、まずお示してください。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

商工観光課では、本来、観光計画というものを立てたほうがいいのではないかという内部、庁内での議論もございました。しかしながら、現在のところは、市の全体の計画であります総合計画、それからその下に位置する総合戦略によって、事業を進めているところでございます。

他市におきましては、その自治体における観光計画を策定している自治体もありますけれども、現在、本市では、総合計画並びに総合戦略でそれを位置づけているというようなことでございます。御理解のほどよろしく申し上げます。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 分かりました。やはりこれからはアフターコロナを見据えるべきでしたら、新しい観光戦略を策定したほうがやりやすいと思うんですけれども、そこら辺、いかがでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいまの質問ありがとうございます。

こちらにつきましても、第5次総合計画並びに総合戦略を見据えまして、庁内で検討させていただければと考えております。よろしく申し上げます。

16番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番(佐藤卓也議員) 分かりました。ぜひとも戦略を立てていただきたいと思います。

その中において、やはり近場でいいますと、短期的、1年から2年、そして中期的な施策、これは2つ必要でございますので、ぜひつくるときはそういったことを含めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その中において、もし戦略をこれから立てるのであれば、キャッチコピー、これは非常に私は重要だと思っています。やはり最近、結構自虐的なネタが多いといえますか、面白いキャッチコピーをつけて戦略を立てる方が結構おります。事例で言うならば、大阪府大東市という市があるんですけども、そのキャッチコピーは、「子育てするなら大都市よりも大東市」、ちょっとギャグっています。また、これは県なんですけれども、島根県は、「日本で47番目に有名な県、島根」とか、あと「島根は日本の領土です」という、自分のふるさとを自虐的に言って、それでアピールするということがあります。やはり沖縄県ですと、「美しい」とかいろんなことを重ねることもありますけれども、やはりこういったキャッチコピーをしてお客さんに引いてもらって、新庄市ということを知ってもらうというキャッチコピーの重要性がかなりあると思うんですけども、そういう考えは今後あるのでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 現在のところ、そういった考えはございませんが、総合計画、それから総合戦略の中に位置づけられております施策を一つ一つ積み重ねながら、そういった戦略でありますとか、キャッチコピー等も考えられればいいのかと思っております。

まだまだ発展途上の事業といえますか、今後

拡大が見込める分野でございますので、そちらも含めながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

16番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番(佐藤卓也議員) 分かりました。ぜひとも、こういうこともあるんだということを念頭にいただければと思います。やはりキャッチコピーというのは引かれますよね。JRでいけば「行くぜ、東北」で、やはりインパクトは強いので、まず知らない人に知ってもらうのが第一ですので、ぜひこのキャッチコピーもしっかり考えていただいて、新庄の観光戦略に入れていただければと思います。

そして、先ほど来、前回の小嶋議員や石川議員もおっしゃったように、新庄市の観光資源と言え、やっぱりエコロジーガーデン、市長もおっしゃっていました。

その中において、これから新庄市は冬になります。冬となれば、やっぱり雪が降る。この雪を最大限に利用するのも、新庄市の一番の観光資源だろうと私は思っております。

その中において、エコロジーガーデン、原蚕の杜北側の利用方法なんですけど、先ほど来からおっしゃられているように、使い方がまだまだされていません。

それを踏まえまして、最近ではキャンプ需要、ソロキャンプがはやっております。何ではやったかなと。やっぱり皆さん御承知のように、これはアニメもあります。ゆるキャンというアニメがございまして、来年1月から再放送するというのもございますし、芸人のヒロシさんや、バイキングの西村さんなどは、今ソロキャンプをされていてブームになっています。

やはりこれを、新庄はこれだけ自然が豊かなのであれば、キャンプをするという施策も一つは必要かなと思っております。普通のキャンプではなくて、新庄は雪があるんですから、冬期

間を利用した雪の中のキャンプ、これもかなりはやっていると聞いております。ぜひともそういうことを、新庄市の北側のエコロジーガーデンであれば、ほかでやっていないです。新庄市が、逆に言えば聖地となる可能性が十分含まれておりますけれども、北側の一つの利用として冬のキャンプなんかを使ってみてはいかがでしょうか。そこら辺、いかがでしょう。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 エコロジーガーデンの北側の利用ということで、御意見を頂戴いたしました。

小嶋議員にもお答えしましたとおり、今年の9月補正で、北側を含めますエコロジーガーデン周辺の調査委託を行っております。そちらが2月下旬に出てまいりますので、そちらを踏まえた検討をしていく必要があるんだろうと思います。

また、キャンプ需要につきましては、エコロジーガーデンでも、単発ではありますが、若干したいという声があることは事実でございます。

現在のところ、エリアを限定した形で許可をして実施していただいているという事例がございますので、冬期間も含めた北側の利用につきましては、調査委託内容を含めて、今後また詰めていきたいと考えております。よろしく願います。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） ぜひともそれをよろしく願います。

また、やはりこのキャンプ、私はちょっとキャンプをやらないので詳しくは分からないんですけども、やっぱりキャンプをやる方は、ソロキャンプというのがはやっているらしいです。ぜひともそういう声もしっかり踏まえてやっていただきたいとともに、もし役場内でもキャン

プをやっている人も少なければ、そこへこそ民間活用ができるのではないのでしょうか。というのは、あそこの場所にもしできなければ、民間会社、名前を出していいか分からないんですけども、モンベルさんだったり、県内ですとスノーピークさんがございます。ああいう方の展示会をあそこでやっていただき、商品を紹介していただき、キャンプを広める。そして、新庄市に行けば展示会をやって、商品が集められるという民間活用も一緒にできれば、さらなる効果が、要は知名度もアップすると思うんですけども、そういった民間業者と一緒に組むという施策も考えられると思うんですけども、そこら辺、いかがでしょう。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 佐藤卓也議員から大変いいアイデアをいただきました。

また、今年度、耐震改修を行っております第1蚕室につきましても、1階に大きなフロアを擁しておりますので、そちらで長期貸出しによります展示会等も、申請いただければできるのかなと考えたところでございます。

いずれにしても、そうした北側の有効活用、有効利用ということでありますれば、関係人口、交流人口の拡大にもつながりますので、そういった点も十分考慮しながら考えていただくと考えております。よろしく願います。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） ぜひお願いしたいと思います。よろしく願います。

次に、インバウンド事業について質問させていただきます。

これまで、新庄市もインバウンド事業に一生懸命取り組んでいると思いますが、やはりこのコロナ禍の中では、インバウンド事業が小さくなると思っておりましたが、市長答弁では、イ

ンバウンド事業をしっかりと推進すると答弁していただきました。もう一度確認なんです、このインバウンド事業を今後どのようにやっていくのか、まず確認したいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいまインバウンド事業に関する御質問をいただきました。

現在、コロナ禍におきまして、確かに海外からの渡航が制限されております。本来であれば、昨年度末からタイの定期便によりまして、海外からのお客様が新庄に来訪されるという予定でございましたが、この状況では致し方ないのかなと思っております。

台湾のみならず、東南アジアからのお客様も入ってくる予定でございましたので、そちらも含めまして、今後収束が見込まれる時期になりましたら、そちらのほうからの誘客についても積極的に進めていくということで考えてございます。よろしく申し上げます。

16番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番(佐藤卓也議員) 分かりました。ぜひとも、このインバウンド事業は、アフターコロナを考えれば、やっぱり情報は常に発信しなければ来ていただけません。ぜひとも情報の発信を絶えずやっていただきたいと思っております。

実際伺いますと、新庄市には台湾の方が多くいますが、やはり旅行関係者にお聞きしますと、海外の方はやっぱり日本に行きたいという方がいっぱいいらっしゃるらしいです。やはりここで手を止めずに、今ですとYouTubeだったり動画だったり、そういうものを一生懸命仕掛けて、絶えず流していく必要があると思います。やはりここで、コロナだから一切情報を止めるのではなくて、逆にここを、何というんですか、とがったような形でしっかりと情報を発信していただいて、いつでも受入れ体制を万全にする

ということが施策の一つではないでしょうか。

やはり今、最近ですと、オーストラリア、シンガポール、新庄市でも最近ではタイにもしっかり動画を流しているということなんですけれども、やはりまだまだ5年以上はかかると言われていますが、しっかりとした情報発信、動画だったり食べ物だったりということを発信していただきたいんですけれども、そこら辺の戦略は変わっていないでしょうか。お伺いいたします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 御質問をいただきました件であります、これまでもSNS等やYouTube、それから動画を活用しました新庄市のPR、そちらを行っているところでございます。コロナだからといって決して止めているわけではございません。予算の範囲内で精いっぱいやっているところでございまして、また、予算のかからないところでも、活用しながら実際には行っているということでございますので、早く日本のコロナが収束すればすぐ行くよというようなことで言われてございますので、そちらに向けた準備も進めてまいりたいと考えてございます。

16番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番(佐藤卓也議員) ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、改めてなんですけれども、やはりいつ戻ってくるかも分からないといったときには、しっかりとした目標設定も必要だと思います。そのときにも、おっしゃるように、やっぱりもう一度、関わる方のきっかけの見直しだったり、あとはターゲットです。どの方にきていただくか、目標、顧客のターゲットを明確にさせていただくということも必要です。そしてこれからも、先ほども言っていたとおり、戦略については、

やはり短い期間ではなく、長期的な思考です。要は、発想の転換をしていただき、いつでも来られるような体制が必要だと思っただけですけれども、インバウンドに対してはそのような体制を取っていただきたいと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 今御質問いただきました件につきましてですが、これまでも台湾を中心にインバウンド事業を進めてきました。台湾だけではなく、タイをまたターゲットにして現在進めているところでございます。なぜタイなのかということですが、東南アジアのハブ空港もございます。そこが日本に風穴を開けられれば、その周辺の国々からも観光客に来ていただけるだろうということでした。

また、もう一つ、欧米からの誘客ということも現在検討されているところでございまして、なぜ欧米なのかといいますと、欧米の方にとっては山岳信仰、それからおくのほそ道である松尾芭蕉、そちらについて、なかなか、その足跡をたどりたいというような方々が多くございまして、欧米からも誘客が図られるんだろうというようなことで検討してございます。新庄市もおくのほそ道サミット、それから、おくのほそ道の風景地ネットワークに加盟してございまして、そちらの自治体とも連携を図りながら進めていければと考えてございますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 分かりました。台湾のほかにタイも、やはりタイも、あそこの周辺ですとミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア、マレーシアと、あそこら辺は多いです。そこら辺の集客が見込めるということでしたので、ぜひともそこら辺の周知も一緒に

していただきたいと思います。

また、おくのほそ道もございましたけれども、山形県ではおしんもございまして、やはり東南アジアのほうではおしんが、もう言わなくても分かるよと言っておりますが、やはり向こうの方は、おしんと言えば山形県と分かるんですけども、新庄は分かりませんので、おしんもしっかり推していただいて、おしんのまち新庄でいっても、多分向こうの方は分からないと思いますので、そこら辺の逆にずうずうしさもあってもいいのかなと、私は思っておりますので、取るものは取っていかないと、やはり、それが戦略ではないですか、課長。そう私は思いますので、これはあくまでも参考意見として言わせていただきますので、よろしくお願いします。

また、次に、私からは室のことについてお伺いしたいと思います。

新庄市では、クールジャパン新庄がございすけれども、こちらは経産省で平成22年から始まって、新庄ではクールジャパン新庄推進室が平成25年から始まっております。目的としては、交流人口の拡大を目指し、インバウンド事業、グローバル社会への対応を強化するということをやっております。このクールジャパン新庄なんですけれども、そろそろ時代の流れに沿って、市長、どうでしょうか。そろそろ変えていただいて、新たな発信をしていくのも一つではないでしょうか。やはり7年たてば、今は政権も替わりましたよね。ぜひとも新しく取り組むことも含めまして、クールジャパンではなく新しい目標を立てて観光戦略にするのも一つの手だと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 室の問題でありますので、総務課でお答えさせていただきますけれども、やはりクールジャパンというのが今どうなのかと。

ちょっと少し時代遅れにも聞こえるような感じにも取られますし、そういう声が聞かれますので、今後どういった形でやっていくかということ、少し原課ともちょっと話し合っているところですので、今後詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 分かりました。

やはり日本は、名は体を表すといえますので、やっぱりその名前によって進む方向が違いますので、やはりそういうことを一つ一つ突き詰めていけば、やはり新しく戦略を起こすのであれば、名前が変わっても致し方がないのかなと思いますので、そこら辺をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、やっぱり観光戦略を行うとなれば、観光大使が必要です。新庄市でも観光大使制度をつくったと思うんですけど、今の状況はどのようなになっているのでしょうか。お伺いいたします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 観光大使についての御質問をいただきました。

観光大使につきましては、新庄市にゆかりのある方、それから新庄市に地縁、血縁がある方ということで、かなり著名な方を選定いたしまして交渉を重ねた経過がございます。中には、事務所のほうからお断りされた例が多々ございまして、かなり苦戦しております。現在のところ、1名の方の内定をいただいているというようなことで、また、鋭意その観光大使の選定に向けては努力してまいりたいと考えてございます。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） やはりちょっと進んで

いないのかなと思います。やっぱり著名な方ですと事務所関係があるので難しいかなと思うんですけども、選定方法としても、ゆかりのある方とおっしゃいますけれども、やはり関係人口を増やすのであれば、新庄に何かしら、来たことがある人でもいいのかなとは私は思っております。

例えば、最近ですと9月頃に、タレントの石橋貴明さんが来られました。県のほうにも来られて。あの方が、山形県を応援する歌を歌っています。その撮影のために、9月にこちら新庄駅を通過して、隣の鮭川村へ行った。これはYouTubeで私も見させていただきました。その人の歌ですと、歌詞の中には、隣の村の牛潜の名前だったり、その中には山形県最上郡大字宇田舎と、はっきり山形県最上郡と歌っております。せっかくあの有名な著名な方が、山形県最上郡を歌っているのであれば、あの方も関係人口に含まれると思いますし、そういう方もピックアップになっていないのかなと思います。逆にこちらからオファーしてもいいぐらいの方ではないでしょうか。

ぜひともそういう方々を次々にピックアップしていただきたいんですけども、そこら辺はどのような選定基準になっているのか、お伺いいたします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 佐藤議員から、今石橋さんの具体的な固有名詞が挙がりましたけれども、この方につきましては、確かに鮭川村牛潜出身のプロモーターといえますか、事務所を運営されている方のつながりで、かなり新庄、それから最上郡に入られているということは事実、知っておりますし、私も実際お会いしております。

昔から、新庄の学校に通ったということもございまして、その御縁で、かなりこちらの農産物もPRしていただいているということは知

っておりますし、ゆかりのある方ということで候補に挙がるのかなということもございますが、なかなか事務所の規制が厳しくて難しいのが現実かなと考えてございます。

特に、著名な方を選定して事務所を通して観光大使になっていただけませんかという依頼をしても、なかなか今のタレント業でありますとか、俳優業の傍ら、そういう大使というようなことはお断りさせていただきたいというようなお断りをされていることも事実でございますので、多岐にわたるかもしれません、いろんなアプローチの仕方、今後も観光大使の選定につきましては努力してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願い致します。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 分かりました。有名になればなるほどなかなか難しいのかなとは思っておりますけれども、やはりそういう有名な方をなぜ伝えるのかといいますと、やはり新庄市を知ってもらうための一つの作戦です。その人のユーチューブを見ますと、今週の水曜日には歌番組でその歌を歌うと。全国放送でその歌詞が流れれば、黙っていても山形県最上郡は出てくるわけで、そうすれば多分、そこはどこなんだろうと。今までユーチューブしか見ていなかった方々や初めてテレビで見た方がやはり集中的にそこで出るわけですので、やっぱり新庄市を知っていただく機会、そういう方が増えるわけですから、ぜひとも、観光大使にはいろんな条件がありますけれども、苦戦はしていますけれども、いろんな方を要は推薦していただき、少しでもなっただけのような努力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと話は戻りますが、エコロジーガーデンのほうで、これからいろんな仕掛けをしてい

くというわけだったんですけども、先ほども石川議員が少しおっしゃっていましたが、やはりこれからはいろんなこと、要は若い人たちの創業支援をしていくものの一つに、ワーケーションということがあります。

今さらながら、ワーケーションの説明をさせていただければ、ワークとバケーションの造語です。やはり観光地やリゾート地におきまして、テレワークをしながら仕事をする一つの方法だと思います。

やはりエコロジーガーデンもそのワーケーションの一つに入ります。わざわざ東京に行かなくても地方で仕事ができる。そういったことのワーケーションをしたいと思っても、やはり一番問題、ネックになるのが、高速通信網の整備だと思っております。また、空き家についてでも、あそこに来ていただければ、ワーケーションとして高速通信網がなければ、今は成り立たない時代だと思っておりますけれども、これからエコロジーガーデンを改修なり、そしてこれから、商店街やワーケーションに向けていく施策を打つのであれば、高速通信網の整備が必ず必要だと思うんですけども、そこら辺は戦略の一つとしてどのように考えていますか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 エコロジーガーデンのワーケーションの在り方ということでございました。

先ほどの市長答弁にもございましたが、現在、エコロジーガーデンにテナントとして入っております映像会社さんを通じまして、東京の多くの企業さん、あるいは大学の関係者から、ぜひ新庄の地で仕事してみたいということも伺っていることは事実であります。

しかしながら、現在のエコロジーガーデンの施設では受入れが難しいことも事実でありますので、今後の改修計画にあっては、その辺も考

慮しながら進めていくべきだろうと思います。

また、先ほどの歴史まちづくり法の整備についても、そちらも高速通信網の整備も一体的にできるかどうかの研究も含めながらやっていくべきだと考えてございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしく願いしたいと思います。

その中で一つです。やっぱり新庄に1回来て新庄に住みたいとなれば、お試しではないんですが、地域おこし協力隊として来たいという方もいらっしゃいます。その中の要件として、リモートワーク化と一緒に含まれないと、地域おこし協力隊としてやっぱり派遣されないと思うんですけれども、やはり地域おこし協力隊も、そういう中においてでも一つの戦略だと私は思うんですけれども、その在り方についてどのように考えていますでしょうか。よろしく願いします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 新庄市における地域おこし協力隊。皆様方も、その活動の力というのは御存じかと思います。見事に地域おこし協力隊を卒業して、そして空き家をリノベーションして、多くの交流を生むというような活動をされている方もおります。交流人口、関係人口をこの新庄の地で広げていく場合には、大変力強い味方を外からいただけるものと思っておりますので、私も総合政策課で総合窓口をしておりますけれども、地域おこし協力隊という力は新庄市にとってこれからも大切に、来ていただいて、そして活躍していただきたいなと願っているところでございます。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） そこでなんですけれども、地域おこし協力隊の方々ではテレワークは可能に新庄市ではなっているんですか。やはりテレワークを可能にすることによって、新たな魅力、要は、わざわざ新庄に来なくてもできるでしょうし、定期的に来ていただくことができるんですけれども、このテレワークが可能ということも一つの条件として、新庄で受け入れれば、新庄に来たいという方もいらっしゃると思うんですけれども、そこら辺どのようになっているでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 地域おこし協力隊のテレワークというのは、まだ現在のところ調べておりませんので、今回、コロナの関係でテレワーク、ワーケーションという形になりましたけれども、基本的には、やはりこの地に来ていただいて、この地の中で多くの人に触れ合っていたきたいと。その中で、首都圏の友達や何かと、そういったズームのような形でできるという幅の広さは、十分、私もこの間体験して思いましたので、テレワークという考え方がどのような形で取り入れられるのかは、ちょっと今現在お答えできませんけれども、この地に来た地域おこし協力隊が、今通信ネット網がこれから高速化、大容量化になる中では、これも一つの大きな武器になるかと思っておりますので、これからまた勉強していきたいと思っております。

これが一つの新しい生活様式の中で生まれた働き方のかなという形で、地域おこし協力隊というものについての情報の在り方や働き方というのは、今後検討がされるものかなと思っております。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 分かりました。テレワーク可能というところもありますので、そうい

うこともある程度含めて、これからも調査研究していきたいと思います。

やはり先ほど来言っているように、ワーケーションだったり、ブレジャーということもあります。ブレジャーというのは、出張して、滞在先に泊まる。泊まってから、要は、そこから少しその滞在期間を延長して、また仕事をしてもらうという。ブレジャーということもありますので、そこら辺の考え方も一緒に考えていただければ。

逆に言えば、新庄市の方々が、向こうの出張先に行っているでもいいでしょうし、こちらの受け側も必要だと思います。受ける側の体制整備です。先ほど言ったように、高速通信網だったり、ある程度、受け側の整備体制を今こそしっかりとやるべきではないでしょうか。

先ほど来、新庄市もデジタル化が進むとなれば、そこら辺のことをしっかりと先に進め、いざいつ来てもいいような、要は、一步先ではなく半歩先でもいいので、デジタル化も進め、やはりこういう若い人たちを受け入れるには必要だと私は思っておりますが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 まさしくそのとおりだと思います。デジタル化というもので交流の幅というか、時間的にも距離的にも大きく縮められるということが今回分かりましたので、様々な部分でそこるところは、半歩でもいいですから進んでいくように、前向きに計画していきたいと思っております。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） そういった中でも、やはりこれからはウェブ会議だったりリモート会議などができる、そういう中には、やっぱりICTにある程度強い人材育成や、そのための強

化がやっぱり必要です。やはりその強化も庁内全体で進めていただき、観光にもつなげていく。

なぜ私が観光についてしつこく言うのかと申しますと、観光はやはり裾野が広いんです。地域経済が潤う。コロナの中においても、やはり経済が潤っていかなければ新庄市は大変だ。だからこそやっていかなければいけないと私は思っておりますので、そのためにも、しっかりとした庁内の方々の人材育成やその強化も、私は一緒に進めていくべきだと思うんですけども、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 これからの社会の中にあってIT化に係る人材育成というのは、当然必要です。庁内的な人材育成も必要ですし、やはり専門的な知識を外から持ってくるということも必要だと思いますので、様々な点で人材育成、人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

あと、新庄市の計画の中には、今回新しくシティープロモーションを使わせていただきます。そのシティープロモーションの強化については、先ほど来、いろんなアプローチの仕方がありますが、やはり動画だったり、最近ですとはやっているのがYouTubeです。YouTubeを使ってやっぱり市をアピールするというのも、一つの効果だと思います。そういうことを市でもしっかりやっていくことが、魅力の一つの戦略だと思うんですけども、そのYouTubeはこれから使っていけるのか。そして、いかれるときは、やはり市の方々ではなかなか難しいと思えば、しっかり民間に委託して、米沢あたりでは月2回ほど動画を配信しているとお聞

きしていますけれども、そういった方を、民間連携だったり、やはり市をアピールし、選ばれるまち新庄にするための一つの戦略だと思うんですけれども、そこら辺はいかがになっているでしょうか。よろしくをお願いします。

下山准一議長 佐藤卓也議員、だんだん通告内容から外れてきておりますので、お気をつけいただきたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 細かく民間の活用まで答えるべきかどうか分からないんですけれども、今回、基本計画をつくっている中で、何度も申しますようにデジタル化、あとシティープロモーションということで情報の発信の強化ということで、現在ホームページにつきましてもスマホに対応していないとか、また、SNSの活用とかということを再三議会の中でもいただいております。当然、その中の情報の出し方の一つとして、やはり魅力ある動画というのは、先ほど石橋さんの話も出ましたけれども、あるような形がありますので、古く言えば山形CM大賞というのが、一番最初に動画で地域をPRするということで私も出させてもらったことがあるんですけれども、そういった形で、動画で地域の魅力をどんと出すと、そこが一気に分かるということは、もう既に皆さん御承知かと思えます。そういったことも広報戦略の中では検討してまいりたいと思いますので、その際にはどうぞ御協力を、皆さん方からもよろしくお願いたしたいと思います。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 議長からちょっと注意されましたけれども、なぜこれを強く言うかといいますと、やはりこれからの観光戦略は、情報をどのように使うか、どのように、要は私たちが使っていくかだと思います。使うためには、

やはり機械に強い方もいらっしゃるでしょうし、ICTに強い方、今は写真ではなく動画が当たり前でしょうし、こういうことをしっかりやっていかなければ新庄市をアピールできないと思っております。ですから、先ほど言ったようにシティープロモーション。これは、シティープロモーションイコール観光戦略の一つだと私は思っています。ですから、今までなかった観光戦略がこれからできるのであれば、こういうことを1個1個詰めていって、新庄市を知ってもらい、新庄市のよさをもっともっとアピールできるのがこの戦略ではないかと思っております。

先ほど来、キャンプだったり、インバウンド、室の名前もそうなんですけれども、少しずつ変わることによって、新庄市をもっとアピールしたい。もっと分かってもらう。それを私たちが発信することによって皆さんの考えが変わってくると思っております。

やはり私たちが思っている、新庄市民の方がまだまだ知らない、要は自然のものだったり、前回も質問しました山岳のことだったり、知らなければ皆さんがアピールできません。

ぜひともそういうことを踏まえまして、今回一般質問させていただきまして、ぜひとも来年度に向けては、コロナに負けず、新庄市がもっともっと発展できるように期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時32分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

庄司里香議員の質問

下山准一議長 次に、庄司里香さん。

(8番庄司里香議員登壇)

8番(庄司里香議員) 12月定例会一般質問、本日最後5番目となります。議席番号8番起新の会の庄司里香でございます。

発言通告書にのっとり、一般質問させていただきます。よろしくお願いたします。

大きい目次ということで、市民の暮らしについてです。

1番目は、町名と番地についてでございます。

市内の町名や番地が、区域が広過ぎて分かりづらいという声が、市民の方々からよく寄せられます。特に、五日町、十日町、松本、金沢などで言われております。

ちなみに、各町内で、番地としては何番地ぐらいまであるのでしょうか。

現在住まわれている方も戸惑うのでしょうか。新しく本市に住まわれる方は、より大変かと思われま。住所の異動の手続の際に、本市の町名と番地、旧町名を記載した冊子を作成してお渡しすることはどうなのでしょう。職場や学校などの不便を解消する一つになると思います。もちろん希望の方にもお渡しできるように、市報などでもお知らせしていただけたらと思っておりますが、この点について市のお考えをお尋ねいたします。

2点目になります。マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカードの交付が進んでいないということがマスコミでも随分取り沙汰されております。山形県は全国でワースト3、県内での本市の状況は、13市中10位、10月1日の時点で14%とお聞きしております。決して高いとは言えない状況です。

国でも、健康保険証や運転免許証との連動や、マイナポイントの発行、交付など、取得へのメ

リットも感じてもらえるような政策を進めておりますが、本市での取組についてお尋ねいたします。

大きい見出しの2番目です。子育て世帯の要望についてでございます。

冬の遊び場ということで、コロナ禍で子育て世帯の方々からよく言われることですが、冬の遊び場が少ないと言われることが多いです。本市は、12月から3月くらいまで積雪があり、ウィンタースポーツを楽しむことができにくい幼児から小学生低学年までは、わらすこ広場がございましたが、それ以外の子供さんや、ウィンタースポーツが苦手な御両親やおじいさん、おばあさんにとっては、子守も大変だというお話をよくお聞きしております。

以前は商業施設で過ごす方もたくさんいらっしゃいましたが、現在では、コロナでの3密も大変心配です。図書館や市民プラザにも行かれていますとお聞きしますが、圧倒的に行くところが限られているように思われますが、市では動向調査をされているとお聞きしております。どのように捉えていらっしゃるのか。また、対策としてはどのようにお考えなのか。ぜひともお尋ねいたします。

2番目になります。市民の森の利活用についてです。

現在、市民の森の年間利用者はどのくらいいるのでしょうか。

先日、訪れてみました。大変整備されておりました。昔、子供が小さかった頃や、芋煮会や遠足でお世話になった記憶がございます。久しぶりに行って、やはりいいところだなと思えました。芝生公園や市民の森でのキャンプはできるのでしょうか。

また、市内のキャンプ場ができるのであれば、お答えしていただきたいと思っております。

第3点目に、本市のイベントについてです。

去る11月8日、第11回を迎える新庄そばまつりが開催されました。十分にコロナ対策をされての開催で、何事もなく終わり、大変よかったなと思っております。

会場の実施としては、市内から遠く、今回はシャトルバスもないので、市内中心部で開催してほしかったという声も随分聞かれましたが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

2点目です。最上公園の観光についてです。

以前から何度か取り上げさせていただいております最上公園ですが、本年、新庄初代藩主の戸沢政盛公の銅像が、ロータリークラブさんの創立60周年記念事業ということで、御寄付され、銅像が設置されました。先日は、雨よけ用の屋根も取り付けられ、遠くから参拝に来られた方々からも好評で、立派な銅像だとうれしく思っております。

このような民間の方々のお心をいただきながら、市内の観光地として末永く愛されております最上公園を、ぜひとも観光客を呼び込めるようになってもらいたいと思うのですが、最上公園エリアに来てくださる観光客は、年間どのくらいいるのでしょうか。

また、観光客誘致としては、計画されている事業はありますか。G o T o トラベルを見据えた、G o T o トラベルも来年5月まで行われる現在の予定だと聞いております、事業についてもあれば、併せてお尋ねいたします。

最後に3点目、歴史センター前の広場ということで、歴史センター前広場と、歴史センター内壁についてです。

歴史センターと最上公園のお堀の間、公衆トイレ後ろの広場ですが、花見やカド焼きまつりの頃に駐車場として利用されているほかは、ほとんど利用されている様子がございませんが、今後、利用の予定はございますでしょうか。

広場内にあるあじさいステージは、今後どのように管理される予定でしょうか。現在は老朽

化が著しく、さびだらけで近づきづらい様相ですが、歴史センターを訪れる方々から、屋根のさびがひどく、見るに忍びないという声がございます。今後の方向性についてぜひともお尋ねいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、庄司議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、住所の町名と番地についてでございますが、住所の表記については2通りの表し方があります。

1つ目は、住居表示実施区域の住所で、町名、街区符号、住居番号を使用して住所を表しています。

2つ目は、住居表示実施区域以外の五日町、十日町などの住所で、土地の地番をそのまま使用して住所を表しています。そのために、住所だけでは場所を特定しにくいなど、不便もあると認識しております。

市民課の業務でも、場所の確認には住宅地図を使用しております。市民課の窓口におきましては、住所異動届の処理に使用するために、地番の索引簿を備えて、転入された方への案内や、町内名などの問合せに対応しております。また、希望があれば、必要な部分のコピーを差し上げております。

今後とも市民ニーズを的確に捉え、対応してまいりたいと考えております。

続きまして、マイナンバーカードの取得率を向上させる取組についてであります。マイナンバーカードの交付につきましては、令和2年9月から始まりましたマイナンバーカードを使用するのマイナポイントの申込みの実施や、令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が予定されていることか

ら、マイナンバーカードの交付件数は増加しており、今後はさらに増加していくものと考えております。

本市の取組といたしましては、ポスターやリーフレットによる周知のほか、来庁者への取得案内や、申請用の写真撮影などの申請サポートを実施しております。また、マイナンバー制度についての出前講座を実施しており、制度の概要や取得のメリットについて説明し、希望する方には申請用の写真撮影も行っております。

今年度は、市内企業、高齢者サロン、障害者団体で出前講座を行っており、この講座をきっかけとしてマイナンバーカードを取得された方もおります。

国民健康保険の被保険者である世帯に対しては、確定申告に関する通知を送付する際に、マイナンバーカード取得に関する広報物を同封する予定であります。日中、市役所に受け取りに来られない方には、夜間の延長窓口を実施するなど、円滑な交付に取り組むとともに、今後も機会を捉えてマイナンバーカードについての周知を図り、取得率向上に努めてまいります。

昨日、隣のスーパーに行きまして、私の使用しているカードと連携させてマイナポイントをしましたところ、国では5,000円ですが、その会社ではプラス2,000円ということで、7,000円をつけていただきました。こういう情報を盛んに宣伝しているんですが、何か一つ行動が面倒くさいというようなことで、7,000円が要らないのか、最低でも5,000円は入るといふことですので、多くの市民の皆さんに周知してまいりたいと考えておりますので、ぜひ議員の皆さんでも持っていない方がおりましたら、率先してマイナンバーカードをお取りいただき、5,000円をつけていただきたいと思います。7,000円でも結構ですので、よろしく願いいたします。

次に、子供の冬場の遊び場についてでありま

すが、本市では第2期子ども・子育て支援事業計画を作成するための基礎資料として、子育て支援施設の利用状況や、今後の利用希望、子育てに関する意識などを把握するため、平成30年度に無作為に抽出した就学前児童の保護者、小学生児童の保護者各800名を対象にニーズ調査を行いました。

遊び場については、自由記載の中で、屋内・屋外に子供たちが安心して伸び伸び遊べる施設が欲しい、卓球やバスケットゴールなどがあり、運動できる遊べる体育館が欲しいなどの御意見をいただいております。運動の活発な小学校高学年の子供の遊び場についての御要望が多いことにつきましては、十分に認識しているところであります。

第5次新庄市総合計画の基本計画において、子供の遊び場の充実を施策の一つとしておりますので、わらすこ広場をはじめ、市内の公園の遊具の整備など、安心して利用できる遊び場の充実を推進してまいります。

今年度、わらすこ広場において遊具を新しく設置する予定でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、設置の時期について検討しているところでございます。設置する際には、予防対策を行いながら利用していただけるよう周知してまいります。

本当に最近、子供たちの遊びに非常に変化がございますので、大人もどのようについていいのか分からないというようなことで、大人の遊び場が欲しいという声をよく聞きます。子供たちが遊びたいかはまた別だと。子供の面倒を見るのに、子供たちはバスケットをしたいと言っていると、だから欲しいというような代弁者になっていただいているので、しっかりと耳を傾けていきたいと思っております。

次に、陣峰市民の森のキャンプ場としての利活用についてですが、陣峰市民の森は、市民の皆さんが自然の中で緑を通じて心の触れ合いを

広める場としてつくられ、都市公園である東山公園などと遊歩道である陣峰ラインで結ばれており、散策やウォーキングに利用され、市民の憩いの場となっております。

現時点でキャンプ場としての利活用についての考えはございませんが、市民の森の利用拡大とさらなる周知のため、訪れる方を分かりやすく誘導できるように、やまがた緑環境税を活用し、県産木材を使って陣峰市民の森の案内看板を製作しております。今後も引き続き多くの方々により一層利用していただけるよう、観光や健康増進の観点を含め、情報の発信や活用方法について取り組んでまいりたいと考えております。

以前は、田部井さんをお呼びいたしまして、冬期間のトレッキングということでの活用はいかがかということで、全国からおいでいただいたんですが、最後は、そこを利用するリーダーの方々や指導者となるということが条件でありまして、勝手に使うとか勝手にするということは非常に、どのように活用したいのか分からないと、誰かに教えていただきたいということが非常に多いので、管理とそういう経営ということで非常に難しい状況も把握しているので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

次に、そばまつりではありますが、11月8日に、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら規模を縮小して計画し、無事実施することができました。1時間ごとの食数を制限し、合計500食の予約券販売のみの案内で、広報活動も最上地域に限定して行い、結果360人の利用があり、450食が提供されたところであります。これは例年の4分の1に相当する数であります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる市内のそば店を応援する意味で、割引券の発行も行いました。予約券500円の購入で来場すれば、割引券200円を受け取り、市内そば店でお得に使えるものとして企画しまし

た。今後、利用件数の結果を見て報告したいと思っております。

土地利用型作物の振興、特に水田からの転作作物としてそば振興を行ってきました。そばまつりを企画してから、年々作付面積が拡大し、近年は単位当たりの収量も増加傾向にあり、東北でも有数の産地として認識されています。

このような中、産地を物語る上で、そば店との連携は大事な関係であり、需要と供給相互の発展のため、各種そば振興事業の展開を行ってまいります。

そば振興は、観光誘客ツールとしても大事なアイテムであることから、全国のそば産地相互の連携や、そば店のみならず、直売所や販売店、市内の協力者を募りながら、小売商品の開発やイベントなど、需要拡大の方策を展開し、そば打ち後継者の育成なども含め、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、最上公園をはじめとする新庄市内の史跡、観光施設への観光誘客の誘致についてであります。新型コロナウイルス感染症により疲弊した景気を下支えし、経済を再興させることを目的とした経済政策であるGo Toキャンペーンが国で行われております。

県では、県民泊まって元気キャンペーンを行い、本市においても、今年8月に、市内宿泊施設の消費喚起キャンペーンとして、宿泊者1人当たり4,000円の宿泊費の補助を行い、その対象者に対し、市内の対象店舗で使用できる2,000円の割引、市内移動のためのタクシー料金1,000円の割引の助成を行いました。

今後におきましても、市への誘客や市内商店や企業への支援策として、観光面での経済支援対策を主として検討しなければならないと考えております。

また、今年は、春から夏にかけて開催を予定していましたカド焼きまつりや新庄まつりなどのイベントが中止となってしまいましたが、秋

以降の味覚まつりやそばまつりは、規模縮小などの感染防止対策を取り入れ、開催することができました。

今後の観光振興についてですが、第5次新庄市総合計画の中で、観光振興の施策の10年後の目指すべき状態として、地域資源の魅力が伝わり、観光交流が図られていることを目標として掲げております。最上公園などの既存の観光資源を生かし、新しい観光資源の掘り起こし、また、交流人口の受入れにおいて様々なコンテンツを用意し、最上地域全体との連携をより図っていく計画としております。

今年は中止となったイベントについても、令和3年度には可能な限り例年どおりの形態に近づけるように検討し、考えられるだけの感染防止対策を取り入れながら開催する方向で、観光客を呼び込めるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、あじさいステージであります。平成元年に設置しており、現在、設置から30年以上が経過している状況であります。議員おっしゃられるように、かなり老朽化が進んでおり、使用する用途も限られているような状態で、壁面の劣化や屋根のさびが目立つなど、公園の景観を損なう要因にもなっていると認識しているところであります。

今後の方針といたしましては、当面は安全性を確保しながら維持管理に努めたいと考えておりますが、景観を損なう要因になっている状況や、最上公園自体の利活用の検討も始めておりますので、それらを踏まえながら、解体も視野に入れ、方向性を導き出したいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

町名と番地についてですけれども、窓口での対応ということですが、希望者には、問合せに応じた町名や住所が分かる書面の配布もされるということでしょうか。確かに個人情報保護の観点からも、そういうことは大切だと思いますが、知らぬ土地より本市に移住される方の困り事が少しでもなくなり、ママ友や御近所の方々の話に入って、ストレスなく本市に溶け込んでくださることで、市に対する愛着も湧くと思いますが、ぜひともこの点、どう考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

荒田明子市民課長 議長、荒田明子。

下山准一議長 市民課長荒田明子さん。

荒田明子市民課長 番地と町名を記入した冊子の提供につきましては、現在も希望があれば、窓口で事務処理のために備えております地番の索引簿の必要な部分のコピーを差し上げておりますので、その方法を今後も継続させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 単に窓口で対応と限らず、一步踏み込んだ形で、市民の方々の地元愛を育む一行動として、ぜひとも何かあれば市役所にと一声をかけてくださると大変ありがたいです。ぜひともよろしくお願いたします。

2点目です。

マイナンバーカードについてなのですけれども、まずはどのような利点があるかということが一番大切だと思うんですけれども、今後の方向性についてお伺いしたいのですけれども。

今、市長のお話の中の5,000円のポイント取得のことについてなのですけれども、お手伝いされるということは難しいのでしょうか。取得できない方もいらっしゃると思うんです。もしも、声をかけていただいて、そのときにお手伝いしていただくという可能性があるかどうか、お聞きしたいです。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 マイナンバーカードの普及ということでは、特にマイナポイントにつきましても、やはりなかなか理解できない方もいらっしゃるのでは、市のほうに週に本当に何人かいらっしやっています。私どものほうで端末を備えておまして、大体2人ぐらいいらっしやるんですけども、職員は昼休みもいとわず、8時半から5時まで、来るたびに対応しておりますので、その際にはできるだけ分かりやすい言葉で丁寧に対応してお手伝いしておりますので、その辺も、どうぞ議員から御紹介いただければと思います。よろしくお願ひします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） そのように対応されているということを初めて聞きました。申し訳ありません。ありがとうございます。今後はそのようなお話を聞いたときには、市役所でやってくれるから行ってみなというふうに、私自身も広報させていただきまます。

冬の遊び場についてなのですけれども、最近、子供たちの遊びの中でボルダリングが流行しているそうです。

そこで調べてみますと、市内にも県内にも、ほとんど公共の場所では、ありませんでした。テレビ番組の「V S嵐」という番組があるんです。その中でやっているらしいです。二、三度見ました。なるほどと思っせて見せていただいたんですけども。

県内では、スポーツジムの何か所かでやっているというお話も聞いております。そのような遊具を、現在ある屋内施設に設置するというのも考えてみてはどうでしょうか。もちろん安全性は考えた上でということになりますが、お考えをぜひともお聞きしたいです。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、

西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 子供の遊び場についての御意見でございました。貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど市長答弁からありましたように、平成30年度、子育て関連の質問事項といたしますか、そういったところで、自由記載の中で、249件のいろいろな要望がございました中で、19.7%の方から、屋内外の遊び場についての御要望をいただいたところです。

屋内の遊び場につきましては、議員おっしゃったように、例えば市の保有する既存の施設を利活用できないか、そういったことが考えられるかと思っますので、屋内外含めまして、市全体で検討していければと考えておるところです。よろしくお願ひいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ありがとうございます。前向きなお話をいただき、大変うれしいと思っっております。

冬の運動不足解消もそうなのですけれども、コロナ禍で外出の機会も少なくなっております。子供たちも沈みがちです。ぜひとも遊具の更新の機会を捉えて、新しい遊びの提案をされたり、遊具のリニューアル時には、ぜひとも市報に取り上げてもらったり、小学校や保育園、幼稚園などで周知してもらうためのポスターやチラシ配布などもぜひとも考えていただきたいと思っます。この点についてはどうでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 遊具の更新の際ですけれども、このたびわらすこ広場

で、今年度遊具を2種類購入することといたしております。この際には、今、コロナ禍の中でございますので、消毒の作業があったり、時間帯で区切ったりといった使い方をしている中ですので、そうしたことも考えながら、例えばSNSですとか、市報ですとか、ホームページですとか、そういった様々なことを捉えて広報していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひともよろしくお願い致します。

次の話になります。陣峰市民の森の利活用についてです。

先ほど市長のお話の中でなるほどと思ったりしたのですが、デイキャンプとしての利用にとどめるということでも、もちろんいいと思います。確かに山手なので、鳥獣対策もあるかと思えますし、今ある施設の利活用は大変重要だと思っておりますけれども、今後の計画があれば、ぜひとも教えてください。よろしくお願い致します。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 陣峰市民の森につきましての今後の計画ということでございますけれども、市長答弁にありましたように、散策やウオーキングなどで利用していただくということを中心といたしまして、最近では、泊まりのキャンプだけではなく、コロナ禍ということもあり、近場の公園や広場で日帰りで、いわゆるピクニックの感覚で利用、または、チェアリングといたしまして、椅子を持って読書をしたり弁当を食べたりするというのがはやっていると伺っております。そういったピクニックやウオーキング、ランニングなど、自然をお手軽に利用できる場所があるという宣伝を行いまして、利用拡大を

図っていきたいと考えております。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ありがとうございます。

まずは、道路幅が少し狭いのではないかなと思ったんです。擦れ違うのがちょっと難しいというところがありました。ぜひとも周知する市民の方々への楽しみ方の提案などももちろんいいのですけれども、看板を取り付けてくださるということはありがたいなと思ってお聞きしたのですけれども、機会を捉えてでいいので、少し道幅を広げていただくか、擦れ違う場所をつくっていただいたら随分いいかなと思ったりしました。

興味を持ってくださる方も増えると思うんです。遊び方の提案など、次年度に向けて利活用していく上での方向性をぜひともお聞きいたします。

再度よろしくお願い致します。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 安全性の確保という観点につきましては、早速検討に入らせていただきたいと思いますと考えております。

また、皆様の御意見を頂戴いたしまして、よりよい利活用について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） どうもありがとうございます。検討していただけるということで、本当によかったなと思っております。

イベントのそばまつりについてです。

新庄産の最上早生の周知と、市内そば店への誘客という点では、成果をどのように感じておられますか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 市長答弁にありましたように、水田からの転作作物として、そばの振興を図ってまいりました。令和元年におきましては、約400ヘクタール作付をしまして、単位当たりの収量も増加傾向にあります。東北でも有数の産地として認識されているところでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる市内のそば店を応援する意味でも、割引券の発行も行いました。12月6日までの御利用となっておりますので、機会を捉えまして結果を報告させていただきたいと考えております。

これからも、需要と供給相互の発展のため、そばの振興に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

8 番(庄司里香議員) 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番(庄司里香議員) ありがとうございます。イベントとしての周知は、本当にされていると思います。

市内のそば屋さんを回るスタンプラリーや、手打ちそばのよさを感じてもらうために、同時開催のイベントなど、何か市内全域でそばのまちをアピールすることはいかがでしょうか。次年度の12回そばまつりについて、今後の計画についてもお考えをお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 イベントがなく寂しいといった御意見もございましたし、おいしいそばを食べて大変満足したという声もお聞きしました。第11回そばまつりが、皆様の御協力をいただきまして開催できましたことにつきまして、深く感謝申し上げているところでございます。

議員から御意見をいただきましたスタンプラ

リー等のイベントでございますけれども、私も、市長答弁にありましたように、全国のそば産地相互の連携や、そば店のみに限らず、直売所や販売店、市内の協力店と協力を募りながら、小売店の販売やイベントなど、そばの事業拡大の方策を展開してまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。

以上です。

8 番(庄司里香議員) 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番(庄司里香議員) ありがとうございます。12回に向けてぜひとも頑張りたいと思っております。

最上公園のことについてです。

昨年、一般質問において最上公園について取り上げさせていただいた後から、公園遊具の更新やトイレの改築、参道入り口付近の案内看板のリニューアルなど、少しずつですが手を入れてこられて、大変よかったなと思っております。大変喜ばしいことだと思っております。また、利用されている方々からも、よくなってきているという声もよく聞かれております。市民の方々から愛される最上公園であると、改めて思っております。

ぜひとも今後の計画があれば、教えてください。よろしくお願いいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 最上公園の整備につきましてお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

広く御利用いただいております最上公園でございますが、先ほど来のあじさいステージも含めまして、今後の最上公園を含めた公園の利活用、あと、維持管理の方法などにつきまして、いろいろと皆様からの御意見をいただきながら、民間の活用なども含めまして、より使いやすい公園、あと魅力のある公園づくりに向けて検討

をしていきたいと考えておりますので、御協力を
お願いしたいと思います。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） いろいろ改善されてきて、市民の方からもよくなってきたというお話をお聞きするだけで、うれしいなと思っている次第でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

歴史センター前の広場についてです。

市長からのお話だと、解体の方向で最終的には考えていらっしゃるようにお聞きしたのですが、解体後の利用については、何かお考えがございますか。お聞かせください。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 歴史センター前の広場の活用方法ということでの御質問でございます。

今現在も、近隣の文化施設の駐車場としても活用されていることもございます。そちらも加味しながら、先ほど申しましたように、今後の公園の魅力づくりなどを含めまして、御意見いただきながら、その活用方法を様々な形で検討を進めていきたいと思っております。

また、先進事例といたしまして国でも推し進めておりますP a r k－P F Iなどということで、公園の管理に民間の力を活用するという方法もいろいろとされているところではございますので、その可能性についても検討を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） あじさいステージもすぐに解体ということではないように感じましたけれども、今の状態ではなく、少し対策していただけるということによろしいのでしょうか。

再度お聞きいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 先ほど市長答弁にもございましたが、公園自体の利活用の向上と併せまして、現在の景観を損なう要因となっているところも踏まえて、解体も視野に入れながら検討を進めていきたいと思っております。なるべく早めの対応策を考えていきたいと思っておりますのでございます。

よろしくお願いいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 前向きな回答をありがとうございます。

解体後のことについては、まだお考えにはなられていないという感じのお話の内容だったように思いますけれども、一つ提案したいなと思っておりますので、お聞きしていただけるとありがたいです。

歴史センター内のカフェの一部として、オープンデッキの屋外カフェテリアとして使用することはどうでしょうか。全面でなくても、歴史センター脇の一部をオープンデッキにしてということなのです。隣の公園の利用者様にお聞きしましたところ、歴史センター内に入ってお茶をしたことはないけれども、中に入るだけでお金がかかるのではないかという話が随分あります。屋外のカフェがあったら利用してみたいという声も随分いただいております。直営ではないので委託業者様との話し合いは必要かと思いますが、考える余地があるのかと、ぜひとも検討してみたいと思っておりますので、考慮の余地があるかどうかお尋ねいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 屋外のカフェに活用ということで、利用形態の御提案をいただきまして

ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、公園の利便性、魅力の向上という面からいいますと、近隣で子供連れのお母さん方などが利用されている姿も多く見かけますので、近くにカフェなどがあれば喜ばれる施設になるのかなということも考えられるところかと思っております。

先ほど申しましたP a r k－P F Iなどの手法におきましても、そのような利用の方法など提案をされまして実施されているところもございますので、御提案いただいたことは検討の一つとして考えていきたいということで考えております。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 前向きなお話ありがとうございます。ぜひとも検討していただけるとありがたいです。

ちょっと話題が、ちょっと質問の内容から離れてしまうんですけども、先日、戸沢家の墓所、通称御霊屋で屋根ふきがありまして、その後お見かけしましたら、とてもすてきに屋根がふき替えられておりました。立派になったなど、シートで覆われていた頃とは比較にならないぐらいの神々しい姿でした。職人の方のすばらしきたくみの技を、感心して見せていただきました。お参りさせていただきました。

平成17年に経済同友会の大賞となった記念碑もありました。本市にも、たくさんすばらしい名所や旧跡がございます。ぜひとも次世代に守り継いでいただきたいと思っております。

ぜひともこの点について、市長からお考えをお聞きしたいです。

下山准一議長 発言通告にありませんので、答弁はできません。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） では、最後になります。

市内の観光スポットやイベントについて質問させていただきました。このコロナ禍で、遠出してというよりも、身近な場所を訪れての小旅行や日帰り旅行、日々の散歩などが注目されております。市内のスポットを再発見してもらいよい機会と思ったりもいたしますし、そのような機会ではないかなと思っております。ぜひとも交流人口や関係人口を増やして、新庄市を起点とした旅に来てくださる方々にリピーターとなってもらいたいと、心から願っております。今ある施設やイベントを、時流を捉えたものに改良しつつ、長く使い続けていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問は終わりです。対応していただきました市長及び担当の方々、誠にありがとうございました。

以上です。

散 会

下山准一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日8日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は、以上で散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時12分 散会

令和2年12月定例会会議録（第3号）

令和2年12月8日 火曜日 午前10時00分開議
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 小関孝

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 津藤隆浩

事務局出席者職氏名

局長 滝口英憲
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦
主任 小田桐まなみ

議事日程（第3号）

令和2年12月8日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 押切明弘 議員
- 2番 叶内恵子 議員
- 3番 佐藤文一 議員
- 4番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和2年12月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	押 切 明 弘	1. 消防団組織のあり方について 2. 大型公共施設の移転に伴う、跡地利用と街づくりについて	市 長
2	叶 内 恵 子	1. 農林環境の保全について 2. 将来に残すべき宝としての「新庄の自然」について	市 長
3	佐 藤 文 一	1. 新型コロナウイルス感染症第3波への対策について 2. 令和3年度「新庄まつり」新庄市の考え方について 3. 新庄市内保育施設の今後について	市 長
4	佐 藤 悦 子	1. 新型コロナウイルス感染拡大第3波にどう歯止めをかけるかについて 2. 北辰小を北辰地域交流センターとして転用し、活用について 3. 新型コロナ対策と財源確保について 4. 入札制度について	市 長 教 育 長

開 議

下山准一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。
これより2日目の一般質問を行います。
本日の質問者は4名です。

押切明弘議員の質問

下山准一議長 最初に、押切明弘君。
（6番押切明弘議員登壇）
6番（押切明弘議員） マスク、取らせてもらっていいですか。
改めておはようございます。議席番号6番、絆の会、押切明弘でございます。
このたびは一問一答方式ということで質問させていただきます。
最初に、消防団組織の在り方について質問させていただきます。
近年の豪雨災害、数十年に一度と言われる災害が近年は毎年のように起こるようになりました。
下山准一議長 押切議員、マイク。
6番（押切明弘議員） すみません。
このような事態においては、地域地区の安

全・安心、人命、財産を守るべく、日夜、献身的に活動されている消防団員の皆様の御苦勞と努力に対しては心より敬意を表すものであります。私も、微力ながら消防団員として数十年経験した者としては、よく理解しておるものでございます。

新庄市の消防団条例では、「当該消防団の区域内に居住する年齢満18歳以上の身体強壯にして志操堅固、旺盛なる志気を有する者で、団員に適當であると認められる者」とあります。また、定員についても「1,194人とする」とあります。

しかし、現在、分団の数は定数を満たしているようですが、総団員数に目を向けますと、先ほど言った定員1,194人に対して現在1,135人と、59人ほど不足していることとなります。ということは、定数を満たしている班もあれば、満たさない班もあるということになると思います。

このような定員割れの状態では、災害時、いざというときの指揮系統がうまく伝わらず、救助活動や消火活動に支障が出るのではないのでしょうか。心配しているところであります。

よって、この際、分団の数、班の数の見直しを図って、適正な団員の配置など、消防団組織の改編を考えてはどうでしょうか。市長の考え方を伺います。

よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、押切市議の御質問にお答えさせていただきます。

消防団組織の在り方についての御質問であります。消防団は消防組織法及び新庄市消防団条例に基づき、先ほどおっしゃったように設置しております。予測できない災害等から地域を守るための組織であります。火災、水害等の災害時においては、消防団長の指揮の下、団員が

直ちに出動できる体制を保ち、最上広域消防本部及び本市と連携体制を整えております。

消防団の指揮命令系統につきましては、消防団長指揮の下、分団長、部長、班長を先頭に指揮命令も含め、礼式訓練等を実施し、それぞれの地域に属する地域の防災訓練を行うなど、地域と連携して防災力の強化に努めているところであります。

本市の消防団組織につきましては、新庄市消防団条例で17分団35部95班、定員1,194名と定めており、その体制は地域に密着したものと認識しております。

令和2年4月1日現在の消防団員数につきましては、団長1名、副団長2名、分団長17名、団員1,115名、合計1,135名となっており、これまでの実数と比較しますと、平成30年度1,149名、令和元年度1,145名と推移し、減少傾向にあります。

このことにつきましては、団員の高齢化や班員の欠員などが課題にあると捉えており、環境課事務局、各分団において団員の確保に努めるとともに、男性団員のみならず女性の視点で防災への活躍も期待されることから、女性消防隊22名を編成し、火災予防や地域の防災に関する活動など、体制の強化を行っております。

また、消防団員が活動しやすい環境を整備するため、消防団協力事業所の認定制度を設けております。これは、事業所等の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに、事業所の協力を通じて地域防災体制をより一層充実させることを目的としているものであります。

このような体制をより充実することで、消防団への入団促進につながるものと考えており、団員の確保に努めてまいりますが、人口減少社会における消防団員の欠員や班体制の在り方については今後の課題として捉え、関係機関と連携し御意見もいただきながら考えてまいりたい

と思います。

私も消防団と出会いまして、非常に各地域において苦労しているということをまざまざと見せていただきました。各地域から班の統合というようなことも直接投げかけられたことがあります。それはその地域に集落としての課題として捉えられていると。それはその地域における人口減少において、消防団を維持するためのお金が非常に厳しくなってきていると。過去の先輩たちは町内会から相当の補助金を頂き活動していたという実態。なぜ自分たちの周りが少なくなってきた、それぞれ1軒の負担金が非常に高くなってきているということで統合をというふうなことがございました。

これに対して何らかの手を打っていかねばいけないということで、それまでは資機材のうちの小型動力ポンプにつきまして町内会が1割負担と、新庄市のほうで9割ということで、1割の負担を地元に求めている経過がございます。やはりこれは百数十万円する消防ポンプをそろえるということの1割としますと、やっぱり10万円から15万円前後のお金が20年に一遍とはいいながら、町内会にとっては大変大きな負担であるというようなことから、今は数年前より年間5台ずつ新庄市が買ってそれを貸与すると。100%新庄市が貸与するというふうな。また、ホース等につきましても、隔年ぐらいにおきましてホースを貸与していくと。

また、団員に当たりましては、訓練服の貸与をする。また、冬期間あるいは雨のときのためのかっぱ等についても貸与する。それから、靴についても、それは一気に市としてもできませんので、3年間をめぐりに3つに分けながら団員への普及をしてきたところであります。

議員おっしゃるとおり、本当、人口減少社会においてそうした様々な問題があるとは認識しております。市としてできることもやってみようつもりではありますが、この減少社会を急激に

取り戻すということはできないというふうにも認識しておりまして、先ほど申し上げたとおり、消防団員の欠員や班体制の在り方については、今後課題として関係機関と連携して御意見もいただきながら進めてまいりたいと思いますというふうに、壇上からの答弁とさせていただきます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） では、再質問をさせていただきますけれども、新庄市消防団条例、これはいつ新庄市がつくられたものかなと思っています。お聞きします。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 消防団条例がいつつくられたかという御質問でございます。

新庄市消防団条例は、消防組織法の規定に基づきまして昭和39年に施行したもので、その後、条例改正を行いながら平成28年に施行したものが現在の条例となっております。

その中で、消防団定員につきましては平成19年に一部改正を行い、現在の定数としていところでございます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） ちょっと、ではもう一度確認させてください。

昭和39年につくられたということでありまして、昭和39年というは大分前ですけども、新庄市の人口も4万数千人ぐらいはいた時代かなと思っていますけれども、その当時定めた定員が1,194人ということでよろしいんですか。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 1,194人の定数でございますが、これは平成19年に改正してございまして、

そのときに定めた定数となっております。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 分かりました。平成19年ということは分かりました。

今現在、差引き59人、約60人ぐらい定員割れとなっておりますけれども、この原因ですね。具体的にどのような原因で定員割れ60人になっているのかなということと、定員になっているわけですから、定員を満たすためにどのような方策というか、積極的な勧誘をされているのかなと改めてお聞きします。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 定員割れになっております原因ということと、あとどんな勧誘をされているかという御質問でございます。

団員の定数割れにつきましては、それぞれ分団の地域によって事情は異なるのかなとは考えてございます。一般的に人口や産業形態が変わってきたということで、就労状況も変わっていると。サラリーマンが増えている。そういったことで日中なかなかいない、夜も忙しいということも一つの原因かなと考えております。

また、地域外にお勤めに行っていらっしゃる、そういった方も多くいらっしゃると思っております。昼間人口など、そういったことで人口減少も伴いましてそういったことが原因となっているのではないかと考えてはございます。

下山准一議長 勧誘の状況。（「もう一つ」の声あり）

山科雅寛環境課長 積極的な勧誘についてですが、こちらに関しましては基本的には消防団員の確保については、消防団の幹部を中心としまして、団長、副団長、分団長、部長、班長とおりますが、そういった方々を中心として主体となって団員の確保をしていただいているところではご

ございますが、環境課におきましても市民に広く消防団活動に興味を持っていただけるようにラッパ隊の編成による活動や、女性の視点を防災活動に生かすための女性消防隊員の組織化、また、消防団の処遇改善、先ほど市長からもありましたとおり資機材等、そういった必要な機材等の確保、そういったことで消防体制を充実することによりまして団員の確保に努めてまいったところでございます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） では、最後になりますけれども、新庄市の今の人口から見て、団員数の数、人数、これは適正だと思っていらいしゃいますか。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 消防団員の人数が適正であるかどうかという御質問でございます。なかなか難しい御質問かなということで捉えているところでございます。

現在の消防団員の人数につきましては、消防団の組織における各分団、各部等における必要数に応じた積み上げ数としているところではございますが、当市におきましては面積が広く、居住地も広く点在しているという特徴もあるのかなと考えております。それで、古くから地域の防災力の中核としまして、各地域において多くの消防団員が活躍していただいているところでございますが、消防団につきましては、ただその防災活動のみならず、その地域におけるコミュニティーの形成ということでその地区における活性化にもつながっているのかなということでも考えてございます。

議員御指摘のとおり、班において不足している地域もございます。そういったところの消防の防災、そういった観点で心配ないのかという御質問でございましたが、その点につきまして

は各分団単位でそれぞれ補完しながら、また、分団を超えて補完しながら地域の防災ということを考えて活動しているところでございます。

団員の適正数につきましては、先ほど申したとおり、地域の事情によってそれぞれ違いがあると思いますので、今後も団員の確保と併せまして今後の社会情勢の変化や地域の問題点を把握した上、また、人口減少を考慮して今後その在り方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 市当局の考え方はよく分かりました。

ただ、中には、先ほど市長答弁にもあったと思いますけれども、やっぱり人が集まらないと。人がいないのに班だけ多いと。やっぱり指揮系統がうまく伝わらないとか、やっぱり仕事の関係でなかなか集まれないとなったときに、一班が11人ですか、11人だとすると四、五人も集まらないような、結局そんな状態になっている地区もあると聞いていますので、私はこの際やっぱり思い切って改編、即できなくてもその方向で検討する時期に来ているのかなというふうに感じているところです。

その辺、もう少しどういうお考えかお聞きします。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 地域におきまして消防団の活動というのは大変心強いものだと考えております。今回、災害があった本合海におきましても、水害の際、消防団の活動が大変効果的でありまして、被害を大変食い止めていただいたという部分がございます。そういったときにはマンパワーというのはすごく大切なんだと改めて感じたところでもございます。

ただ、やはり議員が御指摘されたとおり、人

口減少におきましてそれぞれの班において団員の確保が難しいということは認識してございます。ですので、今の社会情勢を踏まえた上でどういった消防団体制ができるのかというところを消防団、また、関係機関、御意見を聞いていきながら消防団の在り方について検討してまいりたいと思います。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） では、私も地元に戻って膝を交えて今の現役の消防団員とお話をさせてもらって、また御意見を言わせてもらいたいなと思います。以上です。

次、第2番目の質問をさせていただきます。

2番目は、大型公共施設の移転に伴う跡地利用とまちづくりについてということで質問させていただきます。

新庄最上地区の中学校の卒業生の推移を見ますと、令和2年から令和15年の約13年間で280人マイナスということが見込まれております。この現状を踏まえて、県教育委員会は最上地区の県立高校の再編整備計画の地域説明会を開催しております。これは、新庄北、新庄南を7年後、2027年度に統合し、設置場所は現在の新庄北にするという内容でございました。すなわち、現在の新庄南高敷地が空くことになります。

私の地元である山屋小学校においても、市教育委員会は新庄小と統合した経緯を目の当たりしておりますので、このたびの県教育委員会の再編計画には一定の理解はしているつもりでございます。山屋の場合、幸い跡地利用としてセミナーハウスということで利活用していただいておりますので、地元としては空き地にならずに済んだということで非常に喜んでおります。

また、一方、県が令和5年4月に開学を目指し当市に設置する東北で初となる農林業の担い手を育てる専門職大学の名称が「東北農林専門

職大学」に決まりました。この大学は県内だけではなく、東北、日本各地から農業の将来を担う若者がここ新庄に集まり、学ぶことになることとなります。この学生たちを応援するためにも、学生用の住居や通学しやすい環境を整えなければならぬと私は思っております。これは学生だけではなく、若者やお年寄りが集い、空き地や空き家も活用され、にぎわいに満ちた住みやすい新庄にするために今後のまちづくりについて真剣に考えなければならぬなと思っております。そういう意味でも、この専門職大学については大いに歓迎しているところでございます。

ただ、一方、また、御存じのように新庄工業高校跡地や、現在、移転工事が進んでいる県立新庄病院、また、新庄警察署のほか、広域消防署も移転すると聞いております。これらが空き地になった場合、景観上これは非常に好ましくない状態になると思い、非常に心配しているところでございます。

このような大型公共施設の移転に伴う跡地について、市はどのように現状を把握し、今後、市のまちづくりにどのように関係機関と協議を進めていくのかをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大型公共施設移転に伴う跡地利用のまちづくり、前回の議会でも答弁させていただいたところでありますが、県教育委員会から県立高校の再編として、2026年に新庄北高と新庄南高統合の上、現在の北高に設置し、2027年には定時制として新庄南高の一部を活用、それ以外は取り壊すことが、最上地区の県立高校再編整備計画の第2次計画案で示されました。

この高校再編について、10月、県の教育次長と担当者が説明に来庁された際、まちづくりの整合性を図っていききたいとの話をいただいたと

ころです。

また、旧新庄工業高校の跡地も現状、利活用されておらず、現在、県立新庄病院、新庄警察署も既に移転工事が始まっており、このほか、先ほど意見がありました。が、広域消防本部も移転の検討を始めているところでもあります。

さらに、小中一貫校の統合後の学校跡地を入れますと、今後5年から7年間の間で8か所ほど跡地が発生することになります。

現段階では跡地利用の具体的な計画はありませんが、今後これらの跡地利用につきましては、新庄市都市計画マスタープランとの整合性を図りながら関係機関にもかけ、市民の意向などを踏まえながら跡地等の遊休資産を、点在する空き家、空き地も活用したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、一方で新庄南高の同窓会のほうでは、県と県の教育委員会に学校の建て替えは北高ではなく新庄南高へという要望を出すというお話も聞いているところです。そうした様々な要望活動がこれから起きてきてもいいのかなというふうに思っているところでもあります。

専門職大学の学生へのというようなこともありますが、一部では今、都市整備課と県との協議の中で市内の建物をリノベーションしながらシェアハウスのようなことができないかというような話を現在進めているところです。その初期段階においてどういうふうな学生の活動になるのかというようなことがまだ見えていないということで、宅建協会の皆さんとも十二分に相談しながら、今後の市の取組についても考えるようにというふうな指示はしているところでもありますけれども、新しい学生の動きが見えてくると、それに合わせてその業界の皆さんも当然こういうふうな施設あるいは住居が欲しいんだという、そういう要望が分かるというのかなと思います。が、今までこうしたケースが新庄市内にはなかったの、どのような利活用をするか

ということは今ちょっとちゅうちょしているというふうには私に捉えているところでもあります。

そんな動きも含めながら、公共用地が空いてくるといふこと、景観上のこともありました。が、確かに今後のまちづくりにとって大変なものだと。必要であれば当然、市で購入し、民間に払下げするというような場合、当然その目的に沿った形での利活用という条件がつくわけですけれども、都市マスタープランの中における居住区域あるいは5つの中学校単位での計画というふうなことも照らし合わせながら有効に活用していくというのが趣旨でありますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） では、再質問をさせていただきますけれども、そうですね、大変大きな敷地がここ向こう数年じゃないです、もうちょっと先ですね。五、六年から10年以内にもう七、八か所とか、空いてくる。これも相当の面積があるので、私もこれを全部、今からすばすばと利用計画をつくりましょうよと言っても、これは非常に難しいなというところは重々認識はしている上で質問させてもらいますけれども、まず1つ、旧工業高校跡地、今は跡地になっていますけれども、これはもう統合して何年になるか、ちょっと私、正確には分かりませんが、現状、原野に近いような形になっていますけれども、このような状態を見てどのような感想を持っているか、ちょっとお伺いします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 工業高校の跡地が現況、確かに利活用されていないということではどのような感想を持っているかということであれば、やはり何らかの形で活用していただきたいとは思っております。

ちょっとかつて太陽光発電が非常に導入された当初の頃、私は企業誘致をやったりして、そういうこともできないのかなとか、いろいろなことを考えて、そこの利活用についてもいろいろなことが、これから時代が変わって再生可能エネルギーとなるときにないかななんて思いながら、そういったこともなかなか実現しなかったなということがあります。

今後高校の再編に合わせていろいろ県の教育委員会と話をする場が増えてくると思いますので、その際におきましても工業高校の跡地のことも含めて何か御意見等を交わせればなというような形で、今は感想ということですのでそのようなことでお答えさせていただきたいと思えます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 私もたまに工業高校跡地、あの辺を車で通るときがあるんですけども、やっぱり愕然とするわけです。幾ら県有地とはいえ、あのような広大な土地が原野状態になっていると。今現在ちょっと残土置場というか、ちょっと手前のほうは使われているみたいですけども、あれも当然時期が来れば更地になって、あとはもう草ぼうぼうと。ちょっと郊外なものだから、ふだん目につかないからまだいいですよ。これが例えば町なかとか、13号線バイパス沿線だとか、本当に人の目につくような場所であつたら、これは県のみならず新庄市、何やっているんだというような意見が出るんじゃないかなんかと思っているところです。

次に、冒頭言ったとおり、新庄北と新庄南の統合によって、南高の跡地利用については、私の知る限りでは今ある北高の定時制、これは夜間部ですけども、これを昼間、昼間部に持ってきて南高の敷地の一部を使いたいんだと。使うということでしょうね。

ただ、私が心配というか、しているのは、あ

れだけの広大な土地を夜間部だけで使い切れないうんじゃないかなんか思っているんですよ。それは残りの土地といますか、南高の跡地利用、将来の跡地利用についても市はどういうふうに検討、協議していくのか、ちょっとお伺いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 前回の議会でも答弁しましたが、あまりにもちょっと踏み込んだ答弁をし過ぎたかなんか思っているところでもあります。

県の土地でありますので、とやかく言えないと。ただし、新庄市の都市計画において協力できるものは協力したいというようなお話をいただいているところです。欲しい、欲しいと言えば値段が高くなっていきますし、要らないと言われれば譲っていただけるというようなこともありますので、物は考えようでありまして、8つ空いてくれば、いずれ20年後など、この市役所の建て替えの有力な用地であるとか、そういうことも出てくるかもしれないと。というのは全然考えていないですよ。全然考えていないですけども、そういうようなことも市民の皆さんはいろいろ提案していただいておりますので、今後、皆様方とやっぱりお話し合いをしながら適切な管理と在り方について議論していくしかないのかなんかというふうには思っているところです。

本当に広域の消防本部、あそこの建て替えでも結構だったんですけども、やっぱり川が隣にあるということで、升形川、今の災害のハザードマップの真ん中であるということで、これは市民、郡内の命を守らなければいけないということでの移転を急がなければいけないという理由になっておりました。そういう急にせっぱ詰まった状態が来たときには、皆さんとまたお話し合いをする機会があるんじゃないかなんか思っております。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 今の市長答弁で少し前回の話が突っ込んだ発言になったということをお聞きいただきましたけれども、前回、全員協議会でしたか、新庄小・中の統合校を南高にというようなこともあったものですから、やっぱり具体的に将来5年後、10年後を見据えた土地の利用の仕方が着々と進んでいるのかなと思いましたけれども、今少し訂正に近いような言葉が出たので、一步逆に後退してしまったのかなというような感想を持ちました。

あと、大きいのは移転工事が進んでいる、これが目に見えますね。県立新庄病院と警察署跡地、この2点、これはもう数年後には移転するわけで、その辺、この2点ですね、特に。市として何らかの利用をするような協議、検討をされているものか、改めてお聞きします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 特に協議はいたしておりません。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） していないと言うのであれば、まだしていないということだと思いますけれども、先月11月21日付です。これは山形新聞の記事、ちょっと目にしたものですから、はしょってちょっと読ませていただきますけれども、「旧酒田商業高校跡地、商業地に」、酒田市都市計画審査会が用途変更を承認したとありました。内容を少し読ませてもらいますが、旧酒田商業高校跡地について、民間による商業施設などの整備を進める方針を明らかにしたと。近くにある山居倉庫などと連携し、交流人口の拡大を図る。跡地周辺を住居地域から商業地域に用途変更する都市計画が同日、酒田市の都市計画審議会承認されたという記事でございます。

こういった記事を見ますと、私の感想として

は、10年後、20年後を見据えたまちづくりが酒田市では着々と進んでいるんだなと率直な感想を持ったわけです。この記事、読まれた方がいらっしゃるかわかりませんが、都市整備課長にお聞きしますが、この記事を見てどういった感想、難しいですか。いや、私は羨ましいんですよ。一言でいいです。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 酒田市の事例についての感想というふうなことで求められているところでございますが、まちづくりの一つとしてその跡地利用の方向性について考えて、それに沿った形で動いていくというふうなことも考えられるかと思えます。そのような形でこれからの新庄市の都市計画を見据えた形で、これから空いてくるであろうその跡地活用について、所有者のほうとの協議を進めながら、市の方向性に沿った利活用の方向などを検討できればいいのかなというふうなことでの感想を持っております。以上です。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） やっぱり当然、今の段階ではそのような感想までしか言えないのかなとは思ってはおりますけれども、この記事、私がちょっと注目したのは、2012年に酒田商業高校が閉校している。その直後、酒田市がその土地を取得しているという内容なんですね。

新庄の南高、北高の統合計画でも7年ぐらいかかるような予定ですので、それから七、八年をかけて、今回、用途変更をして整備することになれば、トータルで考えると十四、五年前からもう酒田市は統合するんだと、その跡地が空くんだというのを認識していることになると思うんですよ。

要するに何を言いたいかという、もう十四、五年前からそういった広大な公共施設の跡地利

用を考えていたと。そういった10年後、20年後を見据えた、南高跡地もそうでしょうし、警察署跡地もそうでしょうし、県立病院跡地もそうでしょうし、大型公共施設の跡地利用、これ、考えられないでしょうかというのを改めてもう一度お聞きします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 土地の問題を将来確約するというのは非常に難しいというふうに私は判断しております。

例えば外国なんかに行きますと、50年ほっぴり投げている土地があるんですね。何するんだと言ったら、何にもしないと。将来の人が使えばいいんだと、将来の人が決めればいいんだというような話があって、自分たちが全てを決めてしまって将来に枠組みをはめてしまうということもよくないと。なるほどなというようなことでした。

地域にあって、それぞれその目の前に課題があったときにその課題をどう乗り越えるかといったときに、そのところに土地があったというようなこともあるかと思えます。土地をどうのこうのという形で将来に当てはめてしまうということも大変危険だというふうに思っております。地域の実情、都市計画との整合性、それこそ利活用については、今後、議員の皆さんとの議論を重ねながらよりよい方向にしていかなければならないというふうに思っているところです。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） なかなか私の感覚では、要するに心配なのは、さっきも言ったとおり、何十年もほっぴらかしてもう原野化になってしまって、景観上、非常に好ましくないと。だから、何回も言うとおりに、県立病院だとか警察署跡地なんていうのは町の真ん真ん中にあるわけ

です。そういったところを何十年もほっぴらかすようなことじゃなくて、やっぱり今から計画を練っていかないと、この人口減少社会、誰も使えなくなるような、使ってくださいと言われても、いや、もう要らないわというような時代になるのが一番怖いなと思っているんです。ですから、今からそういった跡地利用をきちっと考えていってほしいなというところでもあります。

最後になりますけれども、やっぱりこのような、さっきも言ったとおり人口減少社会になりますけれども、くどいようですが、こういった大型公共施設の跡地利用を含めて大胆な政策が、施策が必要かなと思っております。

このたびの質問を以上で終わりますけれども、跡地利用、よろしく願います。

以上です。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

下山准一議長 次に、叶内恵子さん。

（3番叶内恵子議員登壇）

3 番（叶内恵子議員） 議席番号3番、勁草21、叶内恵子でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

今年度は第5次総合計画の策定に取り組んでいるわけですが、現在、策定中の第5次総合計画において、農村環境の整備と保全によって10年後の未来においても農地や森林が適正に管理され、多面的な機能が保たれている状態を目指

していくという目標が設定されています。

この目標を具体的な施策によって推進していくために、田園都市環境整備マスタープランが根拠となる個別計画であるということが第5次総合計画基本計画の中に記載されております。

まず1点、確認しておきたいことがあるんですが、第5次総合計画の基本計画の54ページ、施策を推進するための個別計画に、今も申し上げましたが、「田園都市環境整備マスタープラン」と記載されています。これは正しいプラン名だったでしょうか。

私が農林課でいただいたものについては、「新庄市田園環境整備マスタープラン」という計画名が表紙にありました。これは、総合計画の中にあるプランというのは、「都市マスタープラン」と「田園環境整備マスタープラン」の2つのプランが農林環境保全施策に取り組むための個別計画と理解しているのか。2つのプランが関連して誤併記されているのかどうかというふうにちょっと迷いましたので、もし2つのプランが関連しているのであれば、分かりやすいように併記をしていただきたいと思います。もし間違っていて記載されているとすれば、訂正のほうをお願いしたいと思います。

さて、まずは新庄市の田園環境整備マスタープランについて伺いをいたします。

この総合計画の基本計画の中にマスタープランというものがあって、これはどういったものなんだろうかということをお初存じ上げませんでしたので、まず調べるところから始めました。

そうしますと、マスタープランについては平成11年に国が制定した我が国の農業と農村に関する施策の基本的な理念と事項を定める食料・農業・農村基本法では、公共事業の在り方や良好な環境の保全に関する国民の関心の高まりを受けて、その基本法の第24条において農業生産の基盤の整備の項を設け、そしてその内容を要約しますが、環境と調和に配慮しつつ、農業生

産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする」と定めたということから始まり、そしてこれを踏まえて平成13年に土地改良法が改正され、翌平成14年に施行されたという経緯があるということが分かりました。

その改定においては、土地改良事業の施行に当たってはその事業は環境と調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに、国民経済の発展に適合するものでなければならぬと、その土地改良法の第1条の目的及び原則においてその環境配慮ということについて明確に規定をされたという経緯であるということが分かりました。

そして、基本法や農業農村整備事業における環境との調和への対応方針の基本を踏まえ、農林水産省は平成14年に環境と調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の策定についてをまとめ、事業実施の基本手続を提示した。そこでは田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施することとされ、対象とする事業も明確に定められました。

田園環境整備マスタープランの役割は、中長期的な地域環境の在り方を示し、農業農村事業に際して環境配慮の基本方針を定め、そして示すことによって、地域環境を望ましい方向へ誘導するというものであるということが分かりました。

田園環境整備マスタープランは、持続可能な農業、農村を実現するためにとっても重要な計画であるということが分かりました。

さて、本市において田園環境整備マスタープランの目的及び特徴はどのようなものであるのでしょうか。

また、本市の田園環境整備マスタープランにおいて、環境と調和への配慮をどのように捉えて実践しているのかを伺います。

また、第5次総合計画の実施計画案において、日本型直接支払制度が具体的な事務事業に位置

づけられています。これらの施策を開始してから現段階までの本市の農業における環境と調和への配慮に対する貢献度と今後の将来の方向性というのはどのようなものであるのかを伺います。

次に、新庄の将来に残すべき宝としての新庄の自然についてです。

内閣府の国民生活に関する世論調査では、今後の生活において心の豊かさと物の豊かさのどちらを重視するかという質問があります。1970年代前半まで日本人は「物の豊かさを重視する」という質問に対する回答が多かったものが、10年後の1979年には心の豊かさが物の豊かさをついに逆転しました。それから約40年後、2018年の調査では心の豊かさが62%、物の豊かさが29.6%と、30ポイント以上の差をつけた結果となっております。

新庄市民に同じような世論調査を行った場合、どのような結果になるのでしょうか。環境保全を行っていく上で、こういった市民の意向調査、意識調査ということは大変有効であるのではないかと思います。また、環境に対する啓蒙ということも考えられるのではないかと思います。

市民アンケートの実施、これから今後まちづくりとして行われていく市民アンケートの中に環境をどう捉えるかというような設問も大事なのではないかなと思っております。

さて、チョウセンアカシジミについて伺いたいと思います。自然の生態系を構成するこのチョウセンアカシジミ、生き物であります。一方では山形県が指定する天然記念物であります。すなわち文化財であります。

市の文化財に対する考え方が第5次総合計画から読み取ることができるわけですが、次期総合計画において文化財となり得る資源の掘り起こしや文化財の計画的な修繕を行う必要があると記述しております。この記述からは市が考える文化財は単に箱物や建造物だけではないのだ

ろうかと読み取れる部分もないとは言えないんですが、という印象を与える、受けてしまう部分もあるんですが、市域の文化財というものは箱物や建造物だけにはとどまらないと理解しております。

新庄市域において適正に保護、管理しなければならない生態系がどれほど存在するのでしょうか。私は、新庄市域の文化財について適正に調査、分析、整理を行い、将来にわたって維持、管理をしていくことが可能となるように施策を講じる必要があるのではないかと考えます。

田園環境整備マスタープランにも記述があるのですが、自然環境調査によって、マスタープランに記載されている内容としては、その成果として植物のページなどにはミツガシワとあります。現在、ミツガシワという植物は25の都道府県でレッドデータに記載されています。新庄市域にはミツガシワの大きな群落があると記載されているのですが、適正に保全管理されているのでしょうか。

そのほかにもサギスゲ、これは山形県において絶滅危惧種2類、山形県を含む18の都道府県がレッドデータに掲載しています。また、トキソウは国において準絶滅危惧種、山形県においては絶滅危惧種2類と指定しており、山形県を含む46都道府県がレッドデータに掲載しております。また、非常に珍しい植物で食虫植物タヌキモというものも新庄の中にあると。国においては、これは準絶滅危惧種に指定されており、25の都道府県がレッドデータに掲載をしている。そういった貴重な植生が新庄市には存在しているということです。

こういった野生の、チョウセンアカシジミも含めて、動物、植物を保全して次世代によりよい環境で引き継いでいく責務が私たちにはあります。一見して何ら変わらないと思える自然環境が、実は刻一刻と破壊され続けているのではないのでしょうか。

このような中であって、新庄市では絶滅したと考えられていたチョウセンアカシジミが福宮地区で発見され、このほど「福宮チョウセンアカシジミを守る会」が環境やまがた奨励賞を受賞しました。

チョウセンアカシジミは、国においては絶滅危惧種2類に指定されております。まさに本市の宝ではないでしょうか。この種の保存、その方法についてどのように具体化し、後世に引き継いでいくのか、本市の考えを伺います。

この2つについて伺います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの田園都市環境整備か、田園環境整備かについては、総合政策課長より答弁させますのでよろしく願いいたします。

農林事業における環境の保全についてであります。田園環境整備マスタープランの目的や特徴としましては、環境の保全を基本として、自然環境、社会環境、生活環境の観点から方向づけをし、農地、親水空間の整備を行い、環境教育や環境保全に努め、人為的な自然破壊が起きないよう環境保全意識の涵養を図り、貴重な動植物の保護に努めることにあります。

環境と調和への配慮としましては、事業を計画するに当たり、新庄市環境情報協議会を開催し、地域住民、農業経営者、行政とが一緒になり調査やワークショップを行い、環境に配慮した対策をどのようにしていくかを協議し、計画及び事業実施に反映するようしております。

一つの例といたしましては、平成17年度に完了した圃場整備事業で中川原保全池を造成し、貴重な生物でイバラトミヨが生存、生育できる環境を整備しました。現在でも「イバラトミヨ塾」と称して地元の住民と小学生が一緒になっ

て生態調査を実施し、生存、生育ができていることも確認されております。

また、農地の保全を目的とした日本型直接支払交付事業では、令和元年度は多面的機能支払交付金については35組織、4,284ヘクタール、中山間地域等直接支払交付金については13集落、107ヘクタール、環境保全型農業については12件、109ヘクタールの取組があり、農地、水、環境の保全と質的向上が図られております。

農地の面的な整備や農業水利施設の建設など、土地改良事業が環境に人為的な差異を加えるものであり、事業実施区域及びその範囲の環境に対して一定の負荷を与える可能性を有するものであることから、事業実施に当たって環境に適合するよう配慮するとともに、よりよい環境を次世代に引き継いでいけるような農村づくりの基本プランであるということでもあります。

次に、将来残すべき宝としての新庄の自然として、近年、市内本合海福宮地区で生息が確認されているシジミチョウ科のチョウセンアカシジミの保存についてお答えします。

チョウセンアカシジミについては、岩手、山形、新潟県、3県のごく一部だけに生息する貴重なチョウとして、山形県指定天然記念物に指定されており、県内では小国町や川西町など、置賜地方を中心に生息が確認されております。

新庄最上管内におきましても、昭和30年代半ば、県内でも早い時期に市内昭和地区や真室川神ヶ沢において生息が確認されたものの、開田や工業団地造成などの影響で絶滅したと考えられておりましたが、平成27年7月、再び生息が確認されたものであります。

現在、チョウセンアカシジミの保全については、福宮地区住民が中心となり組織した「福宮チョウセンアカシジミを守る会」が地元小学生や中学生らと協力し、幼虫の餌となるトネリコの植樹や生息地の環境整備に当たるほか、定期的な観測と調査を継続しております。以前は保

全に関わる関係者より、愛好者による捕獲への警戒から、生息地を明らかにすべきではないとの意見もございました。復活を目指して保護活動を続けてきた地元の人たちが地域の宝として公にし、誇りを持って活動を続けたいと公表したものであります。

本市としましては、「福宮チョウセンアカシジミを守る会」のこれまでの継続した活動を評価すべく、このたび県に推薦の上、環境やまがた奨励賞を受賞するに至っております。

今後も環境の保全の点から、「福宮チョウセンアカシジミを守る会」を主体とした保護活動を継続している地域の取組を大事にし、市内外への情報発信を含め、行政としてのサポートについて検討してまいりたいと考えます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 それでは、私のほうから、叶内議員のほうから御指摘がございました第5次新庄市総合計画基本計画の54ページ、施策を推進するための個別計画の中で「田園都市環境整備マスタープラン」とある部分が誤りではないかということで、こちらのほうは議員御指摘のとおり、「田園環境整備マスタープラン」の誤りでございましたので、最終的に刷新するまでに訂正させていただいて、こちらのほうを修正いたします。大変申し訳ございませんでした。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 最初に、田園環境マスタープランについてお尋ねいたします。

このマスタープラン、新庄市のマスタープランの構成を見ますと、今、マスタープランについては国がマスタープランガイドの中に書いてあるマスタープランとは何ぞやというところの内容と同じというか、であったかなと思っております。

新庄市のマスタープランの構成なんですけど、多くの自治体のマスタープランを拝見させていただきますと、指定区域というところは農業振興地域でありますね。その農業振興地域の中で、まずは植生や動植物の植生、生態系の状況を調べて調査をして、そしてその地域の状態を、農振地域の中において環境創造地区というものと、それに基づいて環境配慮地区というところにゾーニングをしていくというふうにガイドとしては定めてあるんですが、新庄市のマスタープランを見ますと、もう全てにおいて環境配慮地区という1点になっているなと思ったんですね。

新潟の村上市であったり、例えば福島の本松なんていうものをちょっと見させていただいて、山形県のお市の農業者との意見交換がちょっとあったときに二本松の話が少しありまして、その中でその地域の本当に自然環境を生かした農業と、あとは6次産業からそういった事業を展開している話を聞きまして、ではその地域、ゾーニングはどうなっているのかなというのを確認しますと、環境創造地域というところにゾーニングをしまして、そこを保全していくために環境配慮地域というようなゾーニングをして網をかけているというか、そういった状態がありましたので、新庄市としてはそういったゾーニングを含めて、このマスタープランの中に将来に引き継ぐべき残すべき宝を掘り出すんだと、掘り出し、次世代によりよい環境を引き継いでいけるような農村づくりを行うというふうな記載をしていらっしゃると思います。

こういった新庄市の風土であったり、風土は生態系がもたらしてくるというふうに認識しているんですが、こういった風土を生み出していく宝を生み出していくためには、ゾーニングということが非常に重要になってくるのではないかなと思うんですが、現在のプランにおいてはちょっとないなと思ったんですが、プランを策定していくときにゾーニングについて

というのはどういうふうにかえられたのか伺います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 ただいま議員より御質問いただきました市内全体における環境保全についてのゾーニングというふうな御質問だったと思います。

この新庄市都市マスタープランにつきましては、各関係機関から多くの資料をいただきまして、その保全について検討させた資料をまとめさせていただいているところでございます。その中で、今、新庄市におきましては、全ての地域において配慮をしたというふうな形で設定をさせていただいているところでございます。

その中で各、今、二本松というふうな形で事例を説明いただきましたけれども、やはり新庄市としてこの部分にどのようなまちづくり計画が必要なのかというふうなお考えなのかなというふうに理解させていただいたところでございます。

ですから、今、平成13年から始まりました土地改良事業による環境の保全というふうな事業が平成13年から今まで行われまして、先ほど市長の答弁でございましたように、イバラトミヨ、チョウセンアカシジミというふうな形で自然を守っていくというふうに、学校教育を含めまして今後、意識の涵養をしてきたところだと思っております。

ですから、この新しくゾーニングをするというふうな今後の対応なんですけれども、そういうことを考慮しながら計画を検討させていただければなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 基盤整備事業を行って

いくところに関しては、田んぼの生き物調査であったり生態系の調査をされているかと思うんですね。でも、その工事の場所だけが問題ではなくて、市域全体としてこの環境を守っているその生態系がどのように平成13年のところから今に至るまで変化しているのか、悪くなっているのか、よくなっているのかというのは、定量的に定期的にデータとして蓄積があるべきだと認識しております。そういった観点というのはどのように考えていらっしゃるのか、また、これまでデータとして蓄積があるのかどうなのか。

これは今後、歴史まちづくりを行っていく上においても、環境教育においても、環境基本計画においても、あとはこれから環境問題というのはますますアセスメントという部分で厳しくなっていくのではないかなと思うんですが、その場合、民間が開発をする場合、そういったところにどういう環境なのか、何を保全しなければいけないのか、それによって今後はどうなのかということをお細かくやっていく必要があるのではないかなと思うんですが、これまでそのデータの蓄積などはどのように新庄市はしていらしたんでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 ただいまの御質問では、環境への配慮、保全というふうなことで、平成13年から土地改良事業におきましては環境情報協議会におきまして環境に配慮した形での工事の設計等々を検証しますよというような会議を持って行ってきたところでございます。

また、当初より圃場整備事業におきましては、圃場整備事業を行いまして、そのときの環境に配慮した対策、それから今現在どのような状況になっているのか、全体的な形での検証が必要ではないかというふうな御質問だったと理解するところでございますけれども、私ども農林部門におきまして、田園というものは環境が保全

されている場所だというふうに認識をしています。ですから、地球規模で今、地球温暖化の影響で災害等が発生しておりますけれども、中でも農地は自然環境を守っている場所というふうに理解しております。

ですから、さらに環境を保全する意味で、今までですと圃場整備事業におきましては管理上、U字溝といいますか、コンクリート側溝で整備をしてきましたけれども、今現在はその中に植物が繁殖できるように、また、生物が水辺から陸地に上られるように傾斜をつけるとか、今現在の環境を維持するための方法が取られております。

また、データというふうなお話ですけれども、この自然環境を守るという大きな目的で、ただ、農地または水路等のデータを収集しているかというところ、そういう事実はございません。今現在、10年前、現在、どのように生物的に減っているのかとか増えているのか、悪化しているのか、改善されているのかというふうなデータは持ち合わせておりませんが、今現在の環境を守っていくという意識と対策を今後も取っていきたくて考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 平成13年当時の自然環境の状況、そしてそこから約20年がたった今の状況、その間の状況がどう変化していったのが分からなければ、何を保全していくのかというのは全く分からないことだと私は思うんですね。

マスタープランの中には、一例を紹介しますと、例えばそのまま読みますと、「一方、これまで田園地帯では大群で数多く見られたアキアカネ」、赤トンボですけれども、「シオカラトンボなどは個体数が減少してきています。カトリヤンマも見られなくなっており、水路など、生

息する環境への配慮が求められています。アキアカネの最近の減少は著しいものがあり、2010年頃から一挙に減少に転じてきました。これは、農薬等の影響も懸念されます」という一文を載せていらっしゃるんですけども、赤トンボでもいいんですけども、本当に今、秋の空にちらちらとしか見られなくなってきて、本当にこれはちょっと危機的状況があるんじゃないかと大変思うんですけども、この「2010年頃から一挙に減少に転じてきた」、これは何をもちょうと転じてきたのかというのは、やはり定量的に定量的にというのを、役所だけでは人員の制限もあって難しいと思うんですね。ここで初めてようやく民間と連携していく、共同していくということになってくる、もしくは環境教育と連携していく、協力していくということになってくるんじゃないのかなと思うんですが、このプランに表記しているということは、この現状というのを把握していると誰しも読むんじゃないでしょうか、思うんじゃないでしょうか、読んだときに。そうしたら、そのデータ、整理しているんだろうな、どうなっているんだろうな。ちょっと整理されているデータが欲しいんですけどもということも出てくるのではないのでしょうか。そうすると、定点・定量的にそのデータを整理していなければ、つくっただけのプラン、計画になってしまうのではないかなと思うんですが、今年の3月に入りまして農水省の部会で生態系への配慮、だから土地改良法が改正されて20年を迎えるに当たってということで提言をまとめているんですね。その提言が、生態系配慮技術指針検討調査委員会というところが5項目にわたっての提言をしまして、生態系をなぜ守らなければいけないのかということを明確に示しています。

新庄市において今後の課題になるのかなと思うんですが、将来の子供たちに赤トンボが、学校の音楽の教科書だけのものではなくて、実際

に空一面に見られるというような環境を、私たちはもう1回反省をして残していかなければいけないのではないかと思うんですが、こういった生物に関して、環境に対して、定点的な調査を実施するべきなのではないかと思うんですが、その点についてどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 市の環境マスタープランにおきましての私たち独自でこれだけの資料を作ることとは不可能なものでございますので、編集資料につきましては山形県のレッドリストと各資料を引用させていただいて作らせていただいたというふうなことでございます。

農林部門におきまして、定点的に自然環境、今後について調査をしていくというふうなことにつきましては、現時点で考えはございません。

ただ、やはり環境保全をすると、この地球環境を守っていかなければならないんだと、次世代の子供たちに引き継いでいかなければならないんだというふうな気持ちは十分あります。

それで、私たち農林部門におきまして、先ほど農薬等々のお話がありましたので、私たちが取り組める部門といたしまして、環境保全型農業というふうなことで農薬の5割軽減というふうな形で取り組んでいただいている農家の方もおります。ただ、全面積の1%に満たない方々につきまして、環境を保全するというふうな農業の形態を取っていただいているところでございます。それにつきまして、県もやはり環境の保全が必要だというふうなことで環境保全型農業の推進について今図られているところでございますけれども、その中で有機農業に関する部分につきましては、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ配慮しなければならないんだと、推進しなければならないんだというふうな項目がございますので、私ども行政といたしま

しては環境に配慮した農法というふうなことで情報の提供というふうな形での対応をさせていただければなというふうなことで考えておるところでございます。

もう一つ、資料として、今日12月8日の日本農業新聞なんですけれども、今後の生物多様性での効果的な検証をとというふうなことで、複数圃場の調査というふうなことで、今度国が、今、市に対してのデータの蓄積というふうな形での御意見だったんですけれども、国のほうでやっと今動き出してきております。今後どのような対応をしていくのかは検証していかなければならないと思いますけれども、国としてはこの環境保全型農業の団地化をした場合にどのような効果が現れるのか実証していきたいというふうな内容でございました。それについては、水稻、大豆、お茶について、3品目について今後検討していくというふうな内容でございましたので、そのような状況、推移を見ながら、新庄市としても対応を検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 国が政策を具体的に上げてきたということなのですが、ただその推移を見守っているだけでは刻一刻と環境というものは失われていくことになりますので、新庄市として手を入れなければいけない、将来に残していかなければいけないというものを明確にして、そしてリード、誘導していただくことが必要なのではないかなと思います。

この田園環境マスタープランがただ単に圃場整備のための行政の手続法ではなくなったということを学びまして、平成13年のその改正によって、本来であれば土地改良法という名称を変えるべきだったんですけれども、長い年月の間、変遷してきた歴史の間、その名前を変えては国

民に浸透していかないだろうという背景があったやに聞いております。では何を求めているのかというと、失われていく、壊れていく環境というのが、人間のやっぱり健康や心の豊かさや生活の豊かさというものに直結していくということが現象的にはっきりした部分が、ところがあったわけですね。それを誘導していくために法改正というものがあったということ踏まえますと、私たち、360度どこを見ても自然しかない新庄市が、実は一番自然環境が宝でこの地域の特徴、厳しい冬も天気が少ない気候も雨が多い気候も宝であって、そこにマッチした生息する生物がいて、それを深く知ることによってこの地域を本当に誇れるもの、地域に対する誇りというものが生み出されてくるのではないかなと非常に思うところです。

非常にこの田園環境整備マスタープランというのはすごい、とても重要なプランなんだなというふうに今回ちょっと勉強しまして理解をしたところでした。内容を、それが農業だけではなく、本当に環境政策からまちづくりから全てに有機的につながってくるすごく大事なプランなんだなというふうに理解したところでしたので、今後も見直しをしながらよりいいものにしていていただきたいなと思います。

次になんですが、チョウセンアカシジミについては、今後も「福宮チョウセンアカシジミを守る会」を市としてもサポートを続けていくというふうに今発言をいただきました。このサポートを続けていくについても、その予算というものが必要なのではないかなと思うんですが、その点についてはどのように市としては考えていらっしゃるのでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

下山准一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 チョウセンアカシジミにつきましては、県の天然記念物、県が指定しております文化財ということで、文化財の部分に

ついて少しお話しさせていただければなと思っております。

現在、予算につきましては、県もそうなんですけれども、天然記念物、特に動植物のうち昆虫とか動物につきましてはの予算と補助事業はなかなかないということで、やっぱり天然記念物が動いてしまうことから保全が難しいという部分があるかと思えます。

今現在、この「福宮チョウセンアカシジミを守る会」の方々につきましては、先ほどお話がありましたけれども、農林事業の中において緑環境税を活用した中で取り組んでいただいている部分に対しての助成などを図りながら、地域の活動を盛り上げているところでございます。

以上です。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 保全をするボランティアという言い方は変ですけども、本当に大事にして保全をしていくというその守る会の方たちの気持ちは、お金というか、そのサポートをしていただける補助金といった、そういったものを求めなくてもその気持ちは十分にあるのは理解しているんですが、チョウセンアカシジミの保護区を持っている川西町であったり飯豊町であったり、遠くは岩手の宮古であったりしますと、やはり文化財として地域のボランティアの方と生態の検査、観察から、そして生態系の推移から、毎年、定期的に調査をされて、どうしても里山に生息するチョウであるために、人間が手を入れないと絶滅してしまうという性質を持っているというふうに聞いています。その食樹であるトネリコの木が大樹になってしまったら、生息ができない。1メートルから2メートルぐらいの木が最適だということで、御存じだと思んですが、その食樹を伐採したり外に出したり、また、植えたりというところの費用などに対して、川西町であったり飯豊町であっ

たり、遠くは宮古市であったりというのは、文化財の予算の中でその費用を取っておりますと、活用していますということもありましたので、新庄市としても、また、この福宮のチョウセンアカシジミがもう昭和にかついていたアカシジミ、絶滅したアカシジミの種類とやっぱり全く種類が違って孤立個体群というふうな本当に貴重なものなんだそうです。この孤立個体群は本当に日本全国を探しても福宮にしかいないという専門家のお話を伺っておりました。

この希少性をやはり次の世代に引き継いでいくためには、その保全をする方たちもだんだんやはり高齢化して行って、若い世代にどんどんやっぱり知ってもらいながら保全をしていくということが非常に重要だということで、その的確な生態系を学んで、そしてつないでいくというふうにすれば、どうしても法外ではなくて本当に適切な予算措置ということが必要なんではないかと思うんですが、再度お伺いしておきます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

下山准一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 チョウセンアカシジミにつきましては、やはり県の天然記念物ということで、まずその希少価値につきましては県域全体で守っていこうという中で、新庄市の福宮地区に生息するというのでその地区の方々からいろいろ保全活動をしていただいているかと思っております。

やはり天然記念物につきましては、その種の保存をどうしていくかということ、先ほどありましたけれども、乱獲などを防いでいかに個体数を少なくしないようにするということが一番大事なことなのかなと思っております。それにおきましては、やっぱりどうしても行政だけの力では難しい。ですから、これらの福宮の方々、生息している地域の方々から御協力をいただきながら対応しているのかなというふうに思っ

ているところでございます。

やはり一番生息しているところに目の届くというか、地域の方々の目があって乱獲を防ぐことができるという部分もあるのかと思いますけれども、そういう地域の方々がまちづくりの一環などとしたり、将来の子供たちへ私たちの地区にはこういう自然の動物がいるんだとか、その地域を知るということで教育していただきながら地域全体を盛り上げていくということもできるのかなというふうに考えております。

今現在、ここの部分についての助成事業とか、何もございませんので、これにつきましては今後で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 検討していただいて、本当に貴重だということですので、後世につないでいっていただきたいなど。

一つ、例えば川西町の取組ですと、置賜農業高校の生徒が加わっているんですね。1つの生活科だったか、食料生活科だったかと思うんですが、そちらの生徒がもう定点・定量的にずっと生態を一緒に観察して、そして保全活動に参加しているやにも聞いております。新庄市にも神室産業高校という高校があって、協力関係というのは結んでいけるのではないかなとも思っておりました。そういったところも検討していただくとすることは、一ついいのかなと思っておりました。

あと、永続的にずっと財源をとっていくと、なかなかやはり本当に検討していかねなければいけないのかなと思っているんですが、県においては「未来に伝える山形の宝」の登録制度というものがあって、そちらのほうを活用している自治体、飯豊町などは何か活用して一体的に史跡とチョウセンアカシジミを連携した形でトレッキングをする何ですかね、場所をつくり上げ

てというような話も聞いておりますので、いろいろな方向で考えられていくのかなど。それが歴史まちづくりについても、すごく連携としていくのではないかなど、なかなか面白い取組になるのではないかなど思っております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

そして、一つ、今回アカシジミ等をいろいろ調査したりする中で、1か所、マスタープランにもあったんですが、臼ヶ沢湿原というのが新庄市内にあって、そこが新庄市唯一の貴重な湿原だということが書いてありまして、この湿原が絶滅危惧種が多数生息する新庄唯一の貴重な湿原だというふうにあります、こちらのほうは現在、今どのような状況になって、保全というのほどのように行われているのでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

下山准一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 臼ヶ沢の湿原につきましては、市の天然記念物ということで、そこに生息する動植物について市のほうで天然記念物として指定しているところでございます。その環境等をどのように今整備しているかということでございますけれども、基本的にその土地につきましては本合海の臼ヶ沢地区でございますけれども、個人の所有でありまして個人の方が持っている。そこについては沼地だったんですけれども、そこには土砂が流入したりヨシが堆積して湿原というような形を取っているんですけれども、以前、自然環境を守るために草刈りなどの作業をしたことがあるんですけれども、そこについては沼地というか、まだ湿原になってそんなに時期がたっていないものですから、とてもこの沼の中で水がたまっている部分があって、そこが3メートルぐらいの棒を差してもかなり深かったりして、とても危険性があったものですから、そこはかえって何も触らずにそのままの自然のままの状況で手をつけないほう

が自然環境を守っていけるのではないかと。下手に皆様に公表することによって、この場所だとすることによって、見に行くことによって危険性があるのではないかと。その場所の危険性があるということがありまして、今の段階では何も詳しい周辺環境の整備などは図っていないような状況でございます。（「終わります」の声あり）

下山准一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤文一議員の質問

下山准一議長 次に、佐藤文一君。

（9番佐藤文一議員登壇）

9番（佐藤文一議員） 議長、マスクを取ってもよろしいでしょうか。

下山准一議長 はい、許可します。

9番（佐藤文一議員） 今定例会8番目に一般質問をさせていただきます議席9番、市民・公明クラブの佐藤文一です。

通告書に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、発言事項1番目、新型コロナウイルス感染症第3波への対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染者が再度拡大し、第3波の到来という声が聞こえてくる中、山形県でも11月以降、昨日までで91名の感染者、そして本日新たに9名の感染者が確認され、最上郡でも2名の感染者が確認されております。

新庄市では、7月31日に確認されて以降、小康状態が続いてはいますが、今後いつ発生してもおかしくない状況が続いており、不安を抱えている状態です。

また、法人・個人事業主においては、一時、国、県、市等の助成、補助などがあり、持ちこたえてはきたが、ここに来て受注難、客足の減少が続き、かなり厳しい状況という話が急増しており、特に夜の飲食店では忘年会等の予約がストップ、さらにキャンセルが続き、それに関連する酒屋、肉、魚等、食材を取り扱う店舗も含め致命傷を受けているのが現状です。予防対策、蔓延防止策を含め、再度、緊急に経済対策等の対処が必要と考えているところでございます。

それでは、質問させていただきます。

1つ目の質問です。

再度、新型コロナウイルス感染症に対しての予防対策、蔓延防止策の徹底を周知する必要があると考えますが、現在の周知状況をお伺いいたします。

次に、今後、緊急的な経済対策、支援等の考えがあるのか、もしあれば具体的な内容をお伺いいたします。

次に、発言事項の令和3年度新庄まつり、新庄市の考え方について質問をさせていただきます。

今年度、新庄まつりの通常開催が見送られ、関係者はじめ市民の方々からは賛否両論の声が多数聞こえてきました。そんな中、有志の若連によるはやし演奏には数多くの方々を訪れ、新庄ばやしに心躍らせ、新庄まつりがないとやっぱり寂しい、来年は何とか開催してほしいという声が多かったのが印象的でした。

また、先月11月30日まで、最上地域の住民を対象に新庄まつりに向けての意識調査のアンケートを新庄青年会議所にて執り行われ、658人の回答があったようです。その結果を見た方も

おられますでしょうが、大まかな結果を申し上げますと、「新庄まつりを開催してほしい」と答えた方が80%、「中止してほしい」と答えた方が5%、「どちらとも言えない」と答えた方が15%という結果。

また、開催するに当たり、「新型コロナウイルス感染症の感染者を1人も出してはならない」と答えた方が59%、「10人以下であれば開催すべき」と答えた方が17%、「幾ら出ても開催すべき」と答えた方も17%という結果が出ていました。

その他、感染予防対策のアイデア、意見等も掲載され、興味深いものも多数ありましたので、目を通していただければと思います。

通常であれば、各若連は2月初旬に決定する山車の題目、構想などの話を詰めていく時期に入ります。令和3年度新庄まつりの方向性、考え方を早急かつ慎重に示さなければならない時期になりました。

そこで、質問させていただきます。

まず、令和3年度新庄まつりについて、これまでの新庄まつり実行委員会での経緯、協議内容、また、新庄市としての考えをお伺いします。

次に、新庄まつりの開催に対して、市民の意向をどう捉え、どう反映させていくのかをお伺いします。

最後に、開催の有無、手法の変更等による予算の増減、配分等の考え方をお伺いいたします。

最後の発言事項になりますが、新庄市内保育施設の今後について質問させていただきます。

全国的にも問題となっている少子化問題ですが、新庄市でも例外ではなく、令和2年4月1日の時点のゼロ歳児が181人と、とうとう200人を切りました。ある民間の幼稚園は閉鎖を決めたという話も聞こえてまいります。今後の学校運営等にも支障を来す問題でもありますが、差し当たり現状の保育施設での対処、今後の在り方について早急に対応しなければならないと考

え、質問させていただきます。

まず、市内各保育施設の現在の定員充足率、また、第1希望に対しての入所率について伺います。

次に、今後さらなる少子化が進んだ場合、保育施設の今後の在り方を伺わせていただきます。

以上、御答弁のほう、よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する予防対策や蔓延防止策の周知状況についての御質問ですが、これから気温や湿度が低下し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される季節を迎えることから、11月12日に全戸配布しました発熱者の電話相談の案内チラシや12月号の市報におきまして、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症全般に関する留意事項を掲載しております。

具体的には、インフルエンザの予防接種を積極的に受けるよう御案内したり、室内の加湿や小まめな換気の実施、手洗いの励行、マスクの着用の徹底といった感染防止策を掲載しており、市民の皆様によくお知らせしているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しておりますが、これまでも市独自の経済対策として5月臨時会にて専決処分の承認をいただき、補正予算に基づき雇用調整助成金申請支援事業、飲食店等応援給付金、事業者持続化給付金の3つを実施し、加えて6月補正により事業者事業継続支援事業、さらに7月補正で新生活様式対応支援事業を開始し、市内事業者の事業継続を図るため、市独自の支援策を展開してまいりました。

議員御指摘のとおり、ここに来て新型コロナウイルスの感染が全国で拡大する傾向にあり、市内事業者の経営状況が今後厳しさを増していくことが懸念される状況です。市としても何らかの経済対策を追加すべきとの認識に立ち、国の今年度第3次補正予算の成立後に速やかに市独自の対策を実施できるよう、庁内で検討しているところであります。事業の方法や予算規模、実施時期等の方針が定まり次第、議会にお示ししますので、よろしく願いいたします。

次に、令和3年度新庄まつりへの御質問であります。議員御指摘のとおり、令和2年度の新庄まつりに関しては、新型コロナウイルス感染症が全国に急速な拡大を見せる中、感染者予防に十分な対応を取ることが困難であると判断し、新庄まつり実行委員会において苦渋の決断ではございました戦後初の中止という決定をいたしました。市のほうにも市民の方々、また、祭り関係者の方々から様々な御意見をいただいております。令和3年度は何とか新庄まつりを開催したいという思いで調整に当たっているところであります。

1点目の新庄まつり実行委員会での協議の経過と内容については、令和3年度新庄まつり開催に向けて、事務局内で開催方法についての協議を重ね、去る11月18日に正副会長会議を開催し、開催に向けての方向性を検討したところであります。

やはり最大の焦点は、いかに感染防止策を実施するかということで、現在県から出されているイベント開催のガイドラインの中では、人と人との距離をおおむね1メートル確保することが開催条件として示されておりますが、感染防止策という社会的な要請にもしっかりと対応していく必要があると考えております。

具体的には、山車の運行経路や露店の営業、また、実行委員会主催事業の実施方法につきましては、今後、専門部会において協議を行って

まいります。

2点目の祭り開催に向けた市民の意向等については、私も青年会議所主導のアンケートを読ませていただきました。大変興味深く、ありがとうございました。市民の皆様への祭りにかかる思いは並々ならぬものだと感じております。コロナ禍においては、その思いは一層強まり、来年こそはお祭りをという御意見は担当課にも多数届いているところであります。

新庄まつりはまさに市民のお祭りですので、皆様からいただいた思いや御意見を真摯に受け止め、要望等についてはまつり実行委員会で検討し、祭り運営に生かしていきたいと考えております。

3点目の新庄まつりに対する予算の増減及び配分などについてですが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、例年と異なった開催手法の検討や感染症拡大防止対策についての議論が不可欠であると考えております。

新庄市からはまつり実行委員会へ負担金を支出しており、運営に当たっての予算配分など、係る経費につきましては実行委員会において決定される事項でありますので、事務局の一翼を担う担当課においても慎重な検討を行ってまいります。

令和3年度の新庄まつり開催につきまして、新庄まつり実行委員会の会長であります新庄商工会議所の会頭から、令和3年度は何が何でもやるので、力を貸してほしいとの要請を受けたところでございます。

市としましては、260年以上継承した市民の皆様への祭りへの思いを絶やさぬよう、令和3年度の開催に向けて新庄まつり実行委員会、祭り関係者と調整を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、新庄市内保育施設の今後についてという御質問であります。新庄市では現在、認可保育所8か所、集団指導を実施する児童厚生

施設3か所、幼稚園4か所、認定こども園2か所、小規模保育事業所4か所、認可外保育施設2か所、企業主導型保育施設2か所の計25施設があります。

まず、1点目についてですが、公立民間保育所、認定こども園の2号、3号部分及び小規模保育事業所については、各自治体が利用調整を行うこととされていますが、本市では入所申込みが始まる前に各保育施設の協力を得て受入れ可能人数を確認し、募集人数を確定しております。

保育施設14施設のうち、令和2年10月1日現在の定員充足率が100%を超えている保育施設は、民間立保育園が3所、小規模保育事業所1所であり、100%に至らない保育施設は公立保育所2所、認定こども園、民間立保育園5所、小規模保育事業所3所といった状況です。

また、令和2年4月1日現在の第1希望の保育施設への入所率については、ゼロ歳児93%、1歳児91.9%、2歳児90%、3歳児82.9%、4歳・5歳児は100%の入所率となっております。

2点目のさらなる少子化が進んだ場合の保育施設の今後の在り方についてですが、現在、公立保育所整備計画策定委員会の中で検討しているところであります。

これまで3回の委員会を開催し、就学前児童の人口の減少の状況や教育・保育施設の需要、定員充足率などを基に公立保育所の定員規模、障害児保育、病児・病後児保育、一時保育などの公立保育所に持たせる機能について検討しております。

今後は、子ども・子育て会議の委員の方や各教育・保育施設等の皆さんからの意見聴取、議員の皆様からの御意見をいただきながら、策定に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁させていただきます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まずは、予防対策、蔓延防止対策ということで、今、広報紙とかを発行しながら広くお知らせするというお話がありましたけれども、今現在、何というんだらう、知っていてもやっていない人が多いと思うんです。危機感が足りないというか。

今現在の状況をテレビ等でも見ていると思うんですけれども、こういうことの危機感を含めた市民の方々に幅広く周知するために、新聞折り込みとか回覧板等とかを使って危機的状況だよというものも入れながら、そういうものも出していくというのも一つの手段だと思いますけれども、今後そのようなことを考えているのかどうかお伺いいたします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 現在、市民の方への周知につきましては、先ほど市長答弁であったとおりでございます。

今、議員からお話がありました新聞折り込み等についてであります。4月、5月に感染者が発生したときには確かに新聞折り込みをした形となっておりますが、現在、危機感が市民のほうにはないというお話、御意見でしたが、新庄市では7月31日以降、感染者が発生しておりませんので、そういった意味合いでは4月、5月から比べるとその心の持ち方という部分はかなりもしかすると緩くなってきたのかなと思っ

具体的に、現段階では新聞折り込み、チラシでさらに市民の方に注意喚起を促すということは事務局としては考えていないところですが、新聞折り込み以外の広報媒体全てを使って、なお昨日、今日と県のほうからも市町村宛てにこの県内の状況を踏まえた市民の皆様、住民の皆様、事業者の皆様への周知を徹底するようにと

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

やっぱり4月の感染拡大のときは、何が原因かも分からず恐れのほうがあったと思うんです。記憶、まだ新しいんですけれども、どうやると感染しないのかというのも分からないまま進んでいたというような形ですけれども、今回はそのときは違って予防対策、防止対策の徹底をすれば感染リスクはかなり低くなるということが分かっていますので、再度いろいろな方法を使用して周知していただき、感染防止に努めていただければと思います。

次に、緊急的な経済対策、支援等の考えについてですけれども、先ほど市長の答弁により何らかの形で議会にお示しするというお話がありましたけれども、このたび補正予算に出てきておりますふるさと納税寄附金においては、12億1,000万円という補正増額が見込まれております。これに関しては、コロナ対策に企ててほしいと思

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 ふるさと納税、補正予算、上げさせていただきました。また御審議いただきたいと思っております。

ふるさと納税に関しては、やはりコロナの感染症拡大に伴いまして、いわゆる自宅へのリモートとかのひきこもりというんですか、何というんですか、籠もったような形になっているので、そうした部分で非常にふるさと納税の寄附というのは増えているのが全国的に多いかなと思っています。

ただ、コロナ感染症のほうに使っていただきたいとかという形の御意見等は特に納税者からいただいているので、そこら辺は分かりませぬけれども、新庄市へのそういったことも含めて、経済とかも含めて全国から御支援をいただいているんだろうなというふうな形を思っております。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

今、答弁のほうではあまりコロナ、新庄市を助けたいという話はないという話だったんですけれども、これまで市単独のコロナの対策に感謝している人はたくさんおります。昨日ボディーブローのように効いているという話もありましたけれども、今、KOパンチを受ければ間違いなく手後れになってしまうというような状況が続いていると思います。

先ほど何らかの形で議会に示したいということもありましたので、飲食店等応援給付金など、一度行った事業に関しましては多少の変更等が必要かもしれませんけれども、試算するのも当初よりはよいかと思いますので、時間との闘いもありますので、ぜひ今議会の追加議案として取り上げていただきたいと思っております。答弁は求めませんが、何らかの形で市民の皆さんを助けていただけるようお願いを申し上げて、次に参ります。

次に、令和3年度新庄まつりについて再質問をさせていただきます。

これまでの新庄まつりの実行委員会の経緯を

お伺いいたしました。大体流れのほうは分かりましたけれども、会頭のほうから何が何でも開催してほしいという意向があるのをうれしく思っております。

その中で、まだ決まっていないと思われましても、市民に直結すると思われましてもパレード観覧もそうですけれども、花もらい、出店等についてももしそういう話が出ていけば、詳しい話をお聞かせいただければと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいま佐藤議員のほうから新庄まつりの花もらい、それから出店、これは出店、露店のほうの……（「はい」の声あり）ということですよ。そういう質問だと思います。

これまで正副会長会議、それから専門部会の部会長を集めまして会議を行っております。各専門部会においてはこれから検討されるということなんですけれども、正副会長会議のたたき台を基に各部会のほうでそちらのほうで検討をしていただきたいということで専門部会のほうに議題を投げさせていただいて、12月4日でしたか、専門部会のほうに下ろさせていただいたところがございます。

先ほど佐藤議員からのお話でも、なるべく早くそういった方向性を打ち出してほしいということでもありますし、うちのほうの実行委員会としてもなるべく早くそういった方向性を見いだしたいということで、1月中にはそちらの専門部会の意見を集約しまして、また改めて正副会長会議を開催していきたいというような考えで現在進めているところでございます。

花もらいについても各若連からも御意見もございまして、露店出店についてもいろいろな方々から御意見等を頂戴しているのが事実でございます。そちらにつきましても、専門部会等で検討されまして、正副会長会議を経て決定さ

れるべきものと考えておりますので、今後の推移を見守っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

まずは開催に対して今後、花もらいとか露店出店に関して、今のところ情報不足で私もそれに関しては分からないんですけれども、再度、市民の方々から花もらいには来てほしい、来ないでほしいとかというようなもの、また、露店は控えてほしいとか、離してほしいとかという意向のものとかの調査とか、意向調査みたいなものをする予定とかはございますでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 改めて実行委員会のほうでそういった調査をするというふうな予定はございませんが、今回図らずもJCのほうで各世代から意見聴取をしていただいたという経過もございますし、JCの事務局でもある会議所もまつり実行委員会の事務局でありますので、そちらのほうの意見も踏まえた形でなるべく反映されるよう検討していきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 多数の方が新型コロナウイルスの予防をしながら通常どおりに近い方法での開催を望んでおります。これに向けて様々な協議をこれからされると思いますけれども、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、祭り開催に対しての予算について再質問をさせていただきます。

例年と異なった運営、実行委員会で決定するものという話もありましたけれども、これからというところもありますけれども、山車の作り

手側としては大体の予算が組めないと、どうしても題目も決められなければ構想も決められないというのが事実でございます。

また、花もらいの有無によって、町内にもよりますけれども、約60万円から100万円の収入がなくなります。山車連盟の皆様の話もお伺いすると、企業からの協力金、また、クラウドファンディング等で何とか収入を確保したいと頭を悩ませているということもお聞きしております。

しかしながら、この御時世、どうなのか見通しもできず、それに関しては時間もかかると思います。実行委員会で頂いておる毎年の50万円、町内に頂いている50万円に関しましては、実際の事実上は引き手、電線上げ、花もらい等の子供たちのお小遣い、食事等の運行の経費で大体その金額が消化されます。

町内若連事情は様々あるんですけれども、はっきり言うと人形3体と花、ボタン、桜、松等を負担していただければ、残りは町内努力で、例年どおりとはいかないまでも新庄まつりの山車は作れると私個人は思っております。何とかその人形3体、花の負担を前向きに考えていただけないか、お伺いをさせていただきます。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいま佐藤議員のほうから人形3体と花もらいの経費を何とかというような話でございましたが、この場でそういったことまで踏み込んだ話というのはできませんし、この予算の配分についてはまつり実行委員会のほうで検討されるということでもありますので、そちらのほうと十分協議をした上でどういった形が本当にいいのかということも含めまして検討していくべきだろうというふうに思っております。よろしく申し上げます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 多分話は行っているかと思うんですけども、山車連盟に所属している若連、今のままだとちょっと山車を作るのが難しいという話も出てきております。多分、十何台ぐらい、そういう話をしているかと思うんですけども、ちょっと今後どうなるか実際分からないんですけども、何とか開催する方向でできるような考えを、まつり実行委員会を含め考えていただければと思うのですが、前向きな決断をお願いするしかない状態なんですけれども、何とかお願いをいたしまして、次に移らせていただきます。

次に、保育施設についてお伺いいたします。

市内各保育施設の定員充足率、各何%とお伺いいたしました。それで、保育施設が4か所ほどあるということですけども、定員に不足のところも多々あるような答弁をいただきました。このような現象はどういう理由で起きているのか、お伺いさせていただければと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 保育施設によって定員といいますか、充足率100%を超えているところ、あるいは超えていないところがあるといった理由の御質問かと思えます。

まず、定員について先に申し上げますと、各保育施設、保育士の数、それから面積によって定員がまず決められております。私どものほうで保育の募集が始まる前に、先ほど市長の答弁にありましたように、それぞれの保育所に出向きまして各保育所の事情をお聞きしながら、年齢ごとの定員を協議してまいっております。その年によってやはり保育士の状況ですとか、育休中の保育士などがいらっしゃったりするものですから、年齢によって受け入れられる人数あ

るいは障害児のための加配等といった状況もあるので変わってくる状況です。

そういった上で決めていただくんですけども、なお国のほうから経過措置として全体の定員の数の120%を超えない数までは受け入れられるといったような状況もございます。そうした制度上の決まりを踏まえた上で定員を、まず受け入れられる人数を決めていただいているところです。

その上で募集を行うものですから、その後、保護者の方々がどの園を選ぶかといったようなことになる、そういった差になるかと思っております。

以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

前回データをいただいたものを見させていただきました。結構人気のあるところが定員の充足率が低くて、人気のないと言ったら変なんですけれども、何らかの理由があるんでしょうけれども、そういうところが充足率がオーバーしているというような形で見させていただいたんですけども、先ほども第1希望に対しての入所率も四、五歳は100%ということで、ゼロから3歳児も高い数字だと見られるんですけども、ちょっと腑に落ちないと言うのも変なんですけれども、何か人気のあるところに本当に行っているんだろうかというところがあるんですけども、ちょっとそこら辺、もうちょっと詳しく教えていただいてもよろしいですか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 人気のある、ないといいますか、保護者の方によってはやはり選ぶ基準というのは様々だと思うんで

す。例えば自宅に近いところ、勤務地に近いところ、あるいは何か習い事の代わりに付加価値がある何かをやっている施設、あるいは対応がとても丁寧だ、あるいは知っている保育士がいる、掃除が行き届いているなどなど、保護者の皆さんは様々な理由でその園を選んでいらっしゃるというのがあると思います。

それから、先ほど120%に満たないまでの人数を受け入れられるというようなお話をしたところですが、その定員を超過した部分を受け入れている背景には、その園は国が基準とした保育士の配置よりも多くの保育士を配置している施設でございますので、そういった何といたしますか、余裕があるといえますか、そういったところもあるかと思っております。

以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 分かりました。

次に、少子化が進んだ場合の保育施設の今後の在り方ということで答弁をいただきました。実際のところの今の保育施設と未就学児の数を見ると、今のところは大丈夫ですが、今後やはり少子化が進めばどうしても保育施設の空きが多くなるのかなと見させていただいております。

その中で第5次の新庄市総合計画の教育・保育施設環境の整備の部分、待機児童数、現状値ゼロ人から目標値ゼロ人というのがどうしても何か不自然な感じがするのでありますが、そこら辺、どのような考えでゼロ人になったのか教えていただければと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 充足率で言いますと100%に満たない施設がある中、

また、今後の少子化に向かっていかに施設を充実させ、また、子供たちを受け入れているかというところかと思えます。

実際のところ、施設の定員に対して、年齢によってはかなり厳しい年齢もあるといった状況です。例えば現在、今12月ですけれども、1歳、それからゼロ歳に関してはもう既にぎりぎりといった状態、今後、また、3歳以上につきましては比較的余裕がある施設もあるといったような状況になっています。

そうした状況の中で、例えば公立保育所が定員の調整を行う役割を担うといったようなことのお話を何度かさせていただいているんですけれども、そうした定員の調整を行う中でそういった子供たちが減っていくその割合、いつそうした状況が来るのかといったようなものを見極めていかないと、定員を減らし過ぎることで受入れが難しくなってきたというようなことにならないようにしていきたいと。そういった意味で保育施設に対する保育のニーズですか、そういったものをきちんと見極めて目標を設定したいというようなことを含めての待機人数ゼロを目標としたいといったことを出しているところでございます。

以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

これから少子化がやっぱり進んでいくと思います。現在、公立保育所整備計画策定中ということで市長からもありましたけれども、現在の保育所内容を聞くと、何ともしょっと私も今すぐ答えられないような状況なんですけれども、中部保育所、泉田保育所の2か所というのもしょっと議論の余地があるのかなという考えになっております。

一概には言えないんでしょうけれども、これから少なくなってくる中、2か所をまとめてど

ちらでも通えるような場所にというような方向性も今後考えてもいいのかなというような、個人の考えですけれども思ったところでございます。

そのような考えとか、そういうような話というのはまだ出てきてはおりませんか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 これまで公立保育所整備計画策定委員会、3回実施しております。その中で、保育の機能ですとか定員に関することですとか、議論をこれからもしていくところではありますけれども、やはり子供の数が減っていく中で民間立の保育所の皆さんにも大変魅力ある保育をしていただいていると。そういったところは感謝を申し上げたいと思っておりますけれども、今後もそうした民間立の皆さんの魅力ある保育所を発信していくと。そういったところを求めていくとともに、また、公立保育所においてもそうした適正な定員管理あるいは1所にまとめていくといったようなことも議論の余地があるかと考えております。

そうした場合、かなり大きな決断ということになるかと思っておりますので、今後は子ども・子育て会議ですとか、それから各施設の施設長の御意見を何度かお聞きする中で、また、議員の皆さんからの御意見をお聞きする中で決定していかなければいけないことかと思っております。

今のところ、そうした策定を3月というふうに申し上げてもいるところではございますが、そうした議論が進むことになりましてちょっと3月では難しいのかなという思いも今しているところではございますので、そういった点につきましてはまだ改めまして、延びる可能性もあるということで御理解いただき、そうした議論もしていきたいと考えているところです。

以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

ただいま、先ほど申し上げましたとおり、公立保育所整備計画策定中だと思います。今後の流れをしっかりと見極めていただきまして、時代に沿った計画をぜひお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時51分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

下山准一議長 次に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して、一般質問を申し上げます。

私は、やはり飛沫感染を防ぐためにはマスクを外すべきではないと思っております。

さて、アメリカのジョンズ・ホプキンス大学の集計では、7日午後6時現在、死者153万人を超え、累計感染者数は6,700万人、最も多くの死者が出ているのはアメリカで28万人、感染者は1,476万人、1日当たり新規感染者数が20万人近くに達しているとのことです。続いてブラジルが死者17万人、感染者660万人。インドは死者14万人、感染者は968万人。以下、その国々がたくさん並んでいますが、こういう状況の中で、私はインバウンドや県を越えるG o T

○キャンペーンはやめて、地域内でいろいろ活動できるように支援すべきだと思います。

さて、質問の内容ですが、1番は、新型コロナ感染症拡大第3波にどう歯止めをかけるかについてお聞きしたいと思います。

全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増しています。特に医療機関での院内感染は、11月16日の時点で感染349件、高齢、障害、保育などの福祉施設での施設内感染が401件、合わせて750件の集団感染が起こり、激増している状態です。

菅首相は、最大限の警戒を呼びかけ、緊急提言を出しました。そして、政府は今までより踏み込んだクラスター対応として、飲食店や外国人コミュニティーでの事前の連絡網づくりや啓発の促進を強調しています。しかし、感染拡大を防止するためにはクラスター対策という点と線の対策にとどまらず、リスクのあるところに無症状の感染者を把握、保護するための面の検査が必要だと思います。

そこで、①として、医療機関、介護福祉施設、保育施設、学校、学童保育など、市内でクラスターが発生すれば多大な影響が出る施設などに定期的なPCR検査を行い、感染拡大を事前に防ぐことが必要と思います。

ところが、行政検査を行うには2分の1の自治体負担があります。それが、検査が広がらない原因です。全額国庫負担による検査とするように国に強く求めるべきではないでしょうか。

②として、急激な感染拡大に対応し、陽性者を着実に把握、保護するためには、感染追跡を専門に行うトレーサーが不可欠です。冬に向けての感染拡大を防止するために市としてどのように対応するのか、お聞かせください。

③として、医療崩壊を絶対に起こさないために、医療機関の減収補填や必要な宿泊施設の確保が必要であり、市としても対策が必要と考えますが、どうでしょうか。

3兆円という国の支援があると言われておりますが、実は現在2割しか現場に届いていないとのことです。市の医療機関には届いているのでしょうか。市として把握しているのでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

北辰小学校を北辰地域交流センターとして転用し、活用することについてお聞きします。

公共施設等適正化管理推進事業債を活用して、北辰小を地域交流センターとして転用した場合、財政力指数0.52の本市は起債に対する交付税措置が45%ぐらいになるのではないのでしょうか。この交付税措置を活用して残すことも可能ではないのでしょうか。

北辰小は、洪水浸水想定区域にもなっております。体育館が避難所となっており、豪雨災害のとき、実際に住民の避難所として使われました。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、また、2階、3階と高さも確保できるという点からも、校舎の教室のほうがより使いやすいと思われます。体育館とともに校舎も残し、地域交流センターとして転用を図ってはどうか。

大きな3つ目の質問は、新型コロナウイルス対策と財源確保についてです。

①として、消費税増税に続いて新型コロナ感染症拡大の関連で米の消費が減少し、市内の米生産農家の販売価格が1俵当たり約2,000円下がっているとのことです。そして、減反がまた増やされようとしています。

さきの続く豪雨災害で田んぼに土砂が入り込み、元どおりにするための自己負担が重くて、耕作放棄をせざるを得なくなってしまった田んぼがある農家もあります。

市内の米消費拡大のために、市独自で米を買い、支援米として低所得者にお届けしてはいかがでしょうか。

また、学校給食に御飯の日を増やしてはどうか。

②として、地域創生臨時交付金で新型コロナウイルス感染症対応の非常勤職員を採用するなど、人的体制の強化を図ってはどうでしょうか。

③として、休業補償支援金について、市独自で対象拡大及び増額が必要ではないでしょうか。

④として、緊急の補正予算対応で財政調整基金や減債基金を取り崩すのは当然です。しかし、さらに特定目的基金を議会の承認を得て、用途変更をしての活用も検討すべきではないでしょうか。基金の限度がある場合は、既存事業を減額補正し、予算の組替えでの対応もあり得るのではないのでしょうか。

さらに、大型建設事業計画などの中止、先送りなどによって、必要な一般財源を確保すべきではないでしょうか。

⑤として、新型コロナウイルス感染症拡大を自然災害と位置づけ、災害対応の財政措置を適用する、括弧として特別交付税、交付税措置のある地方債発行など、災害対策基本法等の改正などを国に求めることはどうでしょうか。

これについては、今年の4月19日、16日かな、弁護士の岡本 正さんらが「新型コロナウイルス感染症を災害と捉える」という提言をしております。確かに爆発とか大量の放射性物質の放出とか、こういったことも災害対策のほうに使うて出ているわけですから、新型コロナもそうかもしれないという気がします。

それがもし使えれば、自宅待機の義務づけが可能になります。また、警戒区域の設定で特定の方以外の立入りを制限できます。また、解雇しなくても失業給付を受けられます。一人一人に寄り添った国民の命を守る対策が災害のとき行われるわけですが、そのようにできるということで、コロナ感染症の経済支援が災害復興支援と共通してできるようになることで、かなり自治体としても支援がしやすくなるわけです。そういう提案をしてはどうかということです。

⑥は、雇用経営危機に対して消費税を含む税

の納税免除、延納、雇用調整助成金、家賃補助、持続化給付金などを継続するように国に求めるべきではないでしょうか。

不況、財政赤字拡大期こそ、消費税の減税、そして、それとともに大企業の法人税率の引上げ、所得税の累進課税強化などによる再分配機能の強化を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

4番目に、入札制度についてです。

明倫学園の建築工事の入札について、どちらも1回目が不調となりました。2回目の入札で1者のみの入札となりました。

校舎のほうは落札率99.98%、その後、設計変更が行われ、1回目の予定価格より約4億円増額しました。続いての体育館も落札率は99.96%、そして今後、外構工事が外されていきましたので、これを足していきますと、6,400万円がさらに追加される予定です。2つの建築工事で、1回目の入札の予定価格よりも5億4,335万円増加することになりました。

収入減に苦しむ市民の各種の滞納などに対しては、1万円であっても厳しく収納を図る姿勢でやっております。その一方で、大規模建築工事の入札状況はほとんど随意契約のような高値落札に設計変更です。競争入札の目的である市税の節約に反する状況ではないでしょうか。入札制度を競争になるように改善が必要ではないでしょうか。

1回目は終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、医療機関や福祉施設、学校等における定期的なPCR検査の実施や行政検査に要する経費を全額国庫負担にすべきとの御意見ですが、国から最上保健所管内が感染拡大地域と認

定される前に、各施設の入所者や職員に対しPCR検査を実施することにつきましては、行政検査に基づかない任意検査となり、費用につきましても全額自己負担となります。

任意検査の実施の可否については、最上保健所と新庄市最上郡医師会が協議し、最上地域においては任意検査に対応できる医療体制ではないとの結論に至ったため、任意検査の実施は困難であります。

また、行政検査の経費の負担割合につきましては、現在、国が2分の1、都道府県が2分の1となっているため、全国知事会において全額国庫負担により実施するよう要請しているところであります。

次に、トレーサーの配置や冬に向けた感染拡大防止の対応についての御質問ですが、まずトレーサーの配置につきましては、疫学調査を実施する最上保健所が配置の可否を検討するものであると認識しております。

また、感染拡大を防止するための対応策としましては、12月号の市報で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えるため、インフルエンザの予防接種を積極的に受けるよう御案内したり、室内の加湿や小まめな換気の実施、手洗いの励行、マスクの着用の徹底といった感染防止対策を掲載し、市民の皆様をお願いしているところであります。

さらに、これまで発熱者からの電話相談は最上保健所と山形県受診者相談センターの2つの機関により対応しておりましたが、11月12日からはかかりつけ医と市健康課の2つの機関を加え、合計4つの機関による相談体制に拡大して対応しております。

また、本市のPCR検査につきましては、最上保健所が市内に4つの医療機関を確保しており、感染が疑われる方につきましては、今後も速やかに検査を受けることができるよう御案内してまいります。

次に、医療機関の減収に対する補填等に関する御質問であります。市内の医療機関においても新型コロナウイルス感染症の影響による受診者数の減少に伴い、診療報酬も減少していると伺っております。

現在、国では新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた場合の診療報酬点数を特例的に加算したり、県では令和2年度山形県地域診療体制支援金や令和2年度山形県医療機関・薬局等における感染拡大対策費補助金などの各種支援事業を実施しております。

国や県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供できるよう支援が行われており、本市におきましても引き続き県の市長会を通じてさらなる財政支援がなされるよう要望してまいります。

軽症者や無症状者の宿泊施設の確保につきましては、県の新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部において対応することとなっております。

市内の医療機関における国や県の各種支援金等の受給状況につきましては、個別に確認はしておりません。

北辰小の北辰地域交流センターへの転用については、教育長より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナ対策と財源確保に関する御質問ですが、米の消費に関しては新型コロナの影響により、インバウンドや中食、外食の需要が落ち込み、米の販売量が減少しているとの試算が出されております。

米の消費拡大に向けては、県や関係団体を交えたPR活動を行っておりますので、その効果を期待しているところであります。

また、学校給食につきましては、既に週4日は御飯給食であり、残り1日も米粉を利用したパンなどを提供する場合もあり、米の消費には

十分御協力いただいているものと認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対応する人的体制の強化をするため、地方創生臨時交付金を活用し、会計年度任用職員を採用してはどうかとの御質問であります。当該交付金においては基本的に人件費への充当は認められておりませんが、新型コロナウイルス感染症に対応するための体制拡充または雇止めなどに遭った方を一時的に雇用する場合には、例外として職員の人件費につきましても交付金対象とされているところでもあります。

本市におきましては、いわゆる3密を避けるための体制拡充として増便したスクールバスの運転手報酬について活用しているところであります。

これまでの新型コロナ対策関連事業の実施に当たっては、年度途中での人事異動や各課からの担当部署への応援態勢を取るなど、状況に応じて柔軟に対応してきたところでもあります。現時点で新たに職員を雇用することは考えておりませんが、今後とも新型コロナ対策に伴う業務量を見定めながら、必要が生じた場合には活用も検討したいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市独自の経済対策を拡大すべきとの御意見であります。先ほど佐藤文一議員の質問に対しても答弁したとおり、市としましても何らかの経済対策を追加すべきとの認識に立ち、国の今年度第3次補正予算の成立後に速やかに市独自の対策を実施できるよう、現在、庁内で検討しているところでもあります。事業の方法や予算規模、実施時期等の方針が定まり次第、議会にお示ししますので、よろしく願いいたします。

続いて、特定目的基金を用途変更して活用してはどうかとの御質問であります。特定目的基金は、御存じのとおり、特定の行政目的のために資金を積み立て運用するよう設置するもの

で、設置目的以外での処分は法律で禁じられております。

なお、財源不足を補うための手法として、特定目的基金から一時的に借入れする繰替運用ができますので、これにより一時的な財源不足に対応しております。

また、既存事業の減額補正や大型建設事業等につきましても、現在も計画的に対応して財源の確保に努めているところであります。

続いて、新型コロナウイルス感染症を自然災害と位置づけてはとの御質問であります。これにつきましては去る4月28日の国の予算委員会において議論があるようでございます。

西村大臣の答弁によりますと、新型コロナウイルス感染症を災害基本法の災害とみなすのは難しいとの内閣法制局の判断とのことでありますので、この議論につきましては引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の事業者向け支援策の代表的なものとして、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金が上げられます。また、市では第1次から第6次対策までの経済対策を実施してきたところでもあります。

これら国の制度の申請手続について、市としての関わりがありませんので、実数は把握しておりませんが、持続化給付金の市の上乗せ分だけで現在1,100件以上の給付実績があり、市内事業者の相当数がこれらの制度の恩恵を受けている状況であります。市内事業者支援の観点から、国に対し制度の継続を要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、税制への御意見をいただきましたが、いまだに収束を見ない新型コロナウイルス感染症関連の税制につきましては、今後、令和3年度税制改正の大綱が閣議決定される予定ですので、国の動向を注視しながら慎重に判断したい

と考えております。

最後に、入札制度についての御質問であります。本市におきましては、建設工事において原則として設計金額が1,000万円以上の場合、地域要件、格付要件などを付した条件付一般競争入札を実施しております。

明倫学園の校舎棟及び体育館棟につきましても、入札参加資格者名簿の登録者を対象に一定の条件を付して公告し、どちらも1共同企業体が応札し落札しております。

最上・村山地域という地域条件については、工事現場の管理や完成後のメンテナンスなどを考慮したものであり、今回設定した条件には合理性があると考えております。

また、市内業者を共同企業体の構成員とする条件につきましても、市が発注する工事にて特殊な工事を除いて市内業者の参加を条件とすることは一般的なものであると考えております。

落札率につきましては、99%と高い数値であります。工事の内容や工期、発注のタイミング、そして入札に参加する企業の判断といった様々な要因がありますので、今回の落札率については厳正な入札の結果として受け止めております。

なお、入札制度においては、工事品質を確保できないと考えられるような低価格での入札の防止や適正利潤の確保を可能とするための適正な予定価格の設定、公正、透明性の確保、不正行為の排除などの対応が発注者である地方自治体に求められております。低い価格だけでなく、社会資本の維持管理や中長期的な担い手の確保、育成という観点から、地域の建設業者の育成という面も市は担っていかねばならない立場であることを御理解いただきたいと思います。

入札制度は、社会経済情勢等の変化を反映していくことも必要でありますので、国、県などからの情報収集をしながら引き続き適正な入札執行を行ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

下山准一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 それでは、北辰小学校の跡地利用につきましては、令和元年11月に北辰学区学校づくり協議会より跡地利用についての要望書が提出されております。

要望内容といたしまして、1点目は、北辰学区民の避難所を確保すること、そして避難所として機能するために体育館、校舎の一部を残し、多目的トイレの設置を願う、また、体育館は投票所や社会体育施設として機能するように残してほしい、2点目はケヤキの木を残すこと、そして3点目は施設整備に係る市の管理体制を構築することの3点について要望をいただいております。これを受け、この要望にできる限りお応えできるよう前向きな検討を進めているところであります。

公共施設等適正管理推進事業債の転用事業を活用し、体育館とともに校舎も残し、地域交流センターとして転用を図ってはどうかとの御質問であります。現在実施中の明倫学園の学校建設事業において、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業を活用させていただいているところであります。

この明倫学園に係る集約化・複合化事業につきましては、明倫中学校、沼田小学校、北辰小学校を施設一体型の義務教育学校に集約化するとともに、既存の中央学童保育所の沼田小学校児童や北辰学童保育所の児童を対象とした放課後児童クラブを明倫学園に併設し、施設の複合化を図るものでありまして、この起債を活用することにより元利償還金の50%の交付税措置が見込めるものとなります。

この起債の適用条件につきましては、集約化・複合化後の新しい施設の使用開始から5年以内に対象施設全体の延べ床面積を事業実施前の面積から減少させなければならないものであ

ることとされており、この適用条件を達成できない場合には交付税措置が見込めないばかりでなく、既に借り入れているものについても全てを一括して償還しなければならなくなることから、今後の財政運営に影響を与えることのないよう、まずはこの適用条件を達成していくことを最優先としながら検討を進めていく必要があります。

したがって、議員からいただいた転用事業の活用を検討する前に、まずは集約化・複合化事業の適用条件をしっかりと達成しなければならないと考えております。

北辰小学校跡地の活用につきましては、今後においても要望を提出された北辰学区学校づくり協議会との調整を進めながら、集約化・複合化事業の適用条件を達成してまいります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 最初に、入札制度についてお聞きいたします。

1者入札となる原因は何だと考えておられるのでしょうか。入札不参加の業者の理由は何か、調べておられるのでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 このたびの入札結果に対する御質問でございます。

1者入札となったわけですが、議会においても私、何回か説明しておりますが、条件付の一般競争入札ということで広く公募した結果、1者の応札であったというふうなことでございまして、やはりこの事業のこういった結果になった背景としまして、ここ数年、自然災害等、多く発生しておりますので、業界においても非常に多くの建設工事を抱えているというふうなことで、入札価格が高止まり傾向にあるというふうな状況もございます。

また、このような入札制度の中で広く公募して入札参加したのが、このたびは1者であったというふうな状況というふうな受け止めてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） この工事については、市内の業者を入れるということを入れた条件付の競争入札だったということです。そして、共同企業体ということです。

市内業者で小中一貫校の大規模工事を請け負えるAランクと言われる業者が少なくなっているのではないのでしょうか。

また、仕事が先ほど多くなっているかもしれないというふうに課長はおっしゃいましたが、そういう認識で本当によいかということをお願いいたします。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 このたびの工事に関しましては、相当規模の学校建設という大規模工事でございますので、入札の参加範囲を市内に限らず村山地域まで広げて、工事の施工の安全性を確保するために入札参加範囲を広げたというふうな状況でございますので、これについて、もう1点としましてAランクの業者が少なくなっているのかというふうなことでございますが、決してそのようなわけではございませんで、工事実績に応じましてランクづけを行っておりますので、決して減ってきているというふうなものでもございません。

ただ、工事の施工の安全性を考えまして広く入札範囲を広げて、JV方式、共同企業体方式による入札方式としたところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 地元の業者に優先的に

仕事を発注したい、その思いは私たちも全く同じです。

しかし、市税の節約のためには、市内業者が参加しなくても近隣の県内の業者の同士の共同企業体でもよいというように条件を緩和して、市内業者も含めての競争入札になるようにすることもやむを得ないのではなかったでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 このJV方式の組み方についての御質問かと思えます。このたび町の発注工事については、市の一般財源を投じるものでございますので、やはり地域経済の波及ということを第一に考えまして、原則としてはやはり市内業者に発注するのが基本ではないかなというふうに考えているところです。

ただ、例外的に特殊な専門技術を要する工事、あるいは市内の業者では施工できないというふうな種類の工事であれば、市外業者を対象とする必要があるということでございますけれども、工事規模や難易度、それから安定的な工事の施工、確実な完成というふうな観点からは、市内業者を基本としながらも、やはりこのたびのように村山地域まで広げたというふうな結果でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 何度も何度もすみません。しかし、指名競争入札におきまして、1者だけが入札の予定内に入れたところが不調になってしまいました。指名競争入札という小さな1,000万円以下かと思えますが、そういうものは1者入札が許されない。しかし、こういう大規模なものは1者入札は許される。私は大きな業者に対して非常に緩い入札になっているのではないかと思うので、ここは改善を検討していただきたいということを要望して、これについては終わります。

次に、北辰小についてですが、先ほど言ったように集約化・複合化事業を活用すればおっしゃるとおりです。だと思います。それしかありません。

しかし、公共施設等適正化管理推進事業債には、転用した場合も交付税を認めると。このようになっております。確かに交付税50%と今見込んでいるものに対しては、私の提案する転用のほうは45%の交付税措置ではあります。

しかし、その差はそんなに大きくないということで、私は地元の皆さんが避難所を確保してほしいというふうに言っていること、しかも体育館だけでは浸水する可能性もあるわけです。1階が浸水するということがあり得るわけです。そういうことになったときのことも考えて、校舎も浸水しない2階、3階が使えるわけですから、それは全北辰地域の人たちの要望ではないですか。その立場で私はやるべきと思いますが、どうでしょうか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

下山准一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 ただいまの議員の御質問では、集約化・複合化事業ではなく、これを転用事業に変えれば全部残せるのではないかといたった御意見だったと思えます。

ただいまの議員のおっしゃった転用事業につきましては、その内容については議員のおっしゃるとおりかなと思うんですが、これはただし、北辰小学校だけを対象とした場合はこの転用事業を活用できるものと考えております。

しかしながら、今回実施しております明倫学園の建設事業につきましては転用事業には当たらない状況でありまして、3つの学校、それに学童保育、放課後児童クラブでしょうか、これも含めた形で全てを転用ではなくて集約化・複合化する事業となっておりますので、ただいま

議員のおっしゃった転用事業に変えればということではできないのかなと考えております。

いずれにいたしましても、北辰学区学校づくり協議会から御要望いただいているところではございますので、この起債の条件を達成しながら何とか要望にできる限りお応えできるような形で検討を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) とても残念だなというふうに思います。できるだけ住民の願ひ、要望が出たら、やはりその地域に住み続けたいと思っている方々が出しているわけですから、その要望に沿うのが住民が主人公の自治体ではないでしょうか。そういう在り方を私は市の姿勢として求めていきたいと思ひます。今のお答えは残念だなと思ひます。

次に、行きます。

先ほどの新型コロナウイルス感染問題について、PCR検査を拡充してはということについてなんです、新型コロナ緊急包括支援交付金というのがありまして、これを使ってPCR検査ができるのではないかとことです。自治体や高齢者施設などの施設が申請すればPCR検査に使えるのではないかと、これは11月19日の厚生労働省の通知にも載っております。

自治体こそ、やはり住民に密着しておりまして、住民が今震えるような思いで暮らしておられるわけですから、希望者が無料で希望すればPCR検査を受けられるようにすべきだと思うんです。

埼玉県の上芳町は、9月議会で介護・障害者施設、学校、保育所などを対象に町独自のPCR検査をできるように予算1,000万円をかけてやっております。希望者には無料でやっています。こういったことはやろうと思えばできる。市民が願っている。今震えるような思いで暮ら

しておられる。高齢者の、あるいは市民の命を守るために市ができることをやっていたきたい。どうでしょうか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 議員の質問の趣旨は十分理解するところではございますが、基本的にはただいまお話がありましたPCR検査の実施も含め、新型コロナウイルス感染症対策についてはやはり国、県が主体的に取り組むべきものと考えておるところでございます。

今、議員のほうから11月19日付の国のほうで発出したものの御紹介、お話がありましたけれども、そちらのほうを確認したところ、確かに11月19日付で高齢者施設等へのPCR検査の実施について国のほうで発出しているわけなんです、宛先につきましては都道府県、保健所を設置している政令市、中核市、東京特別区宛てにそういった形でPCR検査のほうをお願いしたいというような形でありましたので、市町村はそちらのほうから除かれているような状況、やはり基本的に除かれているという部分につきましては、ただいま申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症対策については国、保健所を設置している県が責任を持って取り組むべきだというような形で捉えたところでございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 今言った11月19日の厚生労働省の通知によれば、市や高齢者施設、高齢者施設というのは有料老人ホームなども含めて高齢者が入っておられる施設の方々ですが、その方々の入所者あるいは介護従事者などに対して検査するというふうに市が、あるいはその施設がやるとなれば、この交付金を使えるというふうに言っているんです。

市長の気持ち、市長がやるとなれば使えるというふうに思うんです。どうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 今、議員のほうより市が実施すればという形でのお話があったかと思えますけれども、我々、11月19日付で厚労省が発出している文書の内容については、市というような形では捉えていないところでございます。

やはり、繰り返しになりますが、感染症対策につきましても、新型コロナウイルスそのものが危険度の高い指定感染症の第二類相当に位置づけられていることを考えれば、やはり国、県が責務として取り組んでいくものであるというような形で考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市内に高齢者施設がたくさんあります。あるいは、介護で働いていらっしゃる方がたくさんおられます。そこについては、その施設なりがやりたいというふうに申し出れば、この交付金を使えるようになっていくわけです。そういったことをお知らせし、この介護従事者らが安心して働けるように、入所者も安心していただけるように、市として御案内することもできるんじゃないでしょうか。

最初に自己負担があったとしても、必ずこの交付金で補填されるわけですよ。そういうものでないですか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

下山准一議長 副市長小松 孝君。

小松 孝副市長 ただいまの御質問の11月19日の国の通知については、保健所を設置する義務のある県または政令市、そのほか保健所を設置している団体についての通知でありまして、それらの措置についてはその設置している県または政令市等の措置というふうに理解しております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 私は、感染者が出て亡

くなるなんていう方が出てからでは、悲しくてとてもやりきれない気持ちになるというのは分かるわけですから、今予防としてそういったことができるということを最大限使ってやるべきだというふうに思います。

次に、医療機関の支援についてですが、医療機関ではコロナ関連で5割も受診者が減ったという声もありました。これは市内の方です。大幅な減収で人件費を削減し、少ない人手で、予防もありますし、長時間労働でやりくりをしているとおっしゃっていました。医療を潰すつもりなのかという声を上げておりました。そういった病院関係の経営の支援はどう考えているでしょうか。

千代田区では、新型コロナウイルス感染症の診察や患者受入数に応じて支援するというふうに行っております。患者が減って感染症対策に経費にかさんでいる診療所等に持続的に診療が実施できるように支援するというをやっているようです。また、介護事業所には、サービスの種類に応じて金額を決め、毎月1年間助成するまで出しております。

医療機関あるいは介護事業所、持続していただくため、市の支援、どうお考えかお聞かせください。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 市の政策、市の事業に起因した事案については、市の責務としての支援の必要はあると考えますが、新型コロナウイルス感染症につきましては国全体に係る事業でございますので、繰り返しになりますが、基本的には支援については国で措置すべきものであると捉えているところです。

国におきましても、今、議員のほうからお話がありましたとおり、経営状況の悪化により業務継続に支障が生じている医療機関等に対する支援策を行っておりますし、県においても支援

策を行っているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 介護事業者の方から、さきの1人5万円の支援はありがたかったということでした。しかし、今現在、自分が感染しないか、あるいは利用者感染させてしまわないか、不安やリスクを抱えながら高齢者のために欠くことのできない事業として必死でケアを行っているとのことでした。

コロナが怖いと従事者がやめたり、人員不足に拍車がかかっている事業所もあります。こういうコロナによる利用者減少で収入減を招いてはならないと思います。

下山准一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしました。

散 会

下山准一議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を、明日12月9日から12月14日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月9日から12月14日まで休会し、12月15日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時42分 散会

令和2年12月定例会会議録（第4号）

令和2年12月15日 火曜日 午前10時00分開議
議長 下山准一 副議長 新田道尋

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八鍬長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙事務局 局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員 会会長	津藤隆浩

事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

議事日程（第4号）

令和2年12月15日 火曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 1 議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第116号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第117号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第118号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第119号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第120号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第121号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 8 請願第3号国に対し「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 9 議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第125号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例について
- 日程第13 議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第127号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第128号最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について
- 日程第16 請願第4号新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う米価対策等に関する請願

（質疑、討論、採決）

- 日程第17 議案第108号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第18 議案第109号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 1 9 議案第 1 1 0 号令和 2 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 1 1 号令和 2 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 1 2 号令和 2 年度新庄市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 2 議案第 1 2 9 号令和 2 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 3 決議案第 1 号誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について
- 日程第 2 4 議会案第 5 号最上地区県立高校再編に関する意見書の提出について

開 議

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

下山准一議長 日程第1議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例についてから日程第8請願第3号国に対し「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についてまでの8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

山科正仁総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願1件であります。

審査のため、12月9日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、延滞金の割合は全国的な率かといった質疑があり、税務課からは、

全国的なものとなるとの説明がありました。

また、別の委員からは、都市計画税を新たに課税する理由と増税額は幾らかとの質疑があり、税務課からは、都市計画税の課税区域は、都市計画区域と区域外とで課税に対する不公平感が生じてきたため、平成24年から見直しを行っている。都市計画区域の用途地域は原則課税、用途地域に隣接した下水道供用開始区域についても課税区域とし、3年に一度評価替えに併せて見直しを図ることとしている。今回の見直しでは納税義務者数が108名、税額は令和2年度の評価額で計算すると約192万円になるとの説明がありました。

そのほか、都市計画税が追加される区域の確認やコロナ禍による改正の考え方、たばこ税の影響額等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、改正により具体的にどう変わるのかといった質疑があり、税務課からは、個人所得税の見直しの影響として、営業、農業など給与、年金以外の所得のみの被保険者1,336人については、課税限度額、介護納付金の有無を加味していない額だが1万770円の減と考えている。給与、年金所得者は影響はないと考えている。また、軽減判定所得の改正については、営業、農業等のみの所得の場合は判定所得が10万円上がることになるので、一般論として軽減世帯が増加すると考えているとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する

条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、経済牽引のため固定資産税の課税を免除するとは具体的にどのようなことかといった質疑があり、税務課からは、例えば中核工業団地にある企業が地域経済牽引事業計画を立て、県知事の承認を得てその計画に基づき工場用地を取得し工場を建てた場合にその土地建物に課税される固定資産税が3年間100%免除されるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、財政課、成人福祉課、健康課、上下水道課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、市税条例の改正で延滞金の割合は令和2年度8.9%が令和3年度8.8%に、1か月未満の滞納では令和2年度2.6%が令和3年度2.5%に若干下がるといったことであったが、同様かといった質疑があり、財政課からは、市税条例と同様の改正になるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、このたびは応募団体が1団体だが、合格点の基準点はあるのかといった質疑があり、社会教育課からは、本年度の審査から60点未満の場合は1団体でも指定候補を見送ることとしたとの説明がありました。

また、別の委員からは、評価項目で前回と違う点はどの質疑があり、社会教育課からは、評

価の視点として、市側が指定管理者に行っていたきたい項目を具体的に挙げている。例えば公平な利用確保ということで、利用者の意見やニーズを取り入れる仕組みがあるかなど具体的に選定委員も評価しやすいように項目を挙げて評価していただいたとの説明がありました。

また、委員から、財政運営に関してはどのようなになっているかとの質疑があり、社会教育課からは、収支報告書を提出させており、問題はないということを選定委員会で確認したとの説明がありました。

そのほか、コロナ感染対策や図書館の人員体制等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、駐車場について市民からの相談はあるのかといった質疑があり、社会教育課からは、市民プラザの利用において駐車場について狭さについて言われている。また、中部保育所の利用もあるが、時間帯に応じて対応していただいているとの説明がありました。

その他、市民サイドに立った運営を願うといった意見等ありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、小中学生無料、高校生半額で団体の利用料金が減収となると思われるが、市の対応はといった質疑があり、社会教育課からは、今年度の当初予算で小中学生無料、高校生半額の影響額を前年までの収入状況を加味しながら指定管理料を増額し、支払いをしている。4月、5月のコロナの影響もあるので、

指定管理団体と協議し、利用料金の減収に伴う必要な部分の手だてを考えるとの説明がありました。

また、別の委員からは、利用状況、危機管理についての採点結果をどのように見ているかとの質疑があり、社会教育課からは、人気のある施設で、調整会議に諮りながら利用団体に使用していただいているが、希望どおりにならないということで点数が低かった。また、利用者の安全性の確保、緊急時の対応については、指定管理者は様々なマニュアルの下で対応しているが、施設そのものの劣化に伴うことで評価を下げたと思う。指定管理とともに市の体制についても御意見をいただいたと考えるとの説明がありました。

そのほか、複数候補者がいた場合の次点の取扱いについての質疑や、安心して管理できる補助、委託料としてもらいたいといった意見、利用しやすい施設となるように市としても管理者へ助言していただきたいといった意見がありました。採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第3号国に対し「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願については、紹介議員及び税務課職員の出席を求め、審査を行いました。紹介議員からの請願の趣旨説明の後、審査に入りました。

委員より、緊急経済対策として下げるというのは分かるが、コロナ終息後も下げるというのは矛盾しているのではないかといった意見、また別の委員からは、コロナ禍を考えるのであれば時限的にすればよかったのではといった意見、また別の委員からは、消費税は新庄市に約7億5,000万円入り、社会保障に使われている。地方自治に深刻なダメージを与えるものではないように感じるといった意見、また別の委員からは、市民生活の経済の回らない状況、これを回しやすくする、国の施策として消費税5%への

減税という提案は第一歩として重要なことだと思うといった意見、また委員より、消費税を大幅に下げる、そして応能負担にのっとった税制確立で国に税金が入るようにすべき、そうすれば交付税、補助金などの国の財源が生まれる、そして市にお金が入るといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

下山准一議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第115号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第115号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第116号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第117号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告の

とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第117号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第118号延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第118号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第119号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第119号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第120号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第121号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質

疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第121号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第121号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号国に対し「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 賛成、反対どちらですか。

1 番(佐藤悦子議員) 原案に賛成討論です。

下山准一議長 どうぞ。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 請願第3号国に対し「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

消費税が8%に上げられて以来、国内の消費は冷え続けています。そこにコロナ禍が来まして、大打撃となっています。せめて5%にすれ

ば、かなりの消費拡大につながります。収入減に苦しむ多くの市民がこれを望んでいます。この請願は、切実な市民の願いです。市議会議員として市民に優しい政治をつくる責任があると私は思います。

消費税5%に引き下げてやっていけるのか、やるべきなのかについての根拠を述べさせていただきます。3つです。

1つは、税の大原則は公平性であり、応能負担が原則です。日本国憲法は、全ての国民は法の下に平等であるとしています。同じく日本国憲法が定める納税の義務は、実質的に平等な税負担をする義務があるということです。実質的な平等とは、負担感の平等、経済的な能力に応じて税を負担するということであり、これは憲法が定めているのです。しかし、現在、消費税導入以降の30年間で、日本の税制は消費税に過度に依存する一方、大企業や高額所得者の税負担は軽くなり、応能負担とは逆方向に進んでいます。

2つ目に、消費税の8割が法人税減税に使われ、特に輸出大企業の内部留保に回ったということです。消費税が去年10月に10%に上げられました。消費税は社会保障のため、福祉のためと言われてきましたが、導入以来、病院の窓口負担は1割から3割へ、国民年金保険料は7,700円から1万6,410円に、年金の支給開始年齢は60歳から65歳に、支給する年金額は事実上目減りしています。一方、法人税の減税が相次ぎ、2018年度までに累計で290兆円の法人税減税が行われました。同じ期間に国民が負担した消費税は380兆円です。消費税の8割が法人税減税に充当されたのです。下請の中小企業は部品を納めるとき大企業から消費税の値引きを求められます。その一方で、大企業は国から消費税の還付を受けています。2017年だけで大手輸出大企業13社では1兆428億円もの還付を受けています。輸出大企業は、消費税は払うという

よりもらうものになっています。

企業の内部留保は、財務省の法人企業統計によりますと2018年度は463兆円です。そのうち半分近くの234兆円は国内法人数の僅か1.7%の資本金10億円以上の大企業の内部留保です。法人税減税は、積極的な設備投資や人件費、下請業者への発注単価引上げにはつながらず、株主配当や内部留保に回っています。過度な内部留保を賃金や雇用、国内投資に振り向けさせるためには内部留保への課税が必要です。

3つ目に、国の財源は、大企業や1億円を超える高額所得者への累進課税の回復でということです。特に大企業優遇税による減税をやめるべきです。大手輸出大企業だけで2016年度6兆3,094億円減税されています。特に大企業に多い連結法人では法人税の負担は僅かたったの4.7%という税負担になっています。中小企業の3分の1以下の税負担の割合です。

所得税は、高額な所得者ほど税率が上がる仕組み、累進課税なのですが、税率の負担で言いますと1億円の所得の人の負担率が27.5%で一番高くなっています。それ以上になると大きく負担率が下がってきます。なぜかというとなら証券税制の20%で課税されるからです。本来あるべき所得税の累進制を回復すべきです。

2019年度の消費税収は予算で19.4兆円でした。応能負担の原則に基づいた税制改革を行えば少なくとも40兆円の税収が出てまいります。財源はあるんです。

そういう意味で、消費税5%への引下げを求めている市民の立場から賛成の討論を行わせていただきました。以上です。

下山准一議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第3号国に対し「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第3号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

下山准一議長 押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成3票、反対13票、棄権なし、賛成少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

産業厚生常任委員長報告

下山准一議長 日程第9議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定についてから日程第16請願第4号新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う米価対策等に関する請願についての8件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

今田浩徳産業厚生常任委員長 おはようございます。私から、産業厚生常任委員会の審査の経過

と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願1件です。

審査のため、12月10日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定については、環境課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、この業者に決定した場合、審査をして、足りない部分についても少し改善してもらおうといったことは、指定を出す市として行うのかとの質疑がありました。環境課からは、今回のセロン東北に関しては平均点が全て4点以上であり、全ての項目についてしっかり管理運営ができるであろうという選定となっている。もし点数が低いものがあつた場合は、協議しながら必要な点は市から指導し、改善していただく、そういったことは常々やり取りしているとの説明がありました。

ほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第122号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について及び議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定については、子育て推進課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第123号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、

議案第124号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第125号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例については、商工観光課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、今後どのぐらいの金額を利子補給のための基金に考えているのかとの質疑がありました。商工観光課からは、あくまでも想定となるが、令和3年度から令和7年度までの市の利子分として捉えると最大で約2億2,000万円となるとの説明がありました。

また、別の委員からは、条文に「確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて」とあるが、基金が最大2億2,000万円とかなり大きい、制度的な計画は条例をつくる段階でどのような話合いになっているかとの質疑がありました。商工観光課からは、全額基金でとは考えていない。年度ごとの利子補給金額が県から示されているので、その分が徐々に取り崩されていくことになる。令和7年度末には基金の残高をゼロにしなければならないので、臨時交付金を活用した基金は令和7年度で終わってしまう。令和8年度以降は一般財源で充当していくことになると思うとの説明がありました。

その他、融資総額についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第125号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について及び議案第127号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、都市整備課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、審査に

入り、委員から、新庄市も地価水準の下落率が激しい、地価水準が下がっているところが国の出してくる案に同じ案というのはどうかと思うが、どう理解するといいかとの質疑がありました。都市整備課からは、市に関しては道路法施行令の全国的な所在区分の表の料金単価をそのまま採用しており、それに加味するようなことは考えていないとの説明がありました。

また、別の委員からは、年々新庄市も評価額が下がっているが、なぜ使用料が上がるのかとの質疑がありました。都市整備課からは、固定資産税評価額の上がり下がりがあるとは思いますが、使用料率やその他の要因も含め今回のケースで言えばほとんど項目の全てが2割ぐらい上がっている状況だが、等級地ごとの国が示した表からそのまま適用しているので、新庄市の評価額をそのまま反映しているという状況にはなっていないとの説明がありました。

その他、共架電線等の取扱いについてや、占用料を徴収する業者についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第126号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第127号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員から、法定外の土地で誰に帰属するのか確定されていないところも市内には様々ある。個人がその土地の上に建物などを建て、上空を使っているという場合は占用料に該当するのかとの質疑がありました。都市整備課からは、昔からそうなっているところはあるのかもしれないが、改めて許可申請を出されたとしても建物の使用だとすると許可はできないと考えたとの説明がありました。

ほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第127号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号最上圏域下水道共同管理

協議会規約の変更については、上下水道課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、集落排水の終末処理場についてはこの事業の対象になっているかとの質疑がありました。上下水道課からは、対象になっていないとの説明がありました。

また、委員から、共同事業の中に汚泥監視とあるが、汚泥処理について実際はどうなっているのか、バイオソリッドエネルギーが休業状態なので、それが終末処理で大変苦勞していると思うが、どうかとの質疑があり、上下水道課からは、バイオソリッドエネルギーは平成30年4月10日に操業を停止している。現在も動きがないため、7町村が独自に処分先に依頼して処分を行っているとの説明がありました。

ほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第128号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第4号新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う米価対策等に関する請願については、請願の紹介議員と説明員として農林課の職員の出席を求め、紹介議員からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、純粋にコロナだけの需要減がどれくらいあるのか、農林課で調べていけば教えてほしいとの確認があり、農林課からは、農林水産省では約5万トンと試算されているようである。その要因としては、インバウンドの落ち込み、中食、外食の落ち込みによるものであるとの説明がありました。

そのほか、市内2つの農協の米の概算払いの価格の比較についてや市の生産調整の達成割合についての確認がありました。

委員からは、作付が最も大きい山形県産はえぬきで1,000円以上下がっている事実はあるが、収量が今年も取れたため、直接経営放棄するまでには至っていない。また、再生協議会のメン

バーには地元の農家も入っており、農家の意向を踏まえた生産計画が達成されている。農水省でも水田フル活用ビジョンという大きな政策を掲げ、米以外のものを作付した場合でも減反の交付金で補助している。今年度に関してはコロナという大きな問題で一時生産調整を強化しなければならぬ状態かもしれないが、そこは農家の自助努力でクリアすべきものである。また、ミニマムアクセスは国家間の約束事であり、国内の法律だけでは対応できないと思うといった意見が出されました。

採決した結果、請願第4号については賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひします。

下山准一議長 ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第122号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第123号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第123号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第124号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第124号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第125号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第125号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第125号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第126号新庄市道路占用料徴収条例の一
部を改正する条例については、委員長報告のと
おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第126号は委員長報告のとおり可決されま
した。

次に、議案第127号新庄市法定外公共物管理
条例の一部を改正する条例について質疑ありま
せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第127号新庄市法定外公共物管理条例の
一部を改正する条例については、委員長報告の
とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第127号は委員長報告のとおり可決されま
した。

次に、議案第128号最上圏域下水道共同管理
協議会規約の変更について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第128号最上圏域下水道共同管理協議会
規約の変更については、委員長報告のとおり決
することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第128号は委員長報告のとおり可決されま
した。

次に、請願第4号新型コロナウイルス感染症
拡大の影響に伴う米価対策等に関する請願につ
いて質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 委員長報告によります
と、貿易品目だから、この決まったことは、下
げるというか、輸入枠の大幅削減はできないん
だという委員のお話があったようですが、請願
には、同じ貿易品目なんですけど、脱脂粉乳やパ
ターが大幅輸入枠の削減を行うとしています。
ここは読まれたのでしょうか。ここについてそ
の委員は何とおっしゃっていたのでしょうか。

それから、2つ目ですが、請願の内容によれ
ば、ミニマムアクセス米は国内の米消費量の
8%が上限と決められております。現在の米消
費が農林課の課長によりますと5万トンも農林

水産省の試算では減っていると言われました。そうしますと米消費量が大幅に減っているということで、その8%相当というのは現在のミニマムアクセス米77万トンではなく57万トンになると請願では述べております。

そういう意味では、本当はミニマムアクセス米の消費量8%相当分ということでは輸入量を20万トンぐらい現在減らさなければならない米消費減になっている現在であります。そういう意味ではWTOに対して是正を進めて輸入を減らすということは当然のことではないかと思われませんが、その点についてどのようにお話しになったのでしょうか。

今田浩徳産業厚生常任委員長 議長、今田浩徳。

下山准一議長 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

今田浩徳産業厚生常任委員長 ただいまの質問2点につきましてお答えしますが、常任委員会の協議の中でそのような話合い、意見は出ませんでした。当然佐藤議員も傍聴しておられましたので、その点での話がなかったことは御理解できているものだと思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 常任委員会としてそれは無責任だと思います。請願に書かれてある内容を確認、その方向で正しいのかということで、正しいのであればその方向で進めるべきところを確認もせず、話合いもせず不採択とするという内容では、私は常任委員として責任を放棄するものだと思います。常任委員として、この請願、市民の切実な願いに立った請願をよく読みもせず、理解もせず、確認もせず審議を行ったという点で、この常任委員会として審議不足と言っても過言ではないと思いますが、どうでしょうか。

また、農家の声を聞いたのかということです。農家の声を聞いたところどうだったという答えは、たった1人でした。しかも、はえぬきで

1,000円以上、下がったと言っていました、農林課長が農協に聞いたら、はえぬきは1つの農協は1,600円下がった、もう一つの農協は1俵当たり1,900円下がったと言っているわけです。これは1,900円も下がったら農家として大規模であればあるほど大変なことです。

また、はえぬきというのはV20と言われて、食味のすばらしくおいしい米だということで奨励され、20年ぐらい、何年か分かりませんが、ずっと推奨されてきたすばらしいおいしい米なんです。それを山形県として応援し、市としてもそれを作ろうということで頑張ってきたにもかかわらず、それが一番多く作られていると思いますが、それが1俵1,900円も下がっているんです。こういうことでは農家としては本当に続けていくのが苦しい、大きければ大きいほど苦しい。そういう市の現状ではないのでしょうか。そういった農家の声は聞いたのでしょうか。

今田浩徳産業厚生常任委員長 議長、今田浩徳。

下山准一議長 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

今田浩徳産業厚生常任委員長 協議の中での話は、農林課の説明によるものであります。直接農家から声を聞いたということは当常任委員会では行っておりません。

先ほどの報告にもありましたが、米ばかりではなく、水田フル活用ビジョンという大きな政策の中で作付というところで交付金も頂いているので、全体の中での対応ということでの話で常任委員会の中ではできております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまフル活用ビジョンで、水田フル活用で交付金も頂いているんだというお話でありましたが、農家にお聞きしますと、この交付金、簡単に言えば米を作らないでというか、主食米を作らないでほかのものにということでの補助金が交付金ということを出しているということですが、これをやったとし

でも主食米を作ったぐらいの収入になるのかお聞きしました。ならないと農家は言っています。そういう意味で、一番やはり収入になるのが主食米なんです、それがこんなに下がっていることで、新庄市の農家の経営は大変苦しい状況になるということは目に見えるわけです。

その立場に立って農家の声を聞いて、もう一度聞き直して、常任委員会としてやり直しすべきだと思います。それが責任だと思います。やり直しすべきだと思いますが、どうですか。

今田浩徳産業厚生常任委員長 議長、今田浩徳。

下山准一議長 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

今田浩徳産業厚生常任委員長 今回の協議ではそういうところまで入っておりませんし、我々はしっかり審議したと思っております。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第4号新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う米価対策等に関する請願について、委員長報告は不採択であります、請願第4号については原案のとおり採択することに賛成の

諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

下山准一議長 ボタン押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成3票、反対12票、棄権1票、賛成少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第17議案第108号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第9号)

下山准一議長 日程第17議案第108号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第9号)を議題いたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 11ページの2款1の3でふるさと納税のことですが、事業費の報償金3億6,300万円の増加ということですが、内容はどうなのか、また次のページのふるさと納税業務委託料1億7,462万4,000円というこれが増えています、どこに委託なのかお願いします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 それでは、ただいまの御質問でふるさと納税の報償費ですけれども、こちらにつきましてはふるさと納税の寄附を頂いた方の返礼品という形になります。既に前にいろいろ話題になったと思いますけれども、返礼品30%以内という形のお礼品の分になります。

委託料に関しては、お礼品の発送等の代行業務ということで、サイトを使わせていただいております、「さとふる」とか「ふるさとチョイス」とかそういった、ふるさと納税を申し込むサイトへの委託料という形になります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 報償費についてなんですが、報償費が一番多くが米と聞いております。その米を玄米から精米にしてやることになると思いますが、その精米したときにぬかが出ると思いますが、そのぬかの使い道はどうなっているのでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 存じ上げません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 実は市内のある方から、一部の方に、米を玄米から精米するというところで、限られている、1人だけ業者が限られておられて、そこにぬかがたまると。そのぬかも実は油になったり様々使い勝手がすばらしい、いいものなんです、実は。その物が結局その業者の簡単に言えば利益になってしまうのかという疑念があるという声がありました。そういう意味では、そうならないように本当は市内業者に分けて仕事をしていただくべきかなと思ったんですが、どう思いますか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 ふるさと納税の返礼品を

提供する事業者の考え方によると思います。

下山准一議長 ほかにありませんか。

1 4 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

1 4 番（石川正志議員） 私から補正に関してはおむね2点質問させてください。

補正予算書16ページと17ページになりますが、16ページの保健衛生費2の予防費、インフルエンザ予防接種への補助というところで、新聞報道等によりまして、11月かと思いますが、県が高齢者に対する支援を打ち出して大体1人1,000円ぐらいかなと。財源の内訳を拝見しますと市も単独で300万円近く出しているということで、今回対象者、妊婦まで加えていただいたので、非常にタイムリーな補正ではないかなと推察しますが、これで県のお金を1,000円プラスして、市の財源300ちょっと使っていますが、それで補助額はお1人当たりどれぐらいになったのか。

例年、概数で申し上げますと大体4割ぐらい、40何%ぐらいの接種率だと思うんですが、今年度に関しては現在のところどのような状態にあるのか、把握していらっしゃればお伺いいたします。

次、17ページの農業費、農業振興費の中で、ねぎサミットはコロナによる影響で見送られたというのはこれまで伺っておりますが、その下の部分ですが、土地利用型と園芸部分の補助金減額されておりますが、この内容、これもコロナによる影響なのかどうかお伺いいたします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 インフルエンザの予防接種費の助成でございますが、議員からお話ありましたとおり、これまでは65歳以上の高齢者、60歳以上で障害をお持ちの方について1,500円ほど市では助成を行ってきたところでございます。

お話ありましたとおり、県でこのたびインフ

ルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えるために、高齢者と妊婦に一律1,000円の補助を行うという形になったところでございます。

さらに、新庄市としましても増額助成したという形になっておりまして、現在、補助額については高齢者の方については2,800円となっております。従前は1,500円でしたので、県が1,000円、市の増額補助が300円という形でございます。妊婦につきましても、これまで市として助成は行っておりませんでした。このたび妊婦1人当たりについて2,800円ほど助成するという形でございます。内訳については、県の補助が1,000円、市の単独補助が1,800円という形でございます。

インフルエンザの現在の接種率ですが、11月末段階で5,997人の方が接種しております。接種率に直しますと53.3%という形になっております。昨年の同時期で接種した方が4,083人ので、昨年度と比べますと1.5倍ほどになっております。令和元年度の全体の接種率が47.1%という形でしたので、現段階ではやはり助成額を増額したことや、皆さん感染予防のために接種をする方が増えておりますので、おのずと接種率が上がったという形で捉えているところでございます。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 それでは、まず産地パワーアップ事業補助金、土地利用型作物についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、新体制での作業受託、組合組織の立ち上げということで頑張っていたいておりましたけれども、県と協議をした結果、事業内容の精査が必要になってきたということで、令和3年度に改めて申請をさせていただくということで、今年度の予算措置をするつもりでございます。

また、園芸大国やまがた産地育成支援事業補

助金につきましては、1つの法人、また1つの組合ということで、いずれも園芸作物品目の鉢花、タラノメ、リンドウを生産してる方々でございます。その方々につきましては、コロナ禍におきまして設備投資に不安があるため取り下げたものでございます。次年度以降に状況を鑑みまして改めて対応したいと考えておるところでございます。以上です。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 分かりました。予防接種に関してですが、ピーク、多分1月、これから1月ぐらいかたと推察、現在で50%を超えるということで、前年比1.5倍ということでもありますので、市報等での周知は既に済んでいるものと思っておりますが、できるだけ100%に近づける方策を立てていただきたい。

若干疑問です。インフルエンザの予防接種自体は10月ぐらいいから受けていらっしゃる方もいらっしゃる。そうすると県のプラス1,000円の決定前に既に予防接種をされている方がいらっしゃると思いますが、その方への補助の出し方はどのように考えていらっしゃるのか。

農林のほうですが、いずれにしろコロナで組織を見送った都合上、補助関係は令和3年度に移行するんだということですね。

ねぎサミットの話はしませんけれども、いずれにしろ主食用米を栽培するよりもはるかに高収益な品目なんですね。米以外もうからないという方もいらっしゃる一方で、園芸振興、ネギなんか特に産地化もされ、農協単位の出荷あるいは法人での出荷があるように、我が地域の主戦力、よろしければ来年以降、補助は分かりました、ねぎサミットに代替するような、そういった全国レベルの集まり、予定はあるのかないのかお伺いいたします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 ただいま議員からお話ありましたとおり、インフルエンザの予防接種については10月1日から開始しておるところです。

県の補助につきましては、その後10月10日過ぎだったかと思えますけれども、決まったという形になっておまして、既に予防接種を終えた方がおられます。その方につきましては、我々の助成措置は10月1日から遡及して行うという形でやっておりますので、既に終わっている方については遡って償還払いということで立て替えていただきました。2,800円から1,500円の差額となります1,300円についてはお返しするといいますか、そのような形で考えているところなんです。

人数的には、既に時期が終わっておりますので、高齢者の方で県の決定前に受けた方が955人という形になっております。

予算書の16ページの予防接種事業費の一番下に補正予算を計上させていただいておりますが、インフルエンザ予防接種費用支援事業費補助金117万円ということで計上しておりますが、こちらで既に終えた方については償還払いしたいという形で考えているところがございます。

妊婦につきましては、全てが県の決定後に接種しているという形ですので、償還払いの対象となる方はおらないという形になっております。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 全国ねぎサミットでございますけれども、コロナ禍におきまして、関係機関、団体の皆様方の御理解、御協力をいただきながら進めてまいりましたけれども、実行委員会の立ち上げ、また総会の開催もできない状況にあり、移動自粛の中、全国的なイベントでありましたことから、関係者の方には令和3年の秋に開催を延期させていただくことで承認をいただいているところでございます。コロナ禍における令和3年度のねぎサミット開催の在り方につ

きまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、それ以外の全国的なイベントは今のところ考えているところではございません。

以上です。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 農林のほうは理解しました。

健康課、それ以前、10月ぐらいで受診された方には還付するという答弁をいただきましたが、まだまだこれからです。多分まだもらっていないという方の声もあるので、もう一回、その通知の仕方、それからどのような形で還付していくのかというところをもう一回答弁いただければと思います。

それから、このたび県と市の単独合わせてお1人2,800円というところの補助でございます。大体医療機関によって違うかと思いますが、インフルエンザ1回接種すると3,500円ぐらい、4,000円ぐらいかかるんじゃないかなど。従来どおりの1,500円は、補助がないよりはいいですけれども、補助率が4,000円とすれば50%を切ってしまうている。あとは一概に他市と比較すべきじゃないと思うんですが、13市中、新庄市のこれまでの補助金1,500円、ちょっと安いほうじゃないかなと考えております。

このたびはコロナに対応した部分で県の1人1,000円というのが非常に大きいボリュームを占めるんですけれども、コロナが終息すればこの補助は効力を失ってしまうので、従来の高齢者であれば1人1,500円に戻ると推測されますが、今後これからもある程度高齢者や妊婦にはもう少し温かい支援をしてはいかかと思うのですが、そのような話は市長部局の間でされているのかどうかお伺いいたします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 まず償還払いの部分での返金
手続ということですが、私どもからまず
該当なる方について申請書を送付しまして、そ
ちらの申請書に記入していただきまして、口座
番号等記入していただきまして、返送してい
ただいたものについて決定通知書と返金手続を行
うという形を今考えておるところです。中にま
だなっていない方がおられるということであれば、
もう一度確認させていただければと思っておる
ところ です。

先ほど対象者について「995人」ということ
で申し上げましたが、数字が間違っておりました。
大変申し訳ございませんでした。「905人」
でありました。

次に、新庄市、今回助成額については2,800
円ほど行ったということで、これまでは高齢者
のみ1,500円の補助ということでございました。
今回の同時流行に備えた13市の状況については、
確認しているところでは2,500円の市が1市、
2,700円の市が1市、3,000円の市が2市、全額
助成しているところが4市という形となっております。
先ほど議員からお話ありましたとおおり、
接種料金については医療機関によって違います
ので、おおむね3,000円から4,000円の間なの
かなという形で捉えております。全額助成してい
る市におきましては3,800円ほど助成している、
その市の接種料金がそのような形だということ
で理解しているところでございます。

従前の1,500円の助成が13市の中でどのよ
うな位置にあるかということなんです、13市の
平均としては1,761円という形になっておりま
す。新庄市の1,500円につきましては13市中13
番目という形でございます。

今回の2,800円の助成措置につきましては、
議員からお話ありましたとおおり、県におきま
してはあくまでもインフルエンザと新型コロナウイルス
の同時流行に備えた措置という形になって
おりますので、今年限りの単年度の措置とい

う形で、市も県に準拠して同じような対応とい
うことで考えているところなんです、今申し
上げましたとおおり、元の1,500円という助成に
ついては13市中低いほうだということもありま
して、今後、新年度の予算の中で増額を検討し
ていきたいと考えておるところでございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 関連したものなんです
けれども、2点ほど質問させていただきます。

まず9ページ、18款1項2目ふるさと納税寄
附金について、次に12ページ、2款1項7目ま
ちづくり応援基金について質問させていただきます。

まず、ふるさと納税寄附金についてなんです
けれども、寄附の用途を6つの事業から選べる
という形になっておるんですが、それぞれの寄
附の内容の数値をお聞かせいただければと思いま
す。

まちづくり応援基金なんですけれども、基金
に対して一般会計で全て使用のものなのか、も
しそうであれば今年度基金を取り崩す予定とか
はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 それではまず初めに、ふ
るさと納税の寄附の用途分類という形で6つあ
るんですけれども、その11月末現在の状況
を御説明いたします。

まず、この補正予算をつくる段階で10月ぐら
いからいろいろ検討したんですが、11月に入り
まして週末を中心に1日に寄附額が1,000万円
を超える日が少し出てきたということと、11月
15日には寄附日額で1,672万円という形で今年
度最高額を記録しているような状況でございま
す。11月末では寄附件数9万275件というこ
とで、総額9億4,800万円ほどになっていると。

その中で、6つの寄附者の意向を調べてみますと、産業の振興に関する事業として4.13%、医療や福祉の充実に関する事業に11.76%、教育、文化、スポーツの振興に関する事業に4.95%、社会生活基盤の充実に関する事業が1.13%、環境の保全に関する事業が3.07%、地域づくりに関する事業ということで1.15%なのですが、指定をしてこない寄附者がたくさんおられまして、全体の73.62%ということで、指定をしていただいている方が大変多いです。

今年におきましては、7月の豪雨災害によりまして、返礼品のない災害寄附というのもサイトで開いていただきまして、こちらが0.18%という形で、全体の9万275件のうちそのような件数の割合で頂いているという形になります。

なお、基金の取崩しにつきまして、繰入金ですけれども、まず今年度当初では1億円という形でさせていただいておりますので、後ほど追加補正にもまた繰入れを計上させていただいておりますので、今年度は当初予算の1億円、あと追加補正での繰入れという形でこちらの基金を使いたいと考えております。

今年度の寄附につきましてはまだ確定しておりませんので、今後年度末までに確定した段階で検討していくことになるかなと思っております。以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 医療や福祉の充実に関するものが11.76%と多いようなのですが、さらにこの6項目を細分化するようなことができるのか、可能なのか、また項目を増やすことが簡単にできるものかどうか、まず聞きたいのと、先ほどのまちづくり応援基金に対しまして9億円という金額があるんですけれども、今年度終了してからという話なんです、今現状の金額を取り崩して今年度中に何かしら考えているのかどうかというものを再度、分かりづ

らいかな、今現状、入ってきている金額の確定しているものに対して基金を取り崩して今年度中に使うもの、それが可能なのか、もし可能であればそういう予定はあるのかどうかということとを再度お伺いしたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 まず先ほど申し上げましたように、これから御審議いただく追加のほうに基金の繰入金を入れさせていただいております。こちらにつきましては、令和2年3月31日で確定した部分から繰り入れているということで、今現在、現金は入っているんですけれども、予算としてその基金の部分を入れておりますけれども、それらを確定させてからということで、今年度の寄附の部分についてはなく、今積み立てているものからの活用は今後も検討しているというところでございます。

もう1点、まちづくり応援寄附金の充当なんですけれども、毎年市報でお知らせしているんですけれども、こちらにつきましては条例という形で定めておりますので、条例改正になるのかなと、もしするとすればなるわけです。

ただ、細分化につきましては、あまり細分化するとそこに特定し過ぎたり、なかった場合とか汎用性の部分、また市でいろいろなことをやりたい、市民からの要望があったときに、大きな分類でやっていたほうが我々としてはいいのかなという感じしております。細分化というより、今申しあげましたような、ある程度の大きな産業とか医療とか分類して、その中で政策としてやっていくものに使っていったほうがいいのかなということを実際には考えているところでございます。やるとすれば条例改正なんですけれども、私どもとしては大きな分類でやったほうがいいのかなと思っております。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 分かりました。

先ほど最初の質問で、73.62%の方が内容を使い道に対しては選んでいないということで、これは自由にこちらで新庄市としての考えで使えるような金額として受け止めてよろしいでしょうか。それと、今までこういう使途、用途を指定しなかった金額はどのような形で現在まで使われていたのか、ある程度でいいですので、教えていただければと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 先ほど申し上げましたように、寄附者の意向もありますので、それを酌みながら、指定なしという方、ふるさと納税で寄附をしますので市で使ってくださいという趣旨だと思いますので、様々な事業をやる上での財源として、この6つの部分に関わらない部分もありますけれども、その6つの部分、産業、医療、それらに振り分けながら、必要だと思う市の事業にありがたく使わせていただいていると。このルール、指定されていないものに対してどの比率とかというルールはないんですけれども、そうした6つのジャンルの部分でありがたく、寄附者の方ほどのジャンルでもいいですよという意向だと思いますので、使わせていただいているという形でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 9ページ、歳入18款寄附金1項2目ふるさと納税寄附金12億1,000万円、併せて11ページ、歳出2款総務費1項7目企画費、ふるさと納税事業費12億1,000万円についてお尋ねします。既にお二方が質問していますので、重複しないようにしてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、制度スタートしたときには、たしか私の記憶では3,000万円台だったと思うん

ですが、それが10億円を超えてこの金額まで達したということについては評価したいと思いません。そのためには、新庄市の魅力を映している一つの鏡だと思うので、今後の決算の結果を見て、今後どうしていくかということも考えていきたいと思えます。

まず1点目は、先ほど9万8,000という数字が出たんですけれども、これは件数でしょうか、それとも納税者の人数でしょうか。

それから、先ほど聞いた返礼品、米しか挙がっていませんでしたが、返礼品のトップ3について、トップ3ぐらい分かっていたら教えていただきたい。とりわけ米については何トンでしょうか。

それから、先ほど12億1,000万円は年度途中の経過だということですが、そうすると最初の数字ではないわけでありますので、今後その12億1,000万円まで満額になれば一番いいわけです。まずはその点についてお尋ねします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 それでは、まず1点目の先ほど私が11月末での寄附件数9万275件と言った分は件数でございます、人数では把握しておりません。重複している方もいらっしゃるかと思います。

もう1点、返礼品のトップ3ということで、こちらは12月1日現在で把握したものがございまして、1位がやはりお米で90.26%、2位が牛肉で5.24%、3位は工業団地の企業がお作りしている革製品が1.01%という形で、こちらがトップ3という形になろうかと思います。

最後の部分で、今回の補正で12億1,000万円ということで、最終的にどのように見込まれるかということでもよろしいでしょうか。

先ほど八鍬議員から12億1,000万円の補正で最終的に決算の見込みとしてということですが、最大限、報償費や通信費がないように

ということでマックスで予算を計算させていた
だいているところですが、ふるさと納税
につきましては当初予算で2億円でしたけれど
も、これまで5月、6月と補正で7億円させて
いただきまして、現在9億円という予算になっ
ております。今回の補正におきまして合計21億
1,000万円という形で見込ませていただいでい
るところでございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 自主財源の少ない本市
にとってはこの12億円を超える金額というのは
相当大きいです。新庄市の市税収入は、自主財
源の市税収入は45億円ちょっとしかありません
から、そこから割り返しますと市税収入の
26.7%に相当する大きな自主財源にある意味で
はなってくるのではないかと、そういう観点でお
尋ねしているわけです。

それで、米が9割ということですが、もし分
かっていましたら重さとか、例えば市民に言っ
ていくときに、新庄市の米というのは評判いい
よと、俵数に直せば5,000俵がふるさと納税で
新庄市が求められているんだよと。いわゆる返
礼品の割高感とかそういうこともありますけれ
ども、やはりトップが米というのはきちっと見
直したほうがいいのではないかなと思うので、
もし分かっていたら、数量、お願いします。
割り返せばいいのかな。

下山准一議長 暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 八鍬議員から最初にトン
数と言われていたのをお答えしなくて申し訳ご

ざいませんでした。

正式な数値がないので、申し訳ございません
が、調べておきたいと思います。申し訳ござい
ません。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） ぜひそういう結果を市
民に分かりやすいようにしていただきたいと思
いますし、今後の課題についてもいろいろあり
ますけれども、制度と基金の活用については別
の機会に譲りたいと思います。ありがとうございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 私からは3点ほど質問
させていただきます。

14ページの3款民生費1項4目になりますか、
障害者自立支援費ということで、この内容につ
いてお聞きしたいです。

次は15ページの3款民生費2項児童福祉費2
目ですね、児童母子措置費ということで、この
内容についても、金額はお聞きしているんです
けれども、どのぐらいの事業規模というか、内
容についてももう少し詳しく教えていただきたい
です。

最後になります。19ページの7款商工費1項
商工費5目の新型コロナウイルス対策費という
ことで18節であります。市内業者のというこ
とで事業費、ここについての詳しい内容をもう一
度お聞かせください。お願いします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山
左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 最初に
私から、障害者自立支援給付事業費の介護給付
費・訓練等給付費等の内訳について御説明いた

します。

この給付費等なんですけれども、当初予算では、今年度の予算、昨年度と同額で当初予算を置いたところなんですけれども、そのときは明らかな伸びというものがなかったものですからそういった形になってしまったんですけれども、今年度上半期経過してみますとやはりここ何年かの傾向のとおり伸びてきておるといことでの補正でございます。

この事業にたくさんメニューあるんですけれども、その中で一番伸びが著しいのが就労継続支援B型に係る給付費でございます、こちらが昨年度上半期の比較で17%ほど金額で伸びているところでございます。そのほかには生活介護と施設入所支援ということで、こちらは入所されている方への給付費なんですけれども、こちらも人数、金額ともに伸びているところでございます。以上です。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 児童母子措置費についてでございます。こちらにつきましては、今回、ひとり親世帯応援金給付費といった金額のをせさせていただきます。こちらにつきましては、緊急経済対策の第4弾で実施しました国の事業によりましてひとり親世帯臨時特別給付金支給事業というのがございましたけれども、これにつきまして県が独自で応援金を給付するといったようなものでございます。こちらにつきましては県が新たに1世帯につき3万円といったような予算を計上しております。

見込みとしましては、11月末現在で新庄市におきまして102人が申請しているところです。今後、少し見込みとして、まだ1月31日を締切りとしていますので、その後2月に給付する予

定ですけれども、予算としましては130人を見込んでおるところでございます。以上です。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 補正予算書19ページの7款商工費5目の新型コロナウイルス対策費の市内事業者売上減少対策事業費についての御質問をいただきました。

こちらにつきましては、下段の飲食店等応援給付金については精算による減額になります。当初予定しておったよりも少なかったということ減額させていただいています。

また、事業者持続化給付金につきましては、国の制度の給付を受けた方に対し10%上乘せする制度でございます、こちらにつきましては想定よりもはるかに多くの方が申請されておまして、一般質問でも1,100件を超えるということでお答えしておりますけれども、それをまた再度上回るような状況にございますものですから、補正をさせていただいて増額をするということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

8番(庄司里香議員) 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8番(庄司里香議員) 丁寧な答弁ありがとうございます。

一番最初の自立支援の件なんですけれども、B型作業所とかそういうところの事業にということで、やはり障害者の方も仕事を探しているとか、やりがいとかそういうことを見つけないということで、いろいろな方がそういうふう活動されるということの金額になっているということで、よかったなと思っております。今後ともその部分についてはぜひとも自立を促して、やりがいとかを見つけてあげられるように、ぜひともお願いいたします。

2点目の追加措置のひとり親政策の件なんですけれども、2月給付とされているんですけれど

も、なるべく早い感じで本当は給付していただけたらなという気持ちでお聞きいたしました。ぜひとも早めにとということでもよろしくお願ひいたします。

3点目の商工観光課の新型コロナウイルスの対策費なんですけれども、一部では飲食店の給付事業が一番最初の市のものと違って給付が遅いということ随分私自身いろいろ聞いているんですけれども、そちらの課ではそのような問合せとかそういうことについてございますでしょうか。よろしくお願ひします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 コロナ対策の給付金につきましては、国・県、市ということで様々などころから出されているわけなんですけれども、その申請の事務に関わるスピード感といいますか、なるべく早くに給付したいという思いから市が単独で行った部分もございます。

また、国の制度と県の制度についても、いろいろな形で支援を行ったり問合せを受けたりしている部分もございます。直接こちらでできる部分とできない部分がございますが、まだ申請が締切りになってない部分もございますので、そういったことについては周知しながら進めているというようなところでございます。

また、市のかさ上げと給付につきましては、おおむね終わる時期も見えてきておりますので、また締切時期が今後まだ残っている事業につきましては事業者にも再度周知をしているところでございますので、そちらを御理解いただければと思っております。よろしくお願ひします。

8番(庄司里香議員) 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香さん。

8番(庄司里香議員) やはり市の事業と違って国や県の事業はスケールが違うから、なかなかお金もすぐに来ないという現状なんだと思ってお聞きしておりましたけれども、今後とも窓

口で質問とか意見とかそういうことがあると思いますし、そろそろ締切りも随時来ていると思いますので、その点についても再度窓口対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

3番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3番(叶内恵子議員) 歳入、9ページの16款県支出金2項3目のインフルエンザ予防接種支援事業補助金と関連しまして、歳出につきましては16ページ、4款1項2目予防費の予防接種事業費について伺います。

先ほど質問がありまして、この事業というのがまずは県の事業だということです。今回、冬の新型コロナウイルスと季節性のインフルエンザの同時流行に備えて、県としては、定期接種の対象者である高齢者と任意接種の対象である妊婦の方を対象にして助成金を支給するという事業であるという理解をいたしました。

新庄市においては、先ほども課長が答弁していらっしゃるんですが、県の通知に従って、県の事業内容に従って定期接種対象者と任意接種対象者について助成事業を行っているということですが、今回のコロナウイルスが蔓延している中で、まずは昨年のインフルエンザの接種状況、県内35市町村の全てにおいてどのように実施しているのかということを確認してみますと、まずは定期接種に関してはもちろんですが、先ほどもあったように、35市町村全てにおいて自治体の市町村の助成額が、一部助成する額が全くそれぞれ違うわけではあるんですが、今度は任意接種の対象者である部分についてまた状況を見ますと、インフルエンザワクチンを小児に対して予防接種を行っている自治体、昨年の段階ですと新庄市を含めて5市2町で助成を行っていない状況でありました。しかし、国の通知を基に今年度、今年というのは、今年

限り、今年度限りというただし書がある状態ではありますが、新庄市を含めて2市以外は全てその定期接種対象者のほかに国で呼びかけた小児を含む優先的な接種対象者に対してインフルエンザ予防接種費用の一部について助成を行っています。

新庄市において、県の通知、県の事業内容に従ったということではありますが、国の通知に基づくと季節性のインフルエンザワクチンの供給量を今年最大限に、最大量にした、準備したというそういった趣旨も考えますと、新庄市として今年に限ってでもいいので従来の接種対象及び県が示した任意接種の対象者の範囲を広げて事業を行うべきではないのかなと思ったところでした。

それで、接種対象者に対して、県の事業の範囲のみにとどめたという理由について伺いたいと思います。

下山准一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

代表監査委員大場隆司君より欠席届が出ておりますので、よろしく願いいたします。

なお、奥山省三議員より少し遅れるとの連絡がありました。

ここで総合政策課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 先ほどの八楯議員から御質問いただきました現在のお米の提供トン数ということでしたけれども、11月末時点でのお米の寄附金から割り返した、積み上げというよりは割り返した試算値ということで参考にさせて

もらいますけれども、約855トンほど出ているということでございます。

下山准一議長 それでは、先ほどの叶内恵子さんの質問にお答えをいただきたいと思えます。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 叶内議員の御質問にお答えする前に、恐縮ではありますが、午前中、石川議員より御質問ありましたインフルエンザの予防接種の件で、県の助成決定前に予防接種された方への返金手続の件でございますが、このたびの補正予算を御審議いただきまして、可決後に該当者905名の方に申請書をお送りしまして手続を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、叶内議員の御質問にお答えいたします。

議員からお話ありました国の通知では、高齢者、妊婦、小児への接種を推奨しているということ、県内でも8市におきまして高齢者、妊婦以外の方について予防接種の対象を拡大しているということについては、私も存じ上げておるところでございます。

その部分を踏まえまして、県におきましては、お話ありましたとおり、罹患すると重症化しやすい65歳以上の高齢者と重症化リスクのある妊婦について、県がワクチンの逼迫を防止する観点から助成対象者の優先度を考え決定したと伺っておりますので、市としましてもそういった観点から県に準拠、対象については県に準拠していきたいと考えているところでございます。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 課長が今おっしゃった8市というのは通常の状態の、今回のコロナウイルスに係るものではなく、通常の前年度までの8市という理解でよろしいでしょうか。なので、5市が任意接種対象者に対して助成は一部

でも行っていないという答弁と理解させていただいて、今年度に関しては2市ですね、任意対象者に対して助成を行っていない自治体に新庄市ともう1市ということによろしいでしょうか。

それで、県の優先順位ということで、それに従ったということなのですが、34市それぞれ国が示すとおり地域の実情に応じて接種の対象者に対して助成を行っておりました。早いところであれば10月、早いところだと9月下旬からインターネットにアップされておりました。遅いところであれば12月9日というところが最終にアップされていたかなと思うんですが。

地域の実情に合わせるという場合に、それぞれの自治体、医療関係者というか、医療に対して専門的な知識を持っている方はやはり少ないと思います。現場の状況も分かっている方ではないかと思うんですが、その際、多くの自治体が地域の実情に合わせるために地域の医師会であったり意見を聞いているように伺っております。

新庄市においてこの決定する場合、地域の実情に合わせるということ考えた場合、どのような行動というか、どのようなことをされて、そして県の事業内容に従うにしても、地域の実情を把握して枠を広げたということ考えた場合、地域の実情を確認するためにどのようなことを行ったのか伺います。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 このたびの助成額の決定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県の内容に準拠したという形でございます。その後、地元医師会に今年度についてはこういった形で行っていきたいということで御連絡、御通知したところでありますが、その際について特に1,500円から2,800円になったということについては特には御意見をいただかなかったところでございます。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 例えばもう1市、小児であったり基礎疾患のある方に対してインフルエンザワクチンの接種を決めなかったという自治体にしても明確なその理由がありました。

そうすると新庄市としては市民の命を、どうなんでしょうかね、厳しい言葉で言うと、インフルエンザワクチンによって守るのではなくて、もしかしたら選別をするということにつながるのではないかと思うところがあります。

今回なぜインフルエンザのワクチンを国が増やしたのか、増量したのか、最大限増やした、それは医療現場、医療提供の逼迫を懸念したというところが大きかったのではないかと思います。新型コロナウイルスを発症した場合でもインフルエンザが発症した場合でも発熱症状が現れる、この発熱症状を鑑別するということが、どちらによるのかというのが難しいために、インフルエンザワクチンの予防接種を奨励したということが背景にあると思います。

日本感染症学会においても、提言によって、接種が強く推奨される方々で希望する場合に接種の機会を逸することないように接種の時期について呼びかけを行ってこれという通知が出されているかと思います。

これに基づくならば、任意接種の対象者について、県の事業は妊婦ということであるんですが、これを市民に対して命を守っていくということを前提にした場合に、一部その金額の多寡だけではなくて、助成事業を行うということで誘導していくということにつながっていったのではないかなと思います。

今後の課題であるのではないかなと思うんですが、最上管内の7町村全て、全町民に対してワクチンの接種に一部助成を行って実行している、また県内の市町村においても同じような形で進めているということを見ると新庄市としても

もう一步踏み込んで助成の範囲を広げるべきではなかったのかなと思うんですが、市としてどのように考えるのか再度伺います。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 65歳以上の高齢者の予防接種については、議員のおっしゃるとおり法定の定期接種の対象となっておるところでございます。それ以外の方については国では法定の定期接種に含まれていないという形で捉えている形となっております。当然小児の方のインフルエンザの予防接種も議員からお話ありましており任意接種の対象者となっております。

市としましては、まずは法定接種、国でリスクが高いとされる方については必ずしなければならないということで、これまでも、コロナ発生前も同じような形で助成を行ってきたところなんです。それ以外の任意接種の部分ですが、いろいろな考え方があろうかとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、県でも助成対象者の優先度を考えて決定したという形ございましたので、新庄市としてもそのとおりだという形で捉えましたので準拠したという形でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第108号令和2年度新庄市一般会計補正

予算(第9号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第109号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

下山准一議長 日程第18議案第109号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第109号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

**日程第19議案第110号令和2
年度新庄市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）**

下山准一議長 日程第19議案第110号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第110号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

**日程第20議案第111号令和2
年度新庄市後期高齢者医療事業特
別会計補正予算（第2号）**

下山准一議長 日程第20議案第111号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第111号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

**日程第21議案第112号令和2
年度新庄市下水道事業会計補正予
算（第2号）**

下山准一議長 日程第21議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第112号令和2年度新庄市下水道事業会
計補正予算(第2号)は、原案のとおり決する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第112号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後1時24分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

午後1時27分 休憩

午後1時29分 開議

下山准一議長 追加案件が出ておりますので、こ
こで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委
員会における協議の経過と結果について報告い
たします。

本日午後1時18分から、議会運営委員6名出
席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議
会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を
開催し、本日の本会議における議事日程の追加
について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第129号令和2年度新庄市
一般会計補正予算(第10号)、決議案第1号誹
謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コ
ロナウイルス感染症の克服を目指す決議につい
て、議会案第5号最上地区県立高校再編に関す
る意見書の提出についての補正予算1件、決議
案1件、議会案1件の計3件を本日の議事日程
に追加することいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますよ
うお願い申し上げ、議会運営委員会における協
議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありまし
た補正予算1件、決議案1件、議会案1件を本
日の議事日程に追加することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、
補正予算1件、決議案1件、議会案1件を本日
の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩い
たします。

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第22議案第129号令和2 年度新庄市一般会計補正予算(第 10号)

下山准一議長 それでは追加日程に入ります。

日程第22議案第129号令和2年度新庄市一般
会計補正予算(第10号)を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第129号令和2年度新庄市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る各種対策をさらに押し進めるため、追加で提案するものであります。

補正予算書1ページ、一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ5,582万2,000円を追加し、補正後の予算総額を264億2,899万1,000円とするものであります。

内容といたしましては、6ページの歳出であります。国の補正予算関連といたしまして、3款2項2目にひとり親世帯臨時特別給付金を計上しておりますが、これにつきましては6月補正予算により支給した同様の給付金について再支給を行うもので、対象世帯に対し1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算して支給する内容となっております。

7款1項5目商工費の新型コロナウイルス対策費についてであります。初めに「やまがたGoToEatキャンペーン」登録事業者応援給付金につきましては、国で実施しておりますGoToEatキャンペーンの本市の登録事業者に対し、1事業者当たり25万円を限度に食事券の換金額の25%の金額を給付するものであります。

また、飲食店等経営状況調査業務委託料につきましては、既に本市で実施済みであります飲食店等応援給付金を受給した事業者に対しGoToEatキャンペーンの周知を図り、登録を促進することにより、先ほどの登録事業者応援給付金の利用拡大を図るとともに、現在の経営状況等を聞き取りするなどしながら今後の支援策を検討するための基礎調査を行うものであります。

財源といたしましては、ひとり親世帯臨時特

別給付金は全額国費を、商工費の新型コロナウイルス対策費についてはまちづくり応援基金を活用して実施するものであります。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の終息する気配がない中、速やかに対策を図るため追加するものでありますので、御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明がありました議案第129号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第129号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7番(山科春美議員) 6ページの歳出7款商工費1項商工費5目新型コロナウイルス対策費のところなんですけれども、雇用・経済安定対策事業費、また市内事業者売上減少対策事業費のところなんですけれども、市が単独でやる事業ということなんですけれども、具体的に広めるためにはどのようにやっていくのかということなんですけれども、市内の飲食店の方々の声だとやはり国でやっているGoToEatもとにかく換金が遅いということ、またいろいろな山形のプレミアムクーポン券もそうなんですけれども、新聞にも出ていたんですけども、換金が遅くて、入金があつていろいろな仕入れができるんですけども、それがなかなか遅くなってしまつて、「このままじゃ黒字倒産してしまう」みたいな声もあるんですけども、広めるためにはどうやってするのか、スピード感を持ってやっていくためにはどのようにするのか教えていただけるとありがたいです。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 追加予算書の6ページにあります新型コロナウイルス対策費の補正でございますが、こちらにつきましてはこれまで本市が単独でやっております事業ありますけれども、そちらの飲食店等応援給付金の受給対象者につきましては、会議所に委託をしまして、調査員を雇用します。こちらの方からこれまで行っている受給した飲食店等に直接出向いていただきまして、現在の状況把握、それからこれまでの対策の在り方とございますか、そちらも把握していただいて、なおかつG o T o E a tにつきましましてはまだまだ手を挙げていらっしゃる店舗が少ないということもお聞きしておりますので、そちらの周知も図りながら、またどうしても手続が面倒だという声も聞こえておりますので、そちらについての申請支援についても行っていく考えでございます。そちらによりまして、より多くの店舗がこの制度に乗ることによりまして、お店に仕入れている酒屋、それから食材屋にも効果が波及すると考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

下山准一議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) ありがとうございます。

申請の支援とか、また実際にいろいろ話を聞いて現場を見ていただくということはとてもいいことだと思います。ぜひスピード感を持っていただいて、よろしくお願ひいたします。

以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまのやまがたG o T o E a tキャンペーンについてなんです、つまり飲食をするように支援するということだと思います、簡単に言うと。市民というか、飲

食店を利用して飲食をするようにと、こういうことだと思います。

しかし、これを本当に使おうと思えば忘年会とか新年会とか、今までやっていたように、あるいは飲み会するとか、そういうので応援される内容になるなということだと思います。分かります。

しかし、今、新庄市にはまだですけども、飲食店での夜の飲み会に参加したかなと思われる方がPCR検査で陽性者として県内で広がっている状態です。それを進めることにならないのか、大変心配なような気がしませんか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 確かに議員おっしゃるとおり、G o T o トラベルについては国で方針変更されまして一時停止という声も聞かれております。

G o T o E a tにつきましては、大規模な飲食、それから長時間の会食をなくすと。ただ、経済を回すために、なるだけ顔見知りの方、少人数での会食を促すような施策でございますので、そうした短時間でなるべくお店を回って協力していただきたいと、経済を回していただきたいという思いでございますので、そうしたことからすれば、これまで行ってきた新生活様式の補助金でありますとか、そうした活用した飲食店を応援する意味でも有効なのではないかと考えているところでございますので、御理解賜ればと思います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 思い切って飲食店にこの金額を支給するというふうにして、集まっただけの食べたり飲んだりでは当面控えるぐらいのことはできないでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 県の通達からも、大規模な飲食については自粛するようという要請は来ております。やる場合についても、新生活様式を準拠したお店、それから少人数でということで通達が来ておりますので、それに基づいて実施するというごさいますので、御理解いただければと思います。

下山准一議長 ほかにありませんか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 5ページの歳入ですが、19款2項2目まちづくり応援基金繰入金ですが、引き続いて6ページのG o T o E a tキャンペーンの応援給付金、こっちについては私はいいと思うんです。

質問したいのは、財政課の考え方だと思うんですが、応援基金からの繰入金しか検討されなかったのか、国の制度とか、これに関わるような制度がないからしたんだと思うんですけども、応援基金の利用についての趣旨に合致するかどうか、合致するから計上したんでしょうけれども、その点お伺いします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

下山准一議長 総合政策課長渡辺安志君。

渡辺安志総合政策課長 まちづくり応援基金繰入金ということで、ふるさと納税絡みということで私からお答えさせていただきますけれども、市の産業、経済が疲弊しているということで、産業に資するというので、先ほどもありましたけれども、そういった応援してくださる方もいらっしゃいますので、今回、他の財源化ということにつきましては、ないからこういう財源、市の財源でするわけですけれども、ふるさと応援基金というこうした基金を使って何とか経済、産業の活性化に使わせていただきたいということで財源を繰り入れたところのごさいます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 極めて一般財源的な扱いをするということになるんじゃないでしょうか。今後、この応援基金の繰入れの在り方についてちょっと心配するものですから、そこのところ確認したんです。なお、いい制度は本当になかったんでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 このたびの追加補正での事業での財源ということでございしますが、まちづくり応援基金、コロナの状況を受けまして非常に伸びている状況だということで、ただこれにつきましても毎年の繰入れのルールというのを設けてございします。今回、このような事業に目的が合致するというので、こちらの財源として活用させていただいているものでございします。

以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） 1つだけ質問させていただきます。

歳出の6ページ、7款商工費1項商工費5目新型コロナウイルス対策費の中の先ほども皆さん申し上げているやまがたG o T o E a tキャンペーンについてでございます。こちらの説明を見ますと、登録している事業者に対して、利用された状況に応じてという形になっておりますけれども、このG o T o E a tが利用された時期というのは遡って25%なんんでしょうか、これから25%なんんでしょうか。

それと、最後の締切りまでの期間を教えてください。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 こちらにつきましては、この予算が可決されました後に給付金の事業の要綱を定めまして実施するものでございしますが、

期間については、Go To Eatが3月末までということをごさいますて、換金についても4月になってからでないといけないということもお聞きしておりますので、その最終の事業につきましては年度をまたぐのかなと考えてございます。今回の追加補正につきましてはあくまでも今年度の予算分ということをごさいますので、また新年度につきまして新年度の予算で計上させていただきますと考えるとございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。

今、内容の返事がちょっとあやふやだったんですけれども、今まで使われた分も対象になるという捉え方でよろしいでしょうか。今回追加で出ましたけれども、これが可決された後のものしか駄目なのか、それともそれが決まってから、今まで使われた分も対象になるのかお伺いします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 大変申し訳ございません。

換金がなった時点ですので、これから換金されるという状況がございますので、今まで使われていた分ということも対象になるところかと思えます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第129号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第129号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

日程第23決議案第1号誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について

下山准一議長 次に、日程第23決議案第1号誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

石川正志議会運営委員長 それでは私から、決議案第1号について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について。

上記の議案を新庄市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出日は本日でございます。

宛先は、市議会議長下山准一殿。

提出者は、私、新庄市議会運営委員会委員長石川正志でございます。

中身について、読んで説明に代えさせていただきますので、皆様、お手元の資料をよろしく

お願いいたします。

誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議。

現在、新型コロナウイルス感染症は全国的に急速な感染拡大が進んでおり、山形県内においても11月から感染者が急増しています。その中であって新庄市民は感染拡大の防止に細心の注意を払いながら社会経済活動の両立に向け懸命に取り組んでいます。

こうした状況の下、感染者やその家族、学校や勤務先、医療・福祉関係者等に対しSNS等の媒体による匿名での心ない誹謗中傷や間違った情報の拡散、感染症に対する不安や恐れから感染者や感染経路を詮索する事例などが発生していることは憂慮すべきことです。

これらの行為は偏見による不当な差別であり、人権擁護の観点からも看過できません。また、コロナ禍を契機として、新庄市民が永い間培ってきた「思いやり」や「やさしさ」という人と人との結びつきの根幹を失ってしまうことは大きな損失であり、何としても防がなければなりません。

新型コロナウイルスは気づかないうちに誰もが感染する可能性があります。今、私たちが行うべきことは感染症防止策の徹底であって感染者を誹謗中傷することではありません。医療・福祉従業者をはじめ多くの方が困難な状況の中で頑張っています。今こそ私たち一人一人が、共に支えあうことが何より大切なことです。

よって、本市議会は、誹謗中傷の根絶を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症に関する諸課題に真摯に取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましても、共に支えあいながらこの困難を乗り越えてまいりましょう。

以上、決議する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました決議案第1号誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議については、会議規則第37条第2項の規定により直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

決議案第1号誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第24議会案第5号最上地区 県立高校再編に関する意見書の提出 について

下山准一議長 次に、日程第24議会案第5号最上地区県立高校再編に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科正仁君。

(10番山科正仁議員登壇)

10番(山科正仁議員) 私から、議会案第5号

最上地区県立高校再編に関する意見書の提出について説明いたします。

上記の議案を新庄市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年12月15日、本日提出です。

新庄市議会議長下山准一殿。

提出者、私、山科正仁。

賛成者は、奥山省三議員、石川正志議員、八鍬長一議員です。

別紙を御覧ください。

最上地区県立高校再編に関する意見書。

県教育委員会は、最上地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会の報告書を踏まえ、平成24年3月に最上地区の県立高校再編整備計画を作成し、中長期的な方向性を示した。令和2年は、第6次山形県教育振興計画期間の半ばになることから、最上地区の高校所在の1市3町における地域説明会や8市町村からの意見聴取を実施し、再編整備に関する基本方針の改訂を踏まえながら検討を進めている。このたび具体的な高校配置の2つの案を併記した骨子案をまとめ、令和3年3月に最上地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）を策定する予定としている。この再編において、敷地・校舎は県立新庄北高等学校を活用しようとしているが、校舎が狭いことや、築50年近く経過し配管や壁など施設の老朽化が著しいこと、最寄り駅から離れた場所に位置していることから通学に不便など施設面で課題が生じている。

さらに、統合した新高校は地域と連携を含め、新庄市のまちづくりに大きな影響を及ぼすことになることから新庄市としての検討が必要となります。

以上のことから、次の事項を要望します。

1. 高校再編に当たっては、教育環境の向上を図ることが重要であり、新校舎を含めて検討すること。
2. 新高校は、進学校としての機能を強化する

ため、探究科など複数の学科を設置すること。

3. 教員の配置については、生徒の定数やクラス数によらず、十分に確保すること。

4. 高校再編は新庄市のまちづくりに大きな影響をもたらすものであり、県立高校再編整備計画（第2次計画）に当たっては新庄市の意見を反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先、山形県知事宛て、山形県教育委員会教育長宛て。

以上、提出いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第5号最上地区県立高校再編に関する意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第5号最上地区県立高校再編に関する意見書の提出については、原案のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会

下山准一議長 ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 コロナの第3波かと言われる厳しい中であって、12月議会の慎重審議賜りましたこと、まずもって感謝申し上げます。

今年は、本来はオリンピックイヤーということでスタートし、2月にコロナ感染症が疑われ、3月には学校閉鎖、4月は緊急事態宣言ということで、国のありようを全て変えるような大きなパンデミックになった年だと思っております。新しく菅総理が誕生いたしまして、デジタル化の方針を打ち出したところでもあります。これまでの行財政改革の中の大きく踏み込んだ形で押印廃止ということもうたわれているところでもあります。GIGAスクール構想などもスタートしますので、国の動向を見極めながら、本市においてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

残りも僅かとなったわけではありますが、新年におきましては、1月4日、新春の集いは懇親会をやらずにセレモニーだけと、新庄市表彰の方々の表彰のみという形で、縮小した形で行わせていただきたいと思いますと考えております。

また、1月11日の成人式、延びておりましたが、どこかでけじめをつけたいということでありますので、会場を市民プラザから文化会館にしまして、席の十分な確保を行いながら、これも短時間、規模を縮小した形で行ってまいりた

いと考えています。これはあくまでも新庄最上、特に新庄市で感染者が出ていないという状況でのことでありますので、ぜひそのことも御承知いただければと思います。

今日も山形市では12人、ほかにも数人出ているという状況で、いつ新庄市にも入ってくるかわからない状況であります。感染症対策を十分に取ながら最小の形での行事を進めてまいりたいと思っております。

今年6月8日に予定されておりました2020の新庄最上地区におけるオリンピックの聖火リレーであります。国の委員会から令和3年6月7日に規模を縮小した形で実施してはどうかという御意見をいただいているところであります。これは、教育委員会、8市町村の教育委員会でさらに内容を詰めまして、実施に至ることへの経過の説明もいただけるものと思っております。

何はともあれ、来年2020が2021のオリ・パラになることが、日本にとっても国難を乗り越える、また大きな転換期の一つではないかなと思っております。

本市におきましても、それに向けて本当に国難に負けずに、明るい社会づくり、まちづくりに努めなければいけないと思っております。

今般いただいた来年度予算等への様々な意見に真摯に耳を傾けまして、できる限りのことを対応してまいりたいと思っております。

間もなく1年が終わろうとしておるわけではありますが、皆様と、また市民の皆様が本当によい年を迎えられますことを心からお祈り申し上げます。12月議会の御礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

下山准一議長 以上をもちまして、令和2年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時01分 閉会

新庄市議會議長

會議錄署名議員

〃 〃